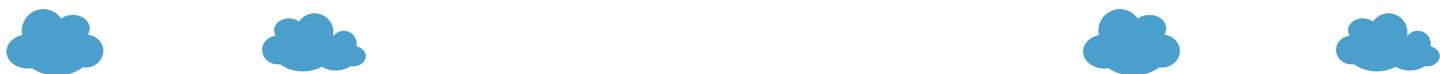
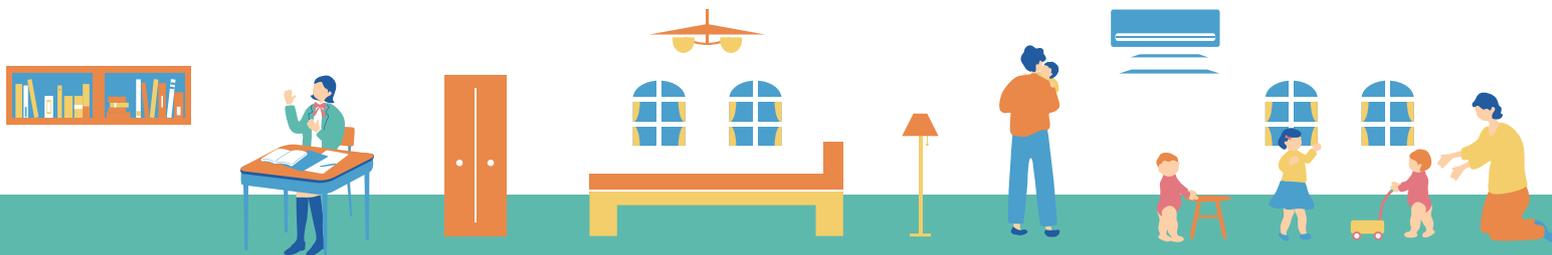
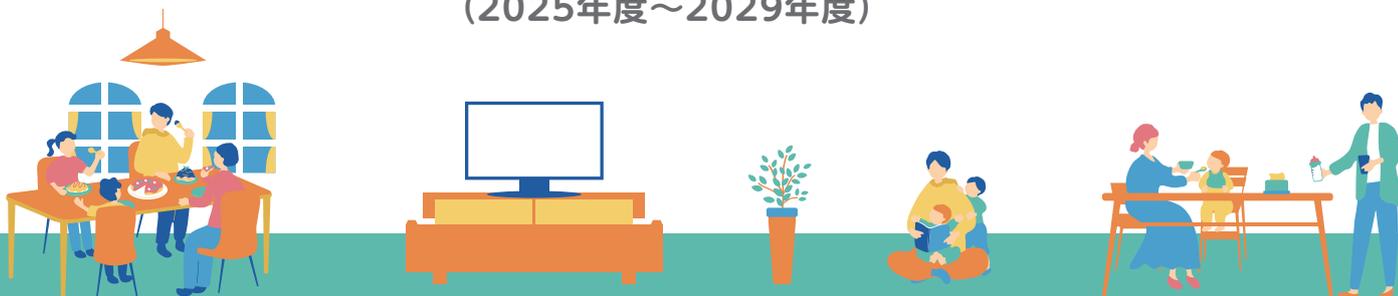


新宿区子ども・子育て支援事業計画 (第三期)

令和7年度～令和11年度

(2025年度～2029年度)



令和7(2025)年3月
新宿区

未来を担う子どもたちが健やかに自分らしく成長できるとともに、誰もが子育てを楽しみながら生き生き暮らすことができるまちの実現を目指して



区では、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられるようきめ細かな支援を行うとともに、すべての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指して取組を推進してまいりました。5年ごとに策定するこの計画は、このたび第三期を迎えることとなります。

区は前期計画期間中において、保育所等の待機児童解消に積極的に取り組んだ結果、令和3年4月1日時点でその数はゼロとなり、以後の各年度の同時点において4年連続ゼロを達成しました。また、ヤングケアラーへの支援など新たな課題に対応するほか、「こども家庭センター」の設置を通じた母子保健と児童福祉の更なる連携や、児童相談体制における東京都との連携強化など、新たな取組も進めてまいりました。

第三期計画においては、前期計画でのこれらの成果を踏まえ、適正な保育定員の維持や、妊娠期から子どもの成長に応じた切れ目のない支援のほか、子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて、計画的に取り組んでまいります。

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じることが国及び地方公共団体に求められていることから、従来から行っている子ども自身も対象とした「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」に加え、新たに子ども Web アンケートを実施しました。

また、同法に基づいて策定された「こども大綱」は、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

このことを踏まえ、区では子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている市町村子ども・子育て支援事業計画にとどまらず、「新宿区総合計画」の基本政策の一つに掲げる「暮らしやすさ1番の新宿」を目指すため、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を推進するものとして、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」を策定しました。

この計画に基づき、未来を担う子どもたちが健やかに自分らしく成長できるとともに、誰もが子育てを楽しみながら、生き生き暮らすことができるまちの実現を目指して取組を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、熱心に議論していただき、貴重なご意見・ご提案をいただきました「新宿区次世代育成協議会」や「新宿区子ども・子育て会議」の委員をはじめ、計画策定のための調査やパブリック・コメント、子ども Web アンケートなどにご協力いただきました皆様に感謝を申し上げますとともに、この計画を着実に推進していくため、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年3月

新宿区長 吉住 健一

〈目次〉

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の位置付け及び計画期間等	1
2 新宿区の人口・世帯等の状況	4
3 計画策定のための調査の実施	8
4 計画策定体制と点検・評価等	9
5 計画全体の構成	11
6 施策と主な事業	14
第2章 施策目標別の取組の方向	
第2章の見方	23
施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	24
施策目標2 健やかな子育てを応援します	64
施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	77
施策目標4 安心できる子育て環境をつくれます	119
第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	
1 子ども・子育て支援制度の概要	133
2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況	139
3 新宿区の子育て支援施設等	142
4 教育・保育提供区域の設定	146
5 各年度における教育・保育の量の見込み	147
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	155
7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・ 保育の推進に関する体制の確保	173
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	174
資料編	
1 事業一覧	175
2 協議等活動記録	207
3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成	208
4 新宿区子ども・子育て会議の構成	210
5 子どもWeb アンケートの結果概要	211
6 新宿区次世代育成協議会条例	215
7 新宿区子ども・子育て会議条例	217
8 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱	218
9 関連する法令	220



第1章 計画の基本的な考え方

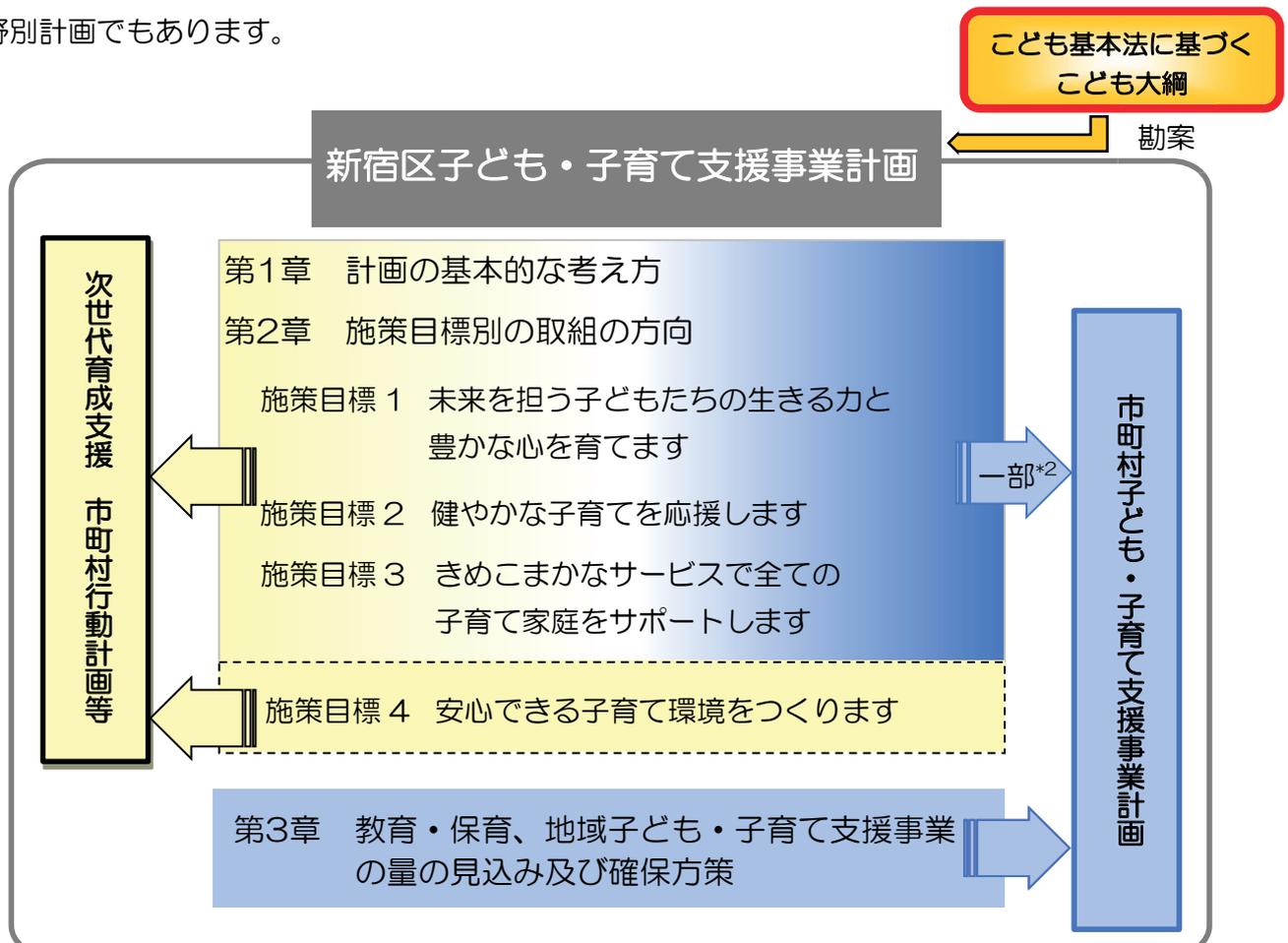
- 1 計画の位置付け及び計画期間等
- 2 新宿区の人口・世帯等の状況
- 3 計画策定のための調査の実施
- 4 計画策定体制と点検・評価等
- 5 計画全体の構成
- 6 施策と主な事業

1 計画の位置付け及び計画期間等

(1) 計画の位置付け

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。あわせて、「次世代育成支援対策推進法^{*1}」第8条に基づく「市町村行動計画」としての新宿区次世代育成支援計画を継承するとともに、「こども基本法」に基づく国の「こども大綱」に掲げるこども施策に関する基本的な方針を勘案して策定します。このほか、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」第5条の施策である「成育医療等基本方針に基づく計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものとして策定します。

また、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画でもあります。



*1 平成 17 年度から平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、数次の法改正により令和 17 年度までに延長されました。

*2 市町村子ども・子育て支援事業計画の事業内容は、第3章のほか第2章の施策目標1から3においても記載しています。

(4) SDGsの推進

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことであり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際社会全体の共通目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本計画と関連の深い主なSDGsの目標としては、貧困に関する「目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、保健に関する「目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、教育に関する「目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、交流や居場所づくりに関する「目標11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」などが挙げられます。

また、SDGsの推進においては、国や地方公共団体、地域、企業、NPOなど、あらゆる主体の参画が必要とされており、「目標17 パートナリシップで目標を達成しよう」は、全ての施策に関係する目標であると考えています。

本計画は、SDGsに合致するものであり、計画の推進がSDGsの目標達成につながるものと考えています。



出典：国際連合広報センター

2 新宿区の人口・世帯等の状況

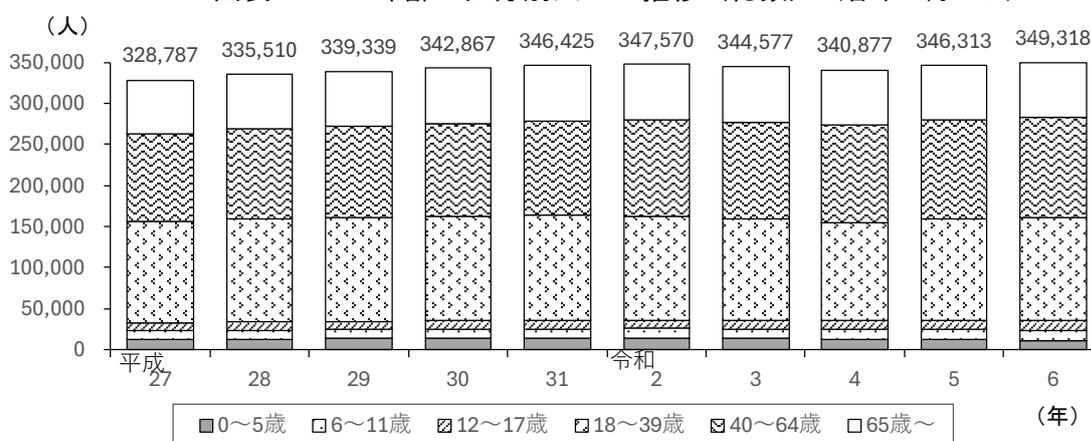
(1) 総人口及び6区分別人口の推移

区の総人口はおおむね増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で約34万9千人、そのうち外国人は約4万4千人となっています。

年齢別にみると、令和6年に0～5歳は11,765人、6～11歳は12,338人、12～17歳は11,501人となっています。0～5歳は令和2年をピークに減少傾向、6～11歳及び12～17歳はおおむね微増傾向で推移しています。

外国人人口については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い微減傾向にありましたが、令和5年以降再び増加に転じ、総人口の1割を超えています。

図表 I-1 年齢6区分別人口の推移（総数）（各年4月1日）



図表 I-2 年齢6区分別人口の推移（内訳）（各年4月1日）

	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
総数	328,787	335,510	339,339	342,867	346,425	347,570	344,577	340,877	346,313	349,318
65歳～	65,762	66,736	67,250	67,544	67,575	67,639	67,382	67,167	66,922	66,780
40～64歳	106,856	109,031	110,651	112,685	114,957	116,948	117,808	118,547	119,565	120,701
18～39歳	122,929	125,712	126,682	127,129	127,836	126,536	123,169	119,262	124,014	126,233
12～17歳	10,138	10,267	10,262	10,217	10,359	10,418	10,520	10,706	11,185	11,501
6～11歳	10,203	10,488	10,848	11,174	11,543	11,865	12,040	12,068	12,163	12,338
0～5歳	12,899	13,276	13,646	14,118	14,155	14,164	13,658	13,127	12,464	11,765

図表 I-3 総人口に占める外国人の割合（各年4月1日）

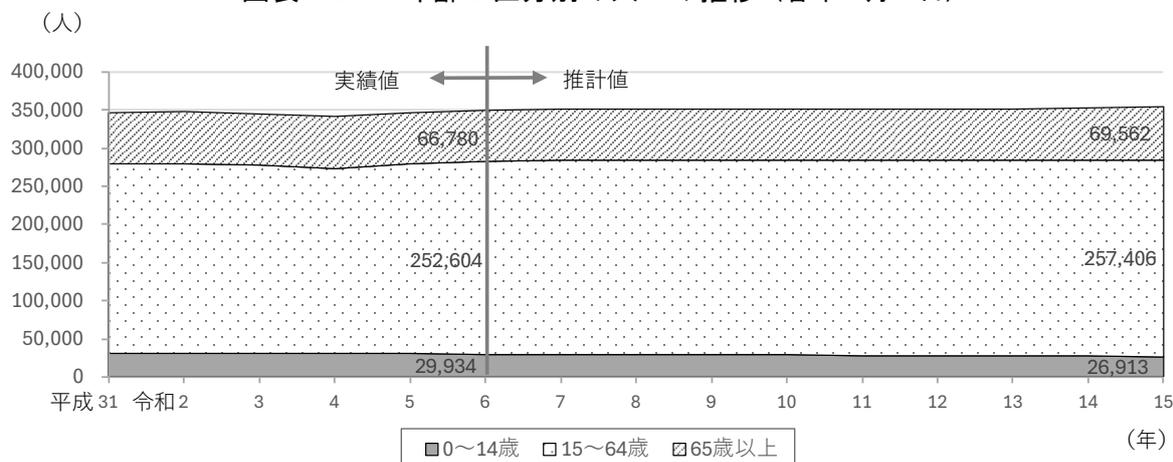
	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
総数	11.0	11.5	12.1	12.2	12.2	11.6	10.6	9.7	11.5	12.5
65歳～	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	2.0	2.1	2.2	2.5	2.7
40～64歳	8.1	8.2	8.4	8.5	8.6	8.6	8.3	8.2	8.6	9.0
18～39歳	19.2	20.5	21.8	22.0	21.8	20.3	18.1	16.1	19.9	21.9
12～17歳	9.8	9.8	10.4	10.2	10.2	10.0	9.4	9.2	10.5	11.0
6～11歳	9.1	9.0	9.2	9.5	9.7	9.3	8.7	8.0	8.7	9.1
0～5歳	7.5	7.1	7.4	7.1	7.1	7.2	6.4	6.5	7.2	8.1

出典：住民基本台帳

(2) 3区分別人口の推移と見通し

令和7年から令和15年までの人口推計値をみると、総人口は微増傾向にあり、年少（0～14歳）人口が1割を下回っているのに対し、生産年齢（15～64歳）人口が7割強、高齢者（65歳以上）人口が2割弱で推移する見込みです。

図表 I-4 年齢3区分別の人口の推移（各年4月1日）

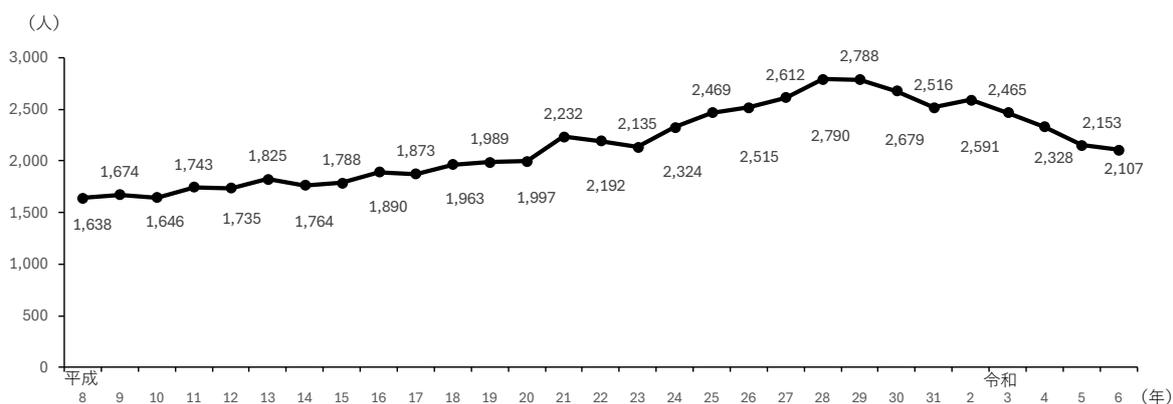


出典：【実績値】住民基本台帳、【推計値】新宿区資料

(3) 出生数の推移

区の出生数は平成8年に過去最小の1,638人となって以降、微増減を繰り返し、平成21年には2,000人を超えました。近年では、平成28年の2,790人をピークに、減少傾向にあり、令和6年には2,107人となっています。

図表 I-5 出生数の推移

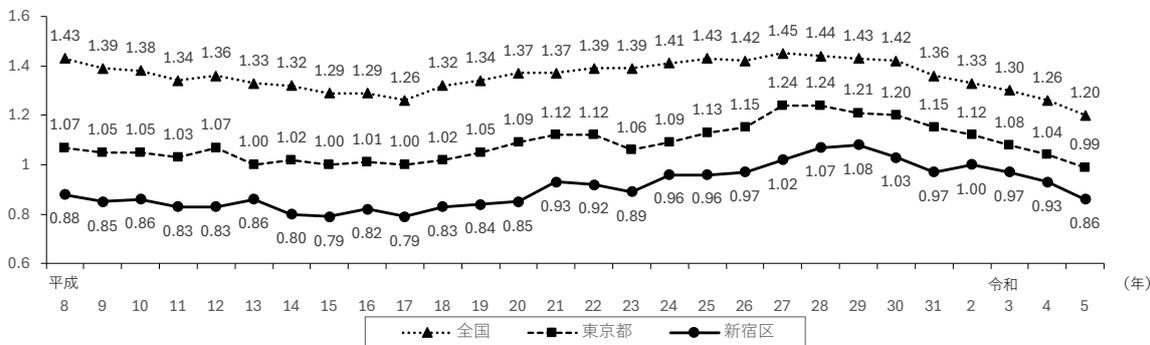


出典：新宿区資料

(4) 合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均数）は、全国の都道府県の中で最も低い東京都の中でも、低い値で推移しています。平成23年以降は上昇傾向にありましたが、平成29年以降はおおむね減少傾向に転じ、令和5年には0.86となっています。

図表 I-6 合計特殊出生率の推移



出典：東京都、新宿区の合計特殊出生率：東京都福祉局「人口動態統計」

全国の合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計 年報」 ※全国の平成30年の数値（1.42）は概数

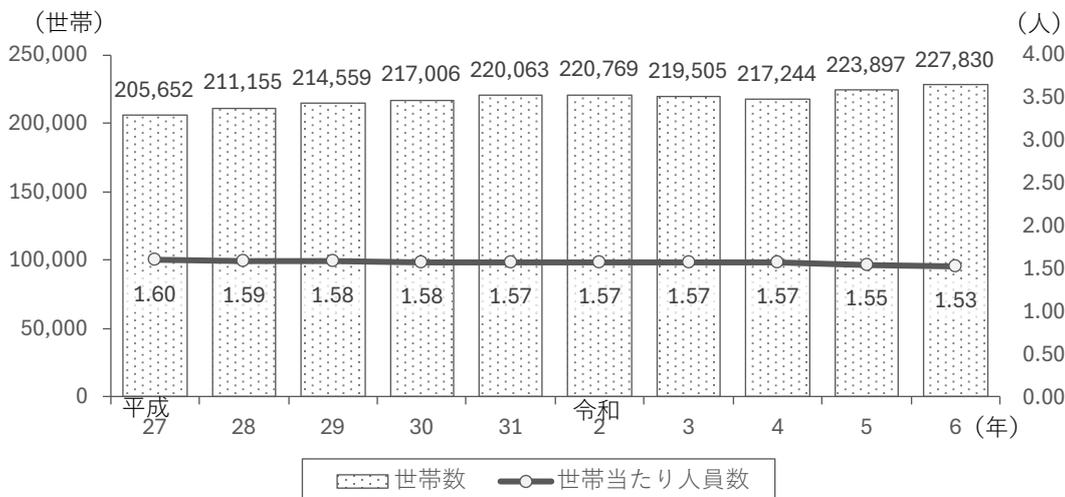
(5) 世帯数の推移

令和6年4月1日現在の世帯数は、227,830世帯です。平成27年以降、おおむね増加傾向にあり、平成27年から令和6年までの間に約22,000世帯の増となっています。

一方、世帯当たりの人員数は減少が続いており、平成27年の1.60人から令和6年には1.53人となっています。

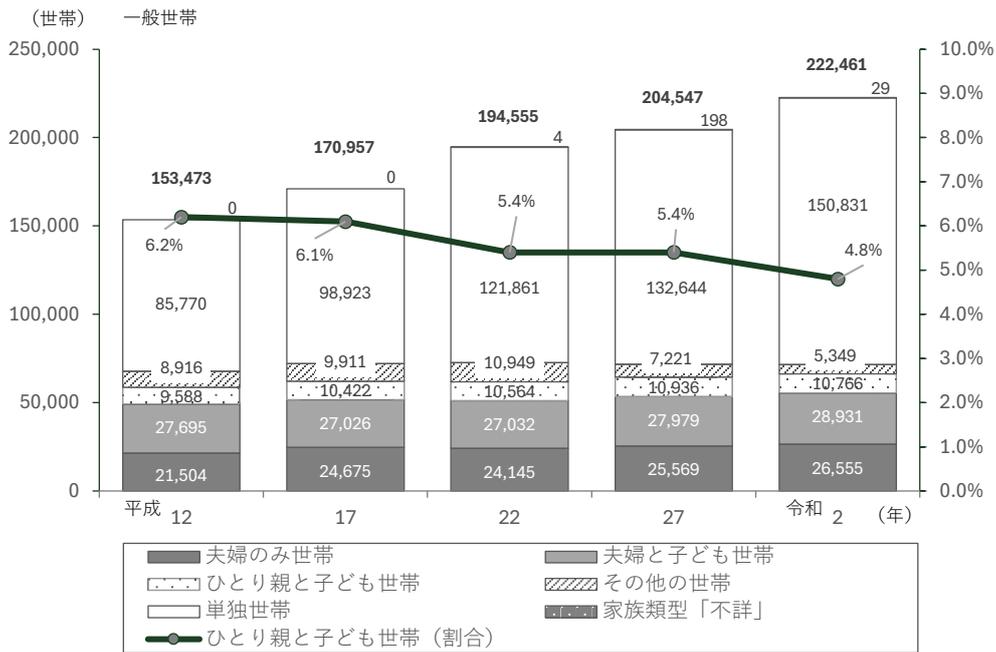
家族類型別世帯数の推移をみると、区では単独世帯の割合が大きく伸びています。ひとり親世帯については割合が減少していますが、実数はほぼ横ばいとなっています。

図表 I-7 世帯数及び世帯当たり人員数の推移(各年4月1日)



出典：住民基本台帳（外国人住民を含む）

図表 I-8 家族類型別世帯数の推移

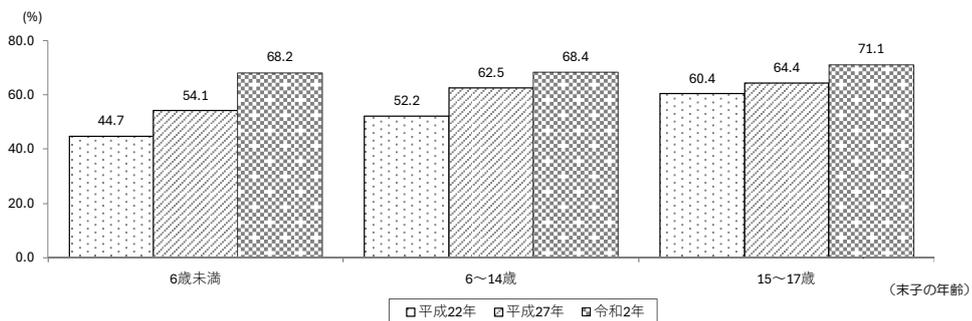


出典：総務省「国勢調査」

(6) 共働き世帯の割合

平成 22 年、27 年、令和 2 年の調査結果を比較すると、子どもがいる夫婦の世帯に占める「夫婦とも就業」の世帯の割合は年々増加しています。特に、6 歳未満の就学前児童の保護者については、平成 22 年の 44.7%から令和 2 年の 68.2%と大きく増加しています。

図表 I-9 末子の年齢別、子どもがいる夫婦の世帯に占める「夫婦とも就業」の世帯の割合（新宿区）



出典：国勢調査 就業状態等基本集計結果

3 計画策定のための調査の実施

「新宿区子ども・子育て支援に関する調査」（以下「区の調査」という。）は、区民の子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭、若者など区民の意識と生活実態、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、令和5年9月25日から令和5年10月15日の間に実施しました。

下表の①及び②は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するため、③、⑤、⑦、⑧は、子どもや若者の日常的な暮らしの状況や子どもや若者自身の意識をより詳細に把握するため、④及び⑥は、子育て支援サービスの利用状況や子育て家庭の意識を把握するため実施しました。

調査結果は、第2章の中で施策における「現状と課題」の中で引用しているほか、第3章の事業量の見込みの基礎数値として使用しています。

なお、調査対象・回収率等は、以下のとおりです。また、調査結果は区公式ホームページや区立図書館・特別出張所などで閲覧することができます。

対象者	対象者数 (人)	有効回収数 (票)	有効回収率
①就学前児童保護者	2,500	1,247	49.9%
②小学生保護者	2,200	1,042	47.4%
③小学校5・6年生	800	259	32.4%
④小学校5・6年生保護者	800	322	40.3%
⑤中学生	800	232	29.0%
⑥中学生保護者	800	328	41.0%
⑦青少年（15歳～17歳）	1,000	277	27.7%
⑧若者（18歳～39歳）	1,200	235	19.6%
合計	10,100	3,942	39.0%

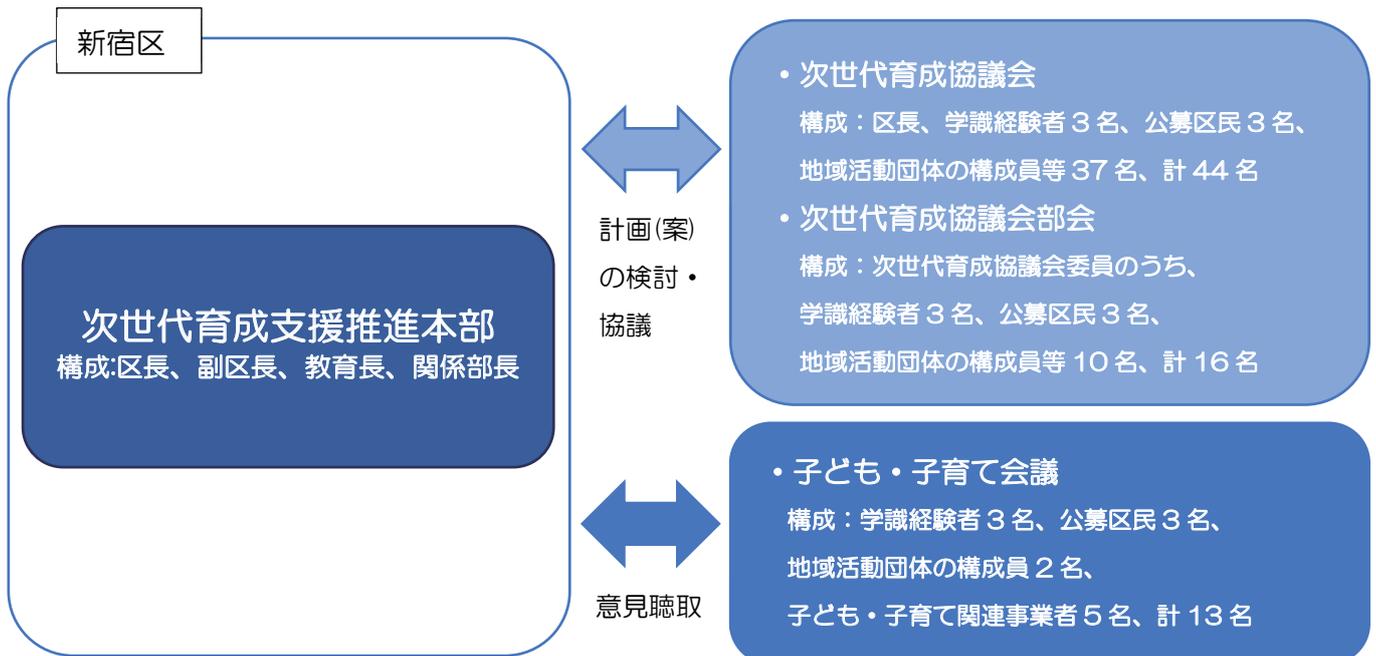
*調査票の発送、回収ともに郵送（回答は無記名、インターネットでの回答も可）とし、対象は住民基本台帳に基づく年齢別の無作為抽出としました。

*③④及び⑤⑥はそれぞれ同一世帯に調査、その他同一世帯の重複調査はありません。

4 計画策定体制と点検・評価等

(1) 計画策定体制

本計画は庁内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、学識経験者・公募区民・地域活動団体の構成員等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び同協議会の委員から選出した「新宿区次世代育成協議会部会」において、前計画の進捗状況の確認・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、学識経験者・公募区民・地域活動団体の構成員・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。



(2) 説明会の実施

回	開催日	曜日	時間	会場	参加者
第1回	令和6年11月18日	月	14時30分～	新宿区役所	1人
第2回	令和6年11月19日	火	18時30分～	新宿区役所	6人
合計					7人

令和6年11月15日（金）から令和6年12月16日（月）までオンラインにより素案説明動画を配信

(3) パブリック・コメントの実施

実施期間	意見提出件数	意見の提出方法
令和6年11月15日（金）から 令和6年12月16日（月）まで	185件	窓口への直接提出、郵便、ファクス 又は新宿区ホームページの入力 フォーム等

(4)子ども Web アンケート

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

このことから、計画策定にあたり、パブリック・コメントの実施と併せて、子どもを対象にした子ども Web アンケートを実施しました。

【子ども Web アンケート】

(ア) 対象

区内在住・在学・在勤の小学校5・6年生、中学校1～3年生、青少年（15歳～17歳）

(イ) 実施方式

インターネットサイトを通じたアンケート（対象であれば誰でも回答可）

(ウ) 実施期間

令和6年11月15日（金）から12月2日（月）

(エ) 回答数

749人

(5) 点検・評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、行政評価制度等により各施策目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、各事業の見直しを図ります。

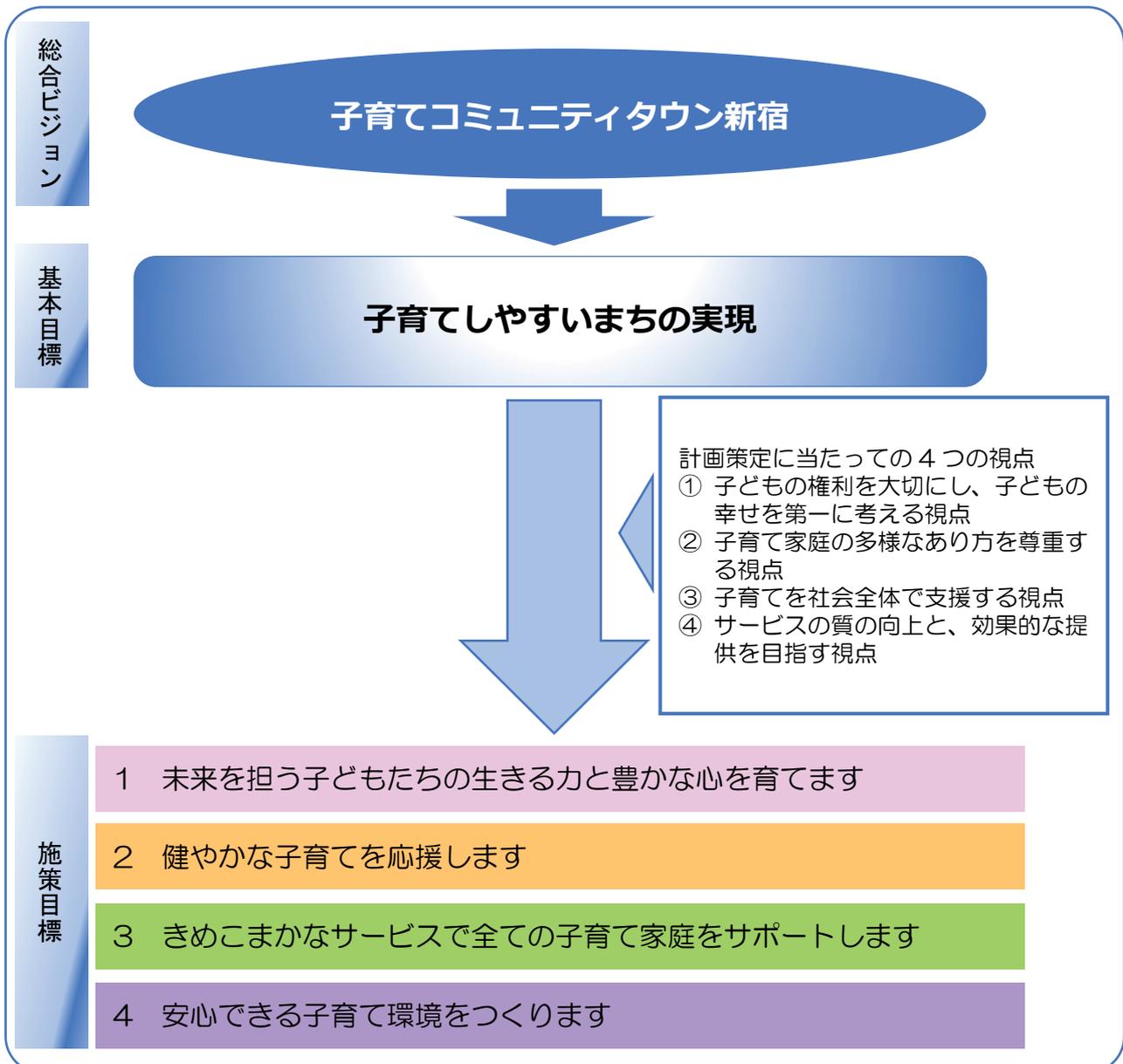
また、「教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等については、各年度の住民基本台帳人口を基に、新宿自治創造研究所が試算した人口推計を使用し、必要に応じて見直します。さらに、施策をより効果的に推進するため、新宿区次世代育成支援推進本部、新宿区次世代育成協議会及び新宿区子ども・子育て会議において、計画の進行管理を行います。なお、各会議の資料や議事録は区公式ホームページに掲載します。

5 計画全体の構成

新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできる、都市機能がバランスよく集積した魅力にあふれたまちです。

新宿のまちで生活し活動する多様な人々が、自分の子育て経験を活かしながら他人の子育てを応援する中で、「子育て」をきっかけに出会いと交流が生まれ、コミュニティが育っていきます。また、自分に合った子育て支援サービスを豊富なメニューの中から選択できるとともに、ワーク・ライフ・バランスが一層推進されることで、誰もが子育てを楽しみながら生き生きと暮らすことができます。こうした目指すべきまちの姿への思いを、「子育てコミュニティタウン新宿」に込め、本計画の総合ビジョンに掲げました。

この「子育てコミュニティタウン新宿」を推進していくため、本計画では「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として掲げるとともに、4つの施策目標を定め、子どもと子育て支援施策にかかる取組の方向と具体的な事業を体系化しました。



《数値目標》

「子育てしやすいまちの実現」のため、「子育てしやすいまちだと思ふ人」の割合を増やすことを数値目標として定めます。

区分	現状 (令和5年度の区の調査結果)	目標 (令和11年度)
就学前児童保護者	48.6%	65.0%
小学生保護者	50.7%	65.0%

■数値目標設定の考え方

令和5年度の区の調査においては、就学前児童保護者及び小学生保護者いずれも前回結果を下回る結果となりました。しかし、本計画においても、計画の総合ビジョンに掲げる「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向け、引き続き子育て支援施策に取り組んでいくことから、これまでの目標値を継続し、達成に向け計画を推進していきます。

〔参考〕実績値の比較（5年ごとの区の調査結果）

区分	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%	59.3%
小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%	61.9%

《基本指標》

計画策定の土台としてきた、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことが子育て支援の原点であるという考え方を見える化し、子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を測る基本指標として、本計画では新たに「子どもの自己肯定感の高さ」を設定することで、5年ごとの区の調査で状況を確認していきます。

〔子どもの自己肯定感の高さ〕（5年ごとの区の調査結果）

区分	平成30年度	令和5年度
小学校5・6年生	83.7%	79.8%
中学生	81.2%	76.6%
青少年（15歳～17歳）	79.9%	80.1%

■基本指標設定の考え方

基本指標である「子どもの自己肯定感」とは、区の調査で「自分のことが好きだ」、「自分は家族に大事にされていると思う」、「自分は友だちに好かれていると思う」、「自分にはやればできる力があると思う」、「がんばれば、みとめられると思う」の5つの設問について、「とても思う」又は「思う」と回答した人の割合を平均したものとします。

《計画策定に当たっての4つの視点》

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 子育て家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点

《施策目標》

1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

子どもが権利の主体であることを社会全体で共有し、未来を担う子どもたち一人ひとりが大切にされるとともに、子ども自らが意見を表明できるようにすることが大切です。子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期における親と家庭を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長に合わせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

子どもの健全な成長と幸せな生活を実現するため、子育て中の親が心にゆとりをもって子育てできるよう、子育て支援サービスの充実により、多様なニーズに対応していきます。

4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組や多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動を推進するとともに、環境問題への取組や居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現を目指します。

6 施策と主な事業

(1) 施策の体系

施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- 1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて
 - (1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
 - (2) 虐待から子どもを守るための取組
 - (3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組
- 1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために
 - (1) 質の高い学校教育の推進
 - (2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために
 - (1) 心とからだの栄養素 「遊び」
 - (2) 心とからだの栄養素 「文化・芸術」
 - (3) 心とからだの栄養素 「食」
- 1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて
- 1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

施策目標2 健やかな子育てを応援します

- 2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組
- 2-2 子どもへの健やかな成長のために
 - (1) 乳幼児の健やかな発達支援
 - (2) 学童期から思春期までの健康づくり

施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

- 3-1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - (1) 子育て支援サービスの充実
 - (2) 経済的な支援
 - (3) 子どもの貧困の解消に向けた取組
- 3-2 就学前の教育・保育環境の充実
 - (1) 適正な保育定員の維持
 - (2) 保育サービスの充実と質の向上
 - (3) 幼児教育環境の充実
- 3-3 放課後の子どもの居場所の充実
- 3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために
- 3-5 ひとり親家庭への支援
- 3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進
- 3-7 外国につながる家庭、子どものために

施策目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 4-2 子ども笑顔があふれるまちづくり
- 4-3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

(2) ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳	
施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて							
	(1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利							
					・人権教育の推進			
					・子どもの施策への参画促進			
			・キッズページの運営					
					・ヤングケアラーへの支援			
	(2) 虐待から子どもを守るための取組							
					・子ども家庭・若者サポートネットワーク			
					・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)			
					・養育支援訪問等事業			
					・子育て短期支援事業(要支援家庭を対象とした子どもショートステイ)			
					・親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)			
					・児童相談体制の整備			
	(3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組							
					・学校問題支援室の運営			
					・いじめによる重大事態調査委員会及び いじめによる重大事態等に関する協議会の運営			
					・不登校児童・生徒への支援			
					・情報モラル教育の推進			
	施策1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために							
	(1) 質の高い学校教育の推進							
				・学校サポート体制の充実				
				・学校評価の充実				
				・ICTを活用した教育の充実				
				・創意工夫ある教育活動の推進				
				・地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実				
				・学校の法律相談体制の整備				
				・部活動運営支援事業				
(2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援								
				・発達相談				
				・児童福祉法に基づく児童発達支援				
				・障害児等巡回保育相談<認可保育園・認定こども園等>				
				・巡回相談の実施				
				・特別支援教育の推進				
				・まなびの教室(特別支援教室)				
				・障害者理解教育の推進				

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳	
施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	施策1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために							
	(1) 心とからだの栄養素「遊び」							
		・児童館での遊びの支援						
				・放課後子どもひろばでの遊びの支援				
					・未来を担うジュニアリーダーの育成			
		・プレイパーク活動の推進						
		・みんなで考える身近な公園の整備						
		・新宿中央公園の魅力向上						
	(2) 心とからだの栄養素「文化・芸術」							
		・文化体験プログラムの展開						
				・伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実				
				・学校図書館の充実				
		・子ども読書活動の推進						
		・絵本でふれあう子育て支援						
	(3) 心とからだの栄養素「食」							
		・もぐもぐごっくん支援事業						
		・1歳児食事講習会						
		・離乳食講習会						
		・栄養相談						
						・メニューコンクール		
	・食育講座							
	・認可保育園・認定こども園での食育の推進							
	・学校(園)における食育の推進							
施策1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて								
						・若者のつどい		
						・若者対象講座		
				・だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進				
	・子ども・若者総合相談							
				・自殺総合対策				
	・児童館、児童コーナーにおける居場所の充実							
	・児童館、児童コーナーにおける相談対応							
施策1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために								
			・英語キャンプ					

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策目標2 健やかな子育てを応援します	施策2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組						
	・母親・両親学級等の開催						
	・妊婦健康診査						
	・妊婦歯科健康診査						
	・出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)						
	・はじめまして赤ちゃん応援事業						
	・家事育児サポート事業(産前産後支援)						
	・利用者支援事業(こども家庭センター型)						
	・産後ケア事業						
	・妊婦のための支援給付						
	施策2-2 子どもの健やかな成長のために						
	(1) 乳幼児の健やかな発達支援						
	・親と子の相談室						
	・はじめまして赤ちゃん応援事業(子育て世代のストレスマネジメントの講話)						
	・オリーブの会(MCG)						
	・すくすく赤ちゃん訪問						
	・乳幼児健康診査						
	・新生児聴覚検査						
	・乳幼児から始める歯と口の健康づくり						
	・育児相談・育児グループ						
	・すこやか子ども発達相談						
	・バースデーサポート事業						
	・家庭における乳幼児事故防止対策						
	・子どもに関する医療情報の提供						
	・小児夜間診療						
	・休日診療						
	(2) 学童期から思春期までの健康づくり						
	・出張健康教育						
・10代のこころの健康に関する普及啓発							
・健康相談							
・小児生活習慣病予防健診							
・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施							
・スポーツへの関心と体力の向上							

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳	
施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	施策3-1 子育て支援サービスの総合的な展開							
	(1) 子育て支援サービスの充実							
		・認可保育園・認定こども園等における一時保育の実施						
		・ひろば型一時保育の充実						
		・ファミリーサポート事業						
		・家事育児サポート事業(ベビーシッター利用支援事業)						
		・子育て短期支援事業(従来型子どもショートステイ)						
		・地域子育て支援拠点事業						
		・幼稚園子育て支援事業の実施						
		・子どもと家庭の総合相談						
		・子育て相談体制の充実						
		・利用者支援事業(基本型)						
		・子育て支援情報の発信						
		(2) 経済的な支援						
			・児童手当					
			・児童扶養手当					
			・特別児童扶養手当					
			・児童育成手当(育成手当・障害手当)					
			・子ども医療費助成					
			・ひとり親家庭等医療費助成					
			・認可保育園・認定こども園等の保護者の負担軽減					
			・認可保育園・認定こども園等の保護者の多子世帯負担軽減					
			・区立幼稚園保護者の負担軽減					
			・私立幼稚園保護者の負担軽減					
		(3) 子どもの貧困の解消に向けた取組						
		・次世代育成支援推進本部の運営(子どもの貧困の解消に向けた対策)						
					・生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援			
					・生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援			
					・生活困窮世帯の子どもへの学習支援			
					・就学援助			
					・子育て支援施策ガイドの作成・配付			
		施策3-2 就学前の教育・保育環境の充実						
		(1) 適正な保育定員の維持						
		・適正な保育定員の維持						
	(2) 保育サービスの充実と質の向上							
		・特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児保育等】						
		・定期利用保育の実施						
		・各種研修の充実						
		・指導検査						
	(3) 幼児教育環境の充実							
		・就学前教育合同研修等の充実						
		・私立幼稚園における預かり保育の実施						
		・認定こども園【幼稚園機能】における預かり保育の実施						
		・区立幼稚園における3年保育の実施						
		・区立幼稚園における預かり保育の実施						
		・私立幼稚園に対する補助金の交付						

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	施策3-3 放課後の子どもの居場所の充実						
				<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブの充実 各種研修の充実 放課後子どもひろばの実施 学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス 障害児等タイムケア事業 			
	施策3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために						
		<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園等における障害児等保育 保育所等訪問支援事業 					
			<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における特別支援教育 		<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブにおける障害児保育 		
					<ul style="list-style-type: none"> 補装具費の支給 		
					<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の支給 		
					<ul style="list-style-type: none"> 住宅設備改善 		
					<ul style="list-style-type: none"> 中等度難聴児発達支援事業 		
					<ul style="list-style-type: none"> 障害児者のための居宅介護(ホームヘルプサービス) 		
					<ul style="list-style-type: none"> ペアレントメンターの活用・養成 		
					<ul style="list-style-type: none"> 障害児者のための短期入所(ショートステイ) 		
					<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児等在宅レスパイトサービス 		
					<ul style="list-style-type: none"> 障害のある保護者への育児支援のための居宅介護や重度訪問介護 		
	施策3-5 ひとり親家庭への支援						
					<ul style="list-style-type: none"> 生活向上支援事業(ひとり親家庭福祉) 		
					<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等自立支援給付事業 		
					<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業 		
					<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭休養ホーム 		
					<ul style="list-style-type: none"> 養育費確保支援事業 		
施策3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進							
				<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 			
					<ul style="list-style-type: none"> 働く女性応援講座 		
					<ul style="list-style-type: none"> 父親の育児参加の促進 		
				<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 			
施策3-7 外国につながる家庭、子どものために							
				<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習への支援 			
				<ul style="list-style-type: none"> 外国語版生活情報紙の発行 			
				<ul style="list-style-type: none"> 保育園児等へのサポート 			
				<ul style="list-style-type: none"> 日本語サポート指導 			
				<ul style="list-style-type: none"> 日本語学級の運営 			

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳
施策目標4 安心して 子育て 環境を つくり ます	施策4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり						
	・家庭・地域の教育力向上支援(新宿子育てメッセ実行委員会の活動)						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)						
					・家庭・地域の教育力向上支援 (新宿区青少年活動推進委員の活動)		
	・新宿区子ども未来基金を活用した事業						
	・落合三世代交流事業						
	・児童と高齢者の交流						
	施策4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり						
	・子育て応援ショップの登録促進						
	・バリアフリーの基盤整備						
	・ユニバーサルデザインまちづくりの推進						
	施策4-3 もっと安全で安心なまちづくり						
	・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
					・安全教育の推進		
				・みんなで進める交通安全			
				・緊急避難場所「ピーポ110ぱんのいえ」			
	施策4-4 未来の子どもたちへの環境づくり						
	・環境学習情報センター						
	・環境学習・環境教育の推進						
	・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)						
				・多世代・次世代育成居住支援			

★トピックス★

こども大綱

こども大綱は、こども基本法に基づき、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、令和5年12月から今後5年程度の基本的な方針や重要事項を定めたものです。これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになっています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」の実現により

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のために、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながります。

こども施策に関する6つの基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2. ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1. こども・若者の社会参画・意見反映
国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進、社会参画や意見表明の機会の充実など
2. こども施策の共通の基盤となる取組
「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援など
3. 施策の推進体制等
国における推進体制、数値目標と指標の設定など
(※こども大綱において数値目標・指標を定めている)



第2章 施策目標別の取組の方向

第2章の見方

- 施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます
- 施策目標2 健やかな子育てを応援します
- 施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします
- 施策目標4 安心できる子育て環境をつくれます

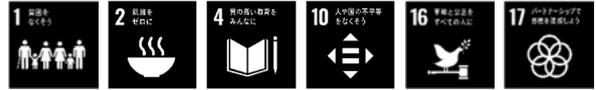
第2章の見方

この章は、次のように構成しています。

施策目標 1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

各施策に関連するSDGs
を記載しています。



(1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

現状と課題

当該施策の背景、国等の動向、区の調査結果等について記載しています。

① 未来を担う子どもが大切にされるということ

取組の方向

施策目標の実現に向けて、区が取り組む施策の方向について記載しています。

(a) 人権教育の推進と啓発事業の充実

主な事業

(a) ○○○○○

取組の方向に対応する具体的な事業について記載しています。

【令和5年度実績】

【事業の目標】

注意事項

- 「事業の目標」は、事業を取り巻く状況変化への対応や点検・評価により、必要に応じて見直します。記載内容は新宿区第三次実行計画期間である令和9年度又は本計画期間である令和11年度までの目標です。上記以外の目標年度を記した場合は、個別の計画・事業の目標年度を記載しています。
- 表中の網掛けは、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。
- この計画に関わる全ての事業については、巻末の資料編に掲載しています。
- 本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、法令等で「こども」、「子供」、「児童」と定められているものについては、原文に合わせて表記しています。
- 区の組織名は、令和7年4月1日現在のものです。

施策目標 1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて



(1) 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

現状と課題

① 未来を担う子どもが大切にされるということ

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」について、日本は、平成6年（1994年）に批准しました。この条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。

- 差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：（公財）日本ユニセフ協会 子どもの権利条約ウェブサイト

「子どもの権利条約」は、大人と同様にひとりの人間として持っている権利を認めています。さらに、弱い立場にある子どもたちには、保護や配慮の権利も保障しています。

また、令和5年4月1日施行の「こども基本法」においても、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られ、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）で生活を送ることができる社会の実現を目指すとしています。

さらに、こども基本法の施行を受け、令和5年12月22日閣議決定の「こども大綱」においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指すとし、そのためには、こどもが抱える課題に対し、こども本人からも意見を聴くことが重要であるとしています。

② 子どもの権利や自己決定に関する意識

新宿区自治基本条例第22条では、「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。」と定めています。

新宿区子どもWebアンケート（以下、子どもWebアンケート）によると区政の施策の中で、子どもたちの関心が高いものは、「区のお祭りやイベント」と「犯罪のない安全安心なまちづくり」が上位で、ほかにも環境保全やごみ処理、災害対策、みどりや公園整備など幅広い分野への関心がみられます。さらに、行政に対して自分の意見を伝えやすい方法としては、「オンラインアンケートに答える」や「LINE等のSNSを通じて伝える」という回答が上位となりました。

また、区の調査でも、小学校5・6年生及び中学生に「一緒に住んでいる大人にしてほしい（してほしいくない）と思うこと」を尋ねたところ、「しつこくいろいろ聞いてこないでほしい」「自分のことは自分で決めさせてほしい」「大人の考えを押し付けないでほしい」という回答が上位となりました。

子どもたちを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重されるとともに、権利が保障されることが大切です。子どもたちの最善の利益を図るため、「子どもとともに」という姿勢で子どもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが重要です。

令和6年6月12日に改正された子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」いわゆる「ヤングケアラー」が、支援の対象として明記されました。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など、子どもや若者が日常的に行うことが負担となり、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

こうしたヤングケアラーの問題は、子どもの権利が守られていない可能性があるにも関わらず、家庭内のプライベートな事柄であり、周囲から認識されにくく、子どもにも自覚がないため、表面化しにくい構造となっています。

区の調査においても、ヤングケアラーという言葉の認知度の割合は、小中学生の保護者等の大人では77.0～80.2%ですが、子どもにおいては47.5～55.6%で、子どもは大人より認知度が低いという結果が出ています。

ヤングケアラーの負担を軽減するためには、生活福祉や障害福祉、高齢者福祉など各分野の関係機関等が連携しながら家族を重層的に支援していくとともに、社会全体でヤングケアラーへの理解を深めていかなければなりません。

本計画では、子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、未来を担う子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

取組の方向

(a) 人権教育の推進と啓発事業の充実

- 学校・保育園・子ども園・幼稚園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切に、大切にされる意識や、他者への理解、思いやりの心が根付くよう、引き続き取組を推進します。
- 子どもの虐待や子どもの性の商品化、性犯罪等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

(b) 子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

- 子ども自らが意見を表明する機会を持ち、区政への参加意欲を高める取組を行っていきます。また、子どもにもわかりやすいホームページづくりなど、区に関する情報を子どもにもわかりやすく提供し、区政への関心と参画意識を育てていきます。

(c) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーを把握した際は、子ども総合センター・子ども家庭支援センターで実施している「子どもと家庭の総合相談」において、関係機関と連携しながら適切に支援を行っていきます。
- 支援が必要な子どもを確実に相談につなげていけるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを核として、福祉関係機関への研修や区民向け講演会の実施等により相談窓口の周知や連携強化に取り組んでいきます。
- 子ども自身のヤングケアラーに対する理解を深め、必要な相談につながるよう、子ども向けのわかりやすいチラシを配布する等、より一層の周知に取り組んでいきます。

主な事業

(a) 人権教育の推進

【事業の概要】 人権尊重教育推進校を指定して、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通じて成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。

【令和5年度実績】

- 人権尊重教育推進委員会を年3回実施
- 新宿区人権尊重教育推進校（園）として、余丁町幼稚園、牛込仲之小学校、落合第二中学校を指定し、実践的な研究の成果を共有
- 教育管理職の人権教育研修会参加率100%（動画視聴による参加を含む）
- 夏季集中研修において「人権教育」に係る研修を実施
- 人権教育推進委員会だよりの作成及び配付：1,800部発行

【事業の目標】

- 人権尊重教育推進委員会を年3回実施
- 新宿区人権尊重教育推進校として、小・中学校を指定し、実践的な研究成果を共有
- 人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを作成し、教職員向けに配付
- 教育管理職の人権教育研修参加率100%

(b) 子どもの施策への参画促進

【事業の概要】[小・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通じて区政に対する参画意欲を高めていきます。

[施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の整備計画への参加等において、子どもの参画を促していきます。

【令和5年度実績】

- ・小・中学生フォーラム：
小学校3校、中学校1校

【事業の目標】

子どもが区政に参画する機会を引き続き確保していきます。

(b) キッズページの運営

【事業の概要】区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。

【令和5年度実績】

- ・区のこと、区の事業、社会の動きなどを子どもにもわかりやすく掲載・更新
- ・キッズページアクセス件数：15,709件

【事業の目標】

引き続き、子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供していきます。

(c) ヤングケアラーへの支援

【事業の概要】ヤングケアラー・コーディネーターが核となり、ヤングケアラーに関する相談窓口の周知を行うとともに、必要に応じて、関係機関等と連携を図り、適切な支援を行っていきます。

【令和5年度実績】

- ・令和6年度から事業開始(ヤングケアラー・コーディネーターの配置)

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(2) 虐待から子どもを守るための取組

現状と課題

① 子どもの人権を守るための関係機関の連携

虐待やいじめ、子どもの性の商品化などにより子どもの人権が侵害される事例は後を絶ちません。令和4年度に全国の児童相談所で対応した虐待対応件数は22万件弱で過去最多になるなど、子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。区でも虐待相談の受付件数が年々増加しており、令和5年度の新規受付件数は、年間1,500件弱と平成26年度からの10年間で約8倍となっています。

虐待等への介入や支援が必要な事例に迅速かつ適切に対応するため、子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターが、きめ細かな相談・支援体制を構築しています。また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」のもとで、ケース対応の検討を行うサポートチーム会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である子どもやその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。

さらに、乳幼児健康診査の未受診者や就学予定の学校に一度も登校していない等、居住実態が確認できず虐待が疑われる子どもについては、各所管による訪問等の調査を経て子ども総合センターに情報を集約し、児童相談所や警察、関係部署とも連携しながら安否確認や居住実態の把握に努めています。

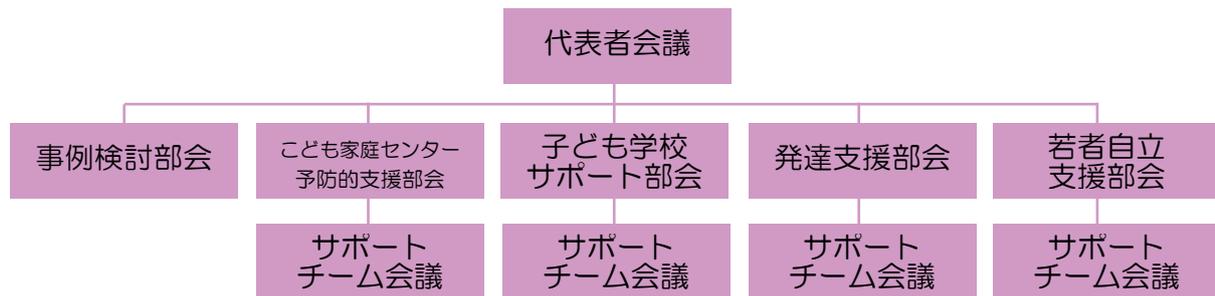
今後も虐待等の人権侵害から子どもを守るため、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援が円滑に行えるよう、関係機関が連携して対応する取組が必要です。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び子ども・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成しています。

このネットワークは、児童福祉法第25条の2第1項に規定する「要保護児童対策地域協議会」のほか、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」として位置付けられています。

また、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定される「いじめ問題対策連絡協議会」の役割も担っています。



【主な構成機関】 相互に協力・連携

東京都児童相談センター／警視庁新宿少年センター／警察署／子ども人権委員／家庭裁判所／医療機関／民生委員・児童委員、主任児童委員／女性相談支援員、母子・父子自立支援員／幼稚園、保育園、子ども園、学校／男女共同参画推進センター／児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば／保健センター／教育委員会／子ども総合センター、子ども家庭支援センター など

データでみると…

図表Ⅱ-1 子どもと家庭の総合相談 新規相談件数

相談内容	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
虐待相談	179	300	368	472	789	950	1,129	1,220	1,296	1,471
養護相談	730	648	585	647	548	619	606	577	513	587
保健相談	5	6	5	6	2	4	5	3	0	5
障害相談	50	30	30	39	17	22	14	12	11	4
非行相談	2	12	12	4	1	6	3	1	8	4
育成相談	1,056	1,241	1,210	1,383	1,426	1,397	1,087	1,556	1,758	1,880
その他の 相談	202	198	304	305	195	218	279	294	311	251
計	2,224	2,435	2,514	2,856	2,978	3,216	3,123	3,663	3,897	4,202

② 虐待発生予防の取組

子どもの虐待を防いでいくには、早期発見・早期対応だけでなく、問題が生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援や体罰によらない子育て意識の啓発が重要です。

子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、保護者自身からの相談に対応することはもちろん、関係機関が把握した心配な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭訪問などにより支援を行っています。

虐待のリスクがある場合には、養育支援ヘルパーの派遣や子どもショートステイ等、ケースごとに必要な支援の利用につなげることで、養育環境の改善を図り、虐待の発生を予防しています。

また、強い育児疲れや虐待のおそれがある家庭に区が利用を勧奨する「要支援家庭を対象とした子どもショートステイ」、レスパイト・ケアなどのため保護者と子どもが一緒に利用する「親子ショートステイ」、理由を問わず子どもを短時間預かる「ひろば型一時保育」、保護者支援のグループワーク等を含むプログラムを実施する「親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）」や「親と子のひろば心理相談員による相談」等、幅広い事業を展開し、育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。

今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を提供するとともに、子ども総合センターや子ども家庭支援センターの相談員が各ケースにふさわしい支援をコーディネートしていくことで、虐待の予防に取り組んでいくことが必要です。

③ 児童相談体制の整備

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもへの虐待等が深刻な社会問題となっています。国や自治体では、虐待防止に向けた様々な取組が行われています。しかし、児童虐待の相談対応件数は増加を続けており、虐待による死亡事例が後を絶ちません。

東京都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターは、連携して虐待対応をはじめとした児童相談行政を担っていますが、東京都と区の二層体制であることから、同じ案件について東京都と区で虐待リスクの評価が異なることや、東京都と区のいずれかが案件を引き受けた際にもう一方が手を引くことで受けられたかもしれない支援からこぼれ落ちてしまうケースがあるなど、東京都と区が別組織であることによる問題も発生していました。

このような状況を踏まえ、区では、児童相談所の設置を目指しており、東京都や近隣市に職員を派遣し、専門性の高い人材の確保・育成を進めてきました。

しかし、近年、日本有数の繁華街に集まる青少年の急増を背景として、新宿区管内におけ

子どもの虐待の4つの類型

①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

④心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

る区外児童の一時保護件数の増加や、乳児院や児童養護施設等への入所措置率の高さ等、区の地域特性への対応が児童相談所設置に向けた大きな課題になっています。

また、警察による児童虐待への対応の強化により、東京都の児童相談所への虐待通告は増加しており、それに伴い「児童相談所と特別区における連絡調整（東京ルール）」に基づいて、東京都から区へ移管されるケースも増加しています。

区は、地域課題や児童虐待への対応の現状を踏まえて、児童相談所の設置について引き続き検討しつつ、子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて、東京都と連携しながら取り組んでいく必要があります。

取組の方向

(a) 相談とネットワークの充実

- ・虐待等の子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が安心して相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センターを中心として保健センターや教育委員会のほか、児童相談所、医療機関、警察などの関係機関が効果的かつ有機的に連携して、問題の解決を図るための取組を進めていきます。

(b) 育児の負担感や困難感を軽減

- ・育児の不安や虐待のリスクのある家庭に対して、様々な育児支援・養育支援事業を提供することで、育児の負担感や困難感を軽減し、虐待の発生を予防します。

(c) 児童相談体制の整備

- ・令和5年7月に東京都児童相談センター（新宿区を管轄する東京都の児童相談所）内に設置した子ども総合センター分室を核として、都区が相互に連絡調整を行いながら虐待リスクを共有する等、東京都児童相談センターと子ども家庭支援センターの連携を一層強化し、ケースに応じた適切な対応を図っていきます。
- ・専門性の高い職員を育成するため、東京都や近隣自治体の児童相談所や一時保護所へ職員の派遣研修を実施するとともに、特別区等が実施する研修の受講を通じて、児童相談所を担う人材の育成につなげていきます。
- ・虐待対応の迅速化及び児童相談業務の効率化と質の向上につなげるため、ICTを導入し、児童相談体制を強化していきます。

主な事業

(a) 子ども家庭・若者サポートネットワーク

【事業の概要】教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を運営しています。また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に位置付け、保護や支援が特に必要な子どもやその保護者及び妊婦に適切な支援をするために、関係機関が必要な情報の交換や支援内容の協議を行うとともに、子どもに関わる機関に向けて「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を配付しています。なお、令和6年度からは「虐待防止等部会」と「子育て包括支援部会」を一本化して「こども家庭センター予防的支援部会」を設置し、子育て世代の包括的支援体制を推進しています。

【令和5年度実績】

- ・代表者会議：2回
- ・虐待防止等部会・子育て包括支援部会
部会2回(内合同2回)、研修4回(内合同4回)
- ・子ども学校サポート部会
部会1回/研修会5回
- ・発達支援部会：
部会2回/研修会2回
- ・若者自立支援部会：
部会2回/研修会2回
- ・事例検討部会：部会2回
- ・サポートチーム会議(5部会合計)：91回(うち、虐待防止等部会は85回開催。)

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口)

【事業の概要】子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所では、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。

【令和5年度実績】

- ・子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所の新規相談受理件数
虐待：1,471件
養育困難：587件

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 養育支援訪問等事業

【事業の概要】養育の支援が特に必要であると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的なヘルパーを派遣し、養育に関する助言・指導等を行う「養育支援訪問事業」と掃除・洗濯等の家事・育児支援、保育園等の送迎を行う「子育て世帯訪問支援事業」を併せて実施することで、養育環境の改善や養育力の向上による子どもの健全な成長と、虐待防止を図ります。

【令和5年度実績】

- ・養育支援訪問事業
延べ利用人数：288人
- ・子育て世帯訪問支援事業
令和6年度から事業開始

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b)子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）	
<p>【事業の概要】 保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において子どもの養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ利用日数：51日 （延べ利用人数：5人） 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(b)親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）	
<p>【事業の概要】 子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけることを目的として、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から事業開始 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(c)児童相談体制の整備	
<p>【事業の概要】 虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきます。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所への職員の派遣研修の実施：計30人 児童相談所の設置に向けた課題を解決するため、有識者等を招いた意見聴取の実施：計3回 児童相談関連研修への参加：93名 子ども総合センター分室の設置：職員5名を配置 	<p>【事業の目標】</p> <p>体制の整備</p>

(3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組

現状と課題

① 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組

「いじめ防止対策推進法」には、国、地方公共団体、教育委員会、学校におけるいじめの早期発見、早期対応等についての責任と役割が示されています。これにより、教育委員会や学校には、いじめ防止等のための人権教育や情報モラル教育等による未然防止、早期発見等の取組をより一層推進することが求められます。

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果で、いじめの認知件数が増加傾向にあります。このことは、各校でいじめの認知に関する考え方を見直し、日頃から、いじめを積極的に認知することによって、早期発見と早期対応を図ったことで、軽微ないじめも見逃さない対応を行った結果といえます。引き続きいじめ防止に向けた取組の充実が求められます。

また、不登校児童・生徒については、平成27年度から不登校出現率が増加傾向にあり、令和5年度の不登校児童・生徒の人数及び出現率は、小学校は139人で1.38%、中学校では235人で8.13%であり、不登校対策の充実が求められています。

こうした現状を踏まえ、平成30年3月に改訂した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」及び「新宿区における不登校対策の基本方針」に基づき、各校のいじめ、不登校、その他問題行動等の諸課題に関する未然防止、早期発見、早期対応のための取組を充実させるとともに、家庭、関係機関、地域が緊密に連携を図り、解決していく必要があります。

取組の方向

(a) いじめ防止や不登校対策等の取組の充実

- ・「新宿区における不登校対策の基本方針」に基づき、不登校未然防止の取組を推進します。また、多様な教育機会検討委員会において各校の不登校担当者連絡会の実施、不登校マニュアルの活用、専門家による研修会の実施等により、教職員の理解啓発を図ります。さらに、スクールソーシャルワーカー¹や家庭と子供の支援員²を活用し、不登校の未然防止や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、単に学校に登校するという結果のみを目標とはせず、多様な教育機会の確保に努めます。教育委員会と学校、関係機関等との連携を図ることにより、不登校児童・生徒の多様な状況に応じた支援を行っていきます。
- ・いじめや不登校に関わる各校や教育センターにおける取組をより一層充実させます。教育センターの教育相談を活用するなど、教育相談室やつくし教室と学校の連携をさらに推進します。研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った取

¹ スクールソーシャルワーカー・・・各学校の定期的な訪問による対応相談や不登校の対応相談、サポートチーム会議等での関係機関との連絡調整などを行います。

² 家庭と子供の支援員・・・不登校等の問題行動の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行います。

組を充実させていきます。

- 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを中心として、子ども学校サポート部会や各学校における取組との連携を図りながら、いじめ防止対策を推進していきます。
- 情報モラル教育では、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整備されています。児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解できるようにし、1人1台タブレット端末を適切に活用する能力の育成を一層図ります。また、保護者に知ってほしい携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめたリーフレットを作成・配布するなど、家庭への働きかけも行っていきます。

主な事業

(a) 学校問題支援室の運営

【事業の概要】 いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。

【令和5年度実績】

- 「欠席日数の多い児童・生徒の調査」の実施及び分析
- 「善行・事故・怪我等の報告」の実施及び分析
- 長期休業明けの学校訪問等の実施
- スクールソーシャルワーカーの定期訪問（年3回）及び要請訪問

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) いじめによる重大事態調査委員会及びいじめによる重大事態等に関する協議会の運営

【事業の概要】 いじめによる重大事態が発生した際に、第三者の専門家(法律・医療・学識経験)で構成する「いじめによる重大事態調査委員会」が事実関係の調査等を行います。平常時には「いじめによる重大事態等に関する協議会」の中で、区におけるいじめの現状や課題について情報共有を行い、重大事態発生時に迅速かつ適切に調査できる体制を作ります。

【令和5年度実績】

- 新宿区いじめによる重大事態等に関する協議会の開催
1回

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 不登校児童・生徒への支援

【事業の概要】 不登校対策については、教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組について全区立学校に周知していきます。また、各種資料の配布や専門家を活用した研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。つくし教室では、学校と連携を図りながら支援を進めていきます。さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働きかけを行うだけでなく、不登校の状況であっても、多様な教育機会を確保していくことが重要です。今後もつくし教室とともに、つくし教室への通室を希望していても、通室が難しい児童・生徒のための図書館等を活用した「けやきルーム」による支援に取り組みます。また、東京都の取組であるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置や不登校対応巡回教員を配置することで支援を強化していきます。さらに、専門人材やフリースクール等の民間施設との連携に関する検討などを進め、多様な教育機会の確保ができるよう取り組んでいきます。

【令和5年度実績】

- 不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合
97.1%
- 不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、つくし教室の支援を受けた者の割合
21.6%
- 多様な教育機会検討委員会：3回
- 多様な教育機会検討担当者連絡会：3回
- スクールソーシャルワーカーの派遣：1人（40校）
- 家庭と子供の支援員の派遣：29人（15校）

【事業の目標】

- 不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合
95.0%
- 〈令和9年度目標〉
- 不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、つくし教室の支援を受けた者の割合
20.0%
- 〈令和9年度目標〉

(a) 情報モラル教育の推進

【事業の概要】 学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報を正しく安全に利用できるよう、様々な教育活動を通じて情報モラル教育を推進します。また、家庭への働きかけの側面からも情報モラル教育の理解促進を図ります。

【令和5年度実績】

- 情報モラル教育授業支援全小・中学校で実施
（小学校29校、中学校10校）
- 情報教育推進委員会の開催：3回

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために



(1) 質の高い学校教育の推進

現状と課題

① 子どもたちの主体的な学びを育む質の高い学校教育の推進

情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進歩等、社会の構造的な変化が今後も見込まれる中であって、子どもたちは社会や世界との関わりの中で時代の変化を見きわめ、生涯を切り拓いていく力を身に付ける必要があります。そのためには、幼児期から義務教育の間に、子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をしっかりと育成しなければなりません。

区では、新宿区学力定着度調査の結果から、個々の子どもたちの学力の状況を経年で把握・分析し、学力向上に向けた具体策を各学校が作成・実践するなど、個に応じた指導を充実させることで一人ひとりの学力の向上につなげています。区立小・中学校全体の状況に目を向けると、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身に付いているものの、学んだことを活かして自ら考え、伝えていくこと等、知識を活用する力に課題が見られます。また、学力の分散化や二極化の傾向が見られることから、基礎学力の確実な定着を図っていく必要があります。

今後は、こうした調査の結果等を各校が分析し、子どもの学力の状況を的確に把握した上で、個々の子どもたちの習熟の程度に応じた個別最適化された学びの充実を図り、一人ひとりの子どもの学力をさらに高めていくことが必要です。また、これからの時代に求められている資質・能力を育む質の高い学びの実現のために、教育現場におけるICTの一層の活用を進めることも重要です。

また、子どもたちが社会における自己の役割について考えることや、社会の一員であることの認識を深めていくことは、豊かな人間性や社会性を育む上で重要なことです。

「生きる力」の育成に向けては、学力向上のほかにも、体力向上や豊かな人間性・社会性の育成など、知・徳・体のバランスを意識した教育活動を展開していくことが求められます。

取組の方向

(a) 確かな学力を育む学校教育の充実

- ・国の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、指導の改善に役立てることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。
- ・学校支援アドバイザー³を各校に派遣し、学校内のOJTと関連を図った課題解決型の研修等を通じて、若手やミドルリーダー層の教員の指導力の向上を図ります。

³ 学校支援アドバイザー・・・各学校へ派遣し、授業観察や個別指導を通じて若手教員の指導・育成を図るとともに、管理職や主幹教諭等のミドルリーダーへの助言を行います。

(b) 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実

- ・豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- ・体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、子どもたちが社会における自己の役割について考え、社会の一員であることの認識を深めます。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成します。

(c) 地域との連携・協働による教育の推進

- ・地域協働学校では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。区では全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。
- ・学校と地域の連携をさらに推進するために、学校運営協議会が行う学校支援活動の担い手の確保等について支援等を行うことで多様な人材の参画を促し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。
- ・学校の特色や地域の実情に応じて小中連携型地域協働学校の運営を支援することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

(d) 教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進

- ・子どもたちの豊かな学び・育ちのためには、教員が心身ともに健康でやりがいを持ち、授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整える必要があります。
- ・教員が安心して本務に集中し、健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することができるよう、学校の法律相談体制や部活動指導員の配置など学校現場の実情に応じた具体的な取組を実施し、教員の勤務環境の改善と働き方改革をさらに進め、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。

主な事業

(a) 学校サポート体制の充実

【事業の概要】学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員⁴を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。

⁴ 学習指導支援員・・・学校運営の様々な課題への対応を支援するため、少人数指導、チームティーチングの実施や連携教育の推進など、各校の実情に応じた指導を行います。

<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導支援員の配置：58人 ・学校支援アドバイザーの派遣：8人 ・教育課題研究校発表会を対面での参加とオンラインによる参加を併用して実施し、研究成果を共有 <p>実施日:令和5年10月11日 テーマ:「教科等におけるICTの活用」(落合第二小学校・新宿養護学校)</p>	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
<p>(a) 学校評価の充実</p>	
<p>【事業の概要】 区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価(2年に1度実施)により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を20校で実施 ・第三者評価委員による学校関係者ヒアリングの実施 ・学校評価報告書を全校で作成し、教育委員会へ報告 ・学校評価の自己評価、学校関係者評価の全校実施 ・第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合：95% 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
<p>(a) ICTを活用した教育の充実</p>	
<p>【事業の概要】 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。さらに、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、ICT環境の運用を適切に進めるとともに、各学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動を支援します。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルドリルや協働学習支援ツールの授業及び家庭学習での活用 ・学級閉鎖を実施した際のオンラインによる学習指導の実施 ・登校が困難な児童・生徒を対象としたオンラインによる学習指導の実施 ・各学校のICT推進リーダーを対象とした研修会：2回 ・タブレット端末に入っているアプリケーションソフトのWeb研修会：3回 ・全区立学校の普通教室へのディスプレイ型電子黒板の設置に伴う導入時操作研修の実施 	<p>【事業の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 90.0% 〈令和9年度目標〉 ・「GIGA端末の利活用についてのアンケート」において、ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合 92.0% 〈令和9年度目標〉

(b) 創意工夫ある教育活動の推進

【事業の概要】各区立学校及び幼稚園が、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。

【令和5年度実績】

- ・幼児・児童・生徒の実態や地域の教育資源をいかした創意工夫ある教育活動の実践（全区立学校・幼稚園）
- ・学校の主体性や地域の実態・特色を活かした創意・工夫ある教育活動が実践されていると評価された学校（A評価）の割合：68.5%

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c) 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実

【事業の概要】全ての区立小・中学校が地域協働学校として、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりを推進していきます。

【令和5年度実績】

- ・学校運営協議会への活動支援：小学校29校、中学校10校、計39校
- ・小中連携型地域協働学校リーフレットの作成

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(d) 学校の法律相談体制の整備

【事業の概要】学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応できる環境を整備します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。

【令和5年度実績】

- ・相談件数：20件

【事業の目標】

各学校において、専門的な見地からの助言による適切な対応を行います。

(d) 部活動運営支援事業

【事業の概要】「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。また、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。

【令和5年度実績】

- ・部活動指導員の配置
部活動指導員（会計年度任用職員）：3人
部活動指導員（委託）：30部活動

【事業の目標】

各学校の需要に応じ部活動指導員を配置する等、部活動運営を支援します。

(2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

現状と課題

子どもの発達は、連続的ではありますがなめらかに進行するものではありません。同じ状態が続いて停滞しているように見えたり、あるときには飛躍的に進んだりすることが見られます。令和5年度の区の調査でも、子育てに関して悩んでいることとして、2割程度の人が「子どもの発達」を挙げています。子どもの発達は、個人差も大きく子ども一人ひとりの心身の成長は様々ですが、発達に関する悩みは途切れることはなく、子ども総合センター児童発達支援センター「あいあい」や、乳幼児に関しては保健センターで対応しています。

発達障害や発達の遅れ、偏りのある子どもについては、早期にリスクに気づき、特有の「認知のスタイル」に合わせた教育・保育を行うことで、本人の自信や自尊感情を育み、生きていく上での基礎力を育てることが大切です。

早い時期から周囲の理解が得られ、個に合わせた支援や環境の調整が行われることが大切です。

① 早い段階からの発達支援

区では、教育・福祉・保健の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもを持つ家庭への支援を早い段階から行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターの乳幼児健康診査のほか、子ども総合センター児童発達支援センター「あいあい」では、心身の発達や成長に心配のある子どもが家庭や地域で健やかに育つよう、子どもの発達に関する総合的な支援を行っています。

また、発達に心配のある子どもたちの個々の成長、発達を促すためには、必要な支援を適切な時期に行うことが必要です。

保育園・子ども園では、子ども同士が育ち合える環境を整え、個々の姿に応じた乳幼児期の発達支援を行うため、発達心理士等の専門家による「巡回保育相談⁵」を実施しています。

幼稚園においても、専門家チームによる巡回相談等を実施するとともに、特別な配慮を要する子どもには、必要に応じて介護員を配置し、安全の確保と教育的効果の向上を図っています。

今後もそれぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、早い時期からの適切な対応が求められています。

② 特別支援教育をめぐる状況の変化

区立の就学前施設及び区立小・中・特別支援学校に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばせるように、きめ細かな支援及び指導を行っています。

また、教育、福祉、保健、医療機関等が連携しながら一貫性のある支援を行い、インクルー

⁵ 巡回保育相談・・・専門職（心理職等）が保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見た上で、専門的な知見を提供しつつ、保育者とともに障害児や配慮児の保育について考える相談活動です。

シブ教育を推進していきます。

全ての子どもが個々の資質・能力を伸ばし、社会の中で活躍できるようにするためには、子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすことのできる学びの環境を整えることが大切です。

また、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むための教育の充実を図るため、多様性に富んだ社会にあって、子どもたちが他者との相違等も個性として尊重する態度を育むことができる教育を実現していく必要があります。

子ども Web アンケートの回答からは、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指すために、「障害のある人の手助けをすること」や「ボランティア活動への参加」などが必要な取組であると子どもたちが感じていると考えられます。また、学校での障害者スポーツ体験を通じて障害者への理解を深めたいという回答もありました。

取組の方向

(a) 子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実

- ・子ども総合センター児童発達支援センター「あいあい」は、幅広く高度な専門性に基づく発達支援を行うとともに、家族への支援を実施していきます。
- ・また、地域の障害児通所支援事業所の中核拠点として以下の機能を拡充していくとともに、社会資源の活用等を含めた支援体制の充実を図っていきます。
 - 1 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - 2 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - 3 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - 4 地域の障害のある子どもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

(b) 子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

- ・乳幼児健康診断や保育園等での巡回相談により問題の早期発見・対応を行い、個々に応じたきめ細かなサービスを提供していきます。

(c) 特別支援教育の推進

- ・児童・生徒一人ひとりの障害の状況や発達特性に応じたきめ細かな指導・支援をさらに推進していく必要があります。そのためには、学校が児童・生徒、保護者との話し合いを行っていく中で、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、生きる力を育むために、一人ひとりの確かな学びを保障する体制を整備していきます。

(d) 障害者理解教育の推進

- ・東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通じて障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。

- その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者スポーツの体験を通じて学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。

主な事業

(a) 発達相談

【事業の概要】子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。また、切れ目のない支援を行えるよう、必要に応じて関係機関と連携します。子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。

【令和5年度実績】

- 電話相談：759件
- 来所相談：655件
- 訪問相談：41件

【事業の目標】

引き続き、障害児や発達に心配のある子どもの保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきます。

(a) 児童福祉法に基づく児童発達支援

【事業の概要】発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、医療的ケアにも対応している事業所ができてきています。

【令和5年度実績】

- 延べ利用人数：7,495人
- 延べ利用日数：34,223日
- 利用者数：625人/月
- 利用日数：4日/月

【事業の目標】

- 利用者 566人/月
- 利用日数 7日/月
〈令和8年度目標〉

(b) 障害児等巡回保育相談〈認可保育園・認定こども園等〉

【事業の概要】障害児及び個別配慮児を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害や発達に合わせて保育や対応への知識を深めることを目的として、臨床発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、認可保育園・認定こども園等を巡回します。

【令和5年度実績】

- 区立保育園、区立子ども園、私立保育園、私立子ども園、認証保育所、事業所内保育所、保育ルームで障害児及び特別な配慮を要する子どもが在籍している対象園の巡回保育相談を4月～7月、9月～12月、1月～3月の間に年2～3回実施。

【事業の目標】

- 継続して実施してまいります。
- 年2～3回を基本とし必要な状況に対応できる体制を整えてまいります。

(c) 巡回相談の実施

【事業の概要】学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員⁶が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。

【令和5年度実績】

- 専門家による巡回相談：延べ115回

【事業の目標】

継続して実施してまいります。

⁶ 特別支援教育相談員・・・特別支援教育に係る就学相談、巡回相談・指導を行います。

(c) 特別支援教育の推進

【事業の概要】発達障害等のある児童・生徒に対する教育的支援について特別支援教育推進員⁷を適切に配置し、学級内の指導体制を充実します。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し、適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態を踏まえ、医療的ケアの必要な児童・生徒の受け入れについて適切に対応していきます。

【令和5年度実績】

- ・特別支援教育推進員の配置
小学校：62人
中学校：13人
- ・アセスメントツールの活用

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c) まなびの教室（特別支援教室）

【事業の概要】通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にある、まなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。

【令和5年度実績】

- ・まなびの教室の設置
小学校：29校
中学校：10校

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(d) 障害者理解教育の推進

【事業の概要】全区立学校において、障害者スポーツ体験（ゴールボール、車椅子バスケットボール、ブラインドサッカー、ボッチャ、座位バレーボールの中から1種目）を実施し、体験と合わせて区が作成した教材を活用した事前・事後学習を行うことで、障害者理解教育を推進します。学習では、多様な障害を取り上げ、聴覚障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解を深めていきます。

【令和5年度実績】

- ・スポーツ体験を中心とする障害者スポーツ体験事業の実施（40校。ブラインドサッカー、ゴールボール、ボッチャ、座位バレーボール、車いすバスケットボールから選択）
- ・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合：94.2%
- ・新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図り、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークルの講師を学校に派遣し、体験活動や交流活動を実施（全校実施）
- ・聴覚障害への理解とデフリンピック機運醸成につなげていくため、区独自教材について、聴覚障害やデフリンピック組織委員会と連携して内容を改訂

【事業の目標】

継続して実施していきます。

⁷ 特別支援教育推進員・・・小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行います。

施策1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために



(1) 心とからだの栄養素「遊び」

現状と課題

子どもにとって「遊び」は、生きる力の基礎を築く上で欠かせないものです。

「遊び」には、「時間」「空間」「仲間」の3つの「間」が必要だと言われています。しかし、現代の都市生活において、遊べる時間やスペース、共に遊ぶ仲間づくりなど、子どもたちが自発的に、のびのびと遊べる環境を確保することに、様々な制約を伴う現状があります。

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくために、「遊び」の意義を踏まえ、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会を充実させるための取組が重要です。

① 「遊び」の充実に向けた取組

区には、乳幼児から中高生まで利用できる児童館（15か所）と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター（4か所）と、子ども総合センターがあります。

これらの施設では、国のガイドラインによる「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする」子どもの健全育成を行う場所として、引き続き事業を展開していきます。

また、特別支援学校を含め全区立小学校で、子どもたちが自由に集い、遊び、学び、交流できる場としての「放課後子どもひろば」を実施しています。

地域活動においては、子どもたちのリーダーとなる「ジュニアリーダー」の発掘と育成のため、「ジュニアリーダー育成講座」を行っています。さらに、区内の6か所の公園等において、プレイパーク活動とその普及を進める地域団体を支援し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、それぞれの地域特性を生かした子どもたちの遊びが繰り広げられています。コーディネート役である「プレイリーダー⁸」のノウハウの蓄積が進むとともに、プレイパークで遊んでいた子どもが成長して保護者となり、我が子を連れて再び参加するなど、地域において長年活動を継続している成果が表れています。

子どもたちの自主的な「遊び」を活発にし、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら、豊かに育ち合うことができる地域づくりにつながるよう、子どもの「遊び」の充実に向けた各種の取組や居場所を含めた環境を整えていくことが大切です。

② 屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場⁹を含む区内の公園は、令和6年4月1日現在で190か所あり、区の総面積の6.54%、1人当たりの公園面積は3.45㎡です。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公

⁸ プレイリーダー・・・プレイパーク活動を実施するにあたり、子どもが安心して遊べる環境を確保し、子どもの責任に基づく自主的な遊びを支援する者。

⁹ 区立遊び場・・・当該用地が本来の用途として利活用されるまでの間、公園に準ずる空間としての利用に供している土地です。

園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の約3分の2は面積1,000㎡未満の比較的小規模な公園です。

区では、区立公園の新設・再整備に当たって、意見交換会など区民等関係者と共に作り上げる手法をとりながら、利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりを目指しています。

また、公園サポーター¹⁰、プレイパーク活動など、区民による公園を守る活動や子どもの育成を目指す活動も展開されるなど、子どもの貴重な遊び場としての公園の活性化が進んでいます。

取組の方向

(a) 「遊び」への支援と未来の担い手の育成

- 子どもたちが、区内の多様なスペースや機会を活用しながら、いきいきと遊び、成長できるよう、引き続き、遊びの充実に向けた取組を進めていきます。
- 各事業における人材育成だけでなく、未来の地域活動の担い手を育成する取組も進めていきます。

(b) 魅力ある公園の整備

- 「新宿区みどりの基本計画」（平成30年3月改定）において示した公園の整備や管理の方針に基づき、公園の適地があれば用地確保を検討するとともに、公園ごとに担う機能や役割を明確にしたうえで区民等関係者の意見を聞きながら公園の整備を行い、魅力ある公園づくりを進めていきます。

主な事業

(a) 児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援

【事業の概要】子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。

【令和5年度実績】

- 児童館及び児童館機能を持つ子ども家庭支援センター等
施設数：20か所
- 放課後子どもひろば実施小学校：30校

【事業の目標】

各施設、学校において、遊びを中心とした子どもの健全育成を継続して行っていきます。

(a) 未来を担うジュニアリーダーの育成

【事業の概要】地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。

【令和5年度実績】

- ジュニアリーダー研修の実施：3回
- 自然体験活動の実施：2回
- 表現活動の実施：7回
参加人数 15名

【事業の目標】

受託事業者と協力し、子どもたちの行動意識の向上を図りながら事業を進めていきます。

¹⁰ 公園サポーター・・・公園の清掃や除草等の公園の維持管理のボランティア活動のことです。

(a) プレイパーク活動の推進

【事業の概要】 区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。

【令和5年度実績】

- プレイパーク活動支援：4 団体 5 か所（275 回実施、27,096 人参加）
- 啓発活動支援：1 団体 1 か所（3 回実施、222 人参加）

【事業の目標】

子どもが屋外で安心して遊べる環境を確保するため、プレイパーク活動を行う団体と連携し、プレイパーク活動を支援していきます。

(b) みんなで考える身近な公園の整備

【事業の概要】 地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。

【令和5年度実績】

【東五軒公園】

- 公園周辺の住民の意見等を踏まえ、再整備計画を策定

【事業の目標】

整備公園 4 園（計 20 園）
 〈令和9年度目標〉

(b) 新宿中央公園の魅力向上

【事業の概要】 新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。

【令和5年度実績】

- 北エリア（花のもり）の設計を実施

【事業の目標】

整備完了 6 か所
 【北エリア】
 ポケットパーク
 芝生広場
 眺望のもり
 新宿白糸の滝
 花のもり
 【西エリア】
 ちびっこ広場
 〈令和9年度目標〉

(2) 心とからだの栄養素「文化・芸術」

現状と課題

① 子どもの文化芸術活動の推進

区は、新宿区文化芸術振興基本条例の前文において、「文化芸術創造のまち新宿」の実現を定めています。また同条例の第10条では、「子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保」を規定しています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。区では、乳幼児文化体験事業や文化体験プログラムの実施をはじめとして、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、図書館等で、様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を提供してきました。このほか、公益財団法人新宿未来創造財団が様々な文化芸術にふれられるプログラムを展開するほか、芸能花伝舎¹¹でも、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、多彩な文化体験イベント等を実施しています。さらに、民間の美術館や博物館、NPO団体等でも、多様な文化芸術にふれることができる取組が盛んに行われています。

これからも文化芸術を通じて、子どもの生きる力と豊かな心を育み、未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術にふれ、文化芸術活動に参加する機会をさらに提供していきます。そしてこれらの体験をきっかけにして、子どもたちが自主的・持続的に文化芸術活動を行えるよう、取組を進めていくことが必要です。

② 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高める上で大変重要なものであり、子どもの読書環境を計画的に整備していくことが必要です。

区は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもたちがあらゆる機会と場所で自主的に読書を楽しむことができるよう、「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」（令和2年度～令和5年度）において、乳幼児期から本への関心を高める事業、区立図書館の団体貸出を活用し子どもたちの身近なところで読書に親しめる環境づくり、区立学校における朝読書の定着や学校図書館の蔵書などの充実、といった取組を推進してきました。

その結果、以下の課題が見られました。

- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

こうした課題を踏まえて策定した「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」（令和6年度～令和9年度）により、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

¹¹ 芸能花伝舎・・・区と芸団協（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）は、区のまちづくりと文化芸術振興を目的として、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」を結び、旧新宿区立淀橋第三小学校を芸団協が改修して、平成17年4月に芸団協の芸能文化拠点「芸能花伝舎」をオープンしました。

取組の方向

(a) 文化芸術振興基本条例に基づく取組の推進

- 文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の取組の方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長できるよう、取組を進めていきます。

(b) 新宿区子ども読書活動推進計画の着実な推進

- 区立図書館と家庭・地域、学校や幼稚園、子ども園、保育園、子育て支援施設等との連携を図りながら、第六次新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～9年度）に定めた取組を着実に推進していきます。
- 不読率の高さが課題となっている中学生・高校生、とりわけ高校生の世代に対し読書への関心を高めてもらえるよう需要の高い資料の提供やイベントの開催、ホームページやSNSを活用した情報発信等を行います。
- 障害のある子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、読書に支援や配慮を必要とする子どもたちに対応した資料の収集、読書環境の整備を進めます。
- 電子書籍の導入により、非来館型サービスの充実、読書バリアフリーの推進及び多様な資料の提供といった取組を進めます。
- 子ども読書リーダーの育成を進め、子ども自身が主体的に読書活動を進めていけるよう、おすすめ本の紹介やイベント企画等の活躍の場を検討します。
- 区立学校では、引き続き、朝読書の定着や学校図書館の蔵書の充実を図り、学校図書館の放課後等開放の取組を推進していきます。

主な事業

(a)文化体験プログラムの展開

【事業の概要】気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等の連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。

【令和5年度実績】

- 芸術体験ひろば
紙切り体験、お囃子体験等6種目を実施
(子ども102名、大人120名参加)
- 夏休みこども文化体験プログラム
日本舞踊、太神楽曲芸等子ども向けのプログラム10種目を実施(271名参加)
- 秋の文化体験プログラム
型染、篠笛体験等大人向けのプログラム6種目を実施
(165名参加)
- 春の文化体験プログラム
能体験、講談体験等大人向けのプログラム4種目を実施
(123名参加)

【事業の目標】

プログラム参加者の満足度各期
90%以上

(a)伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実

【事業の概要】日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室(日本舞踊・落語・和妻¹²・能楽[狂言])を実施するとともに、中学校では、区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

【令和5年度実績】

- 事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合：79.2%
- 小学校「伝統文化理解教育」(能楽[狂言]・落語・和妻・日本舞踊)：小学校29校
- 中学校「染色業の学習」講演や体験：中学校10校
- 和楽器体験：中学校10校

【事業の目標】

継続して実施していきます。

¹² 和妻(わづま)・・・日本に古くから主に口伝で受け継がれてきた伝統的な奇術です。手妻(てづま)、品玉(しなだま)と呼ばれることもあり、和紙を卵やひよこに変化させたり、漆塗りの空箱から紅白の布や唐傘を出したりと、様々な演目があります。

(b) 学校図書館の充実

【事業の概要】子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置し、図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス¹³、読書活動を支援します。また、全小学校の学校図書館を放課後に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

【令和5年度実績】

- 図書館支援員の配置：39校
- 活用推進員の巡回支援：40校
- 学校図書館の活用度：43.9%
- 学校図書館等で薦められた図書の読書率：36.7%

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 子ども読書活動の推進

【事業の概要】子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。

【令和5年度実績】

- 子ども読書活動推進会議：3回開催
- 本と絵本の講座：区内2館で3回開催
- 子ども読書リーダー講座：区内9館で18回開催
- 読み聞かせ講習会：区内2館で2回開催
- 区立図書館における子どもへの年間貸出冊数：486,782冊
- 自主的に1日30分以上放課後や家庭で本を読む小学生（6年生）の割合：48.3%

【事業の目標】

- 区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 582,000冊
 〈令和9年度目標〉
- 自主的に1日30分以上放課後や家庭で本を読む小学生（6年生）の割合：55.0%
 〈令和9年度目標〉

(b) 絵本でふれあう子育て支援

【事業の概要】乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健康診査（3～4か月児）の際に絵本を配布し、産婦歯科相談及び育児相談の際に読み聞かせを行います。また、3歳児健診の際にも絵本の引換券を配付するほか、図書館のおはなし会への案内を実施します。これらの取組を通じて、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

【令和5年度実績】

- 0歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合：3.5%
- 3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合：0.7%
 ※乳幼児健診時の読み聞かせをこども図書館を会場として実施した。

【事業の目標】

読み聞かせ参加者の割合（0歳児）：90%
 〈令和9年度目標〉

¹³ レファレンス・・・必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービスです。

(3) 心とからだの栄養素「食」

現状と課題

① 健やかな食習慣の確立

乳幼児期に楽しく食事をする経験を重ねることは、将来的に食べる楽しみ・意欲、そして生きる力を育むことに発展していくと考えられています。しかし近年、核家族化や親のライフスタイルの多様化などにより、子どもの食に対しての時間的・精神的な余裕や栄養バランスなどに自信がないという保護者が増加している現状があります。

令和5年度の「新宿区乳幼児健康診査時のアンケート調査」では、子どもの食事で気になること（好き嫌い、小食等）がある保護者の割合は、8割以上にのぼることが分かりました。

乳幼児一人ひとりの発育・発達状況、歯の本数や噛む力の状況、保護者のライフスタイルに応じ、各専門職が適切な支援を行うことにより、保護者のゆとりや自信を生み出すことが必要です。

また、近年は、離乳食を作ることに對する負担感や丸呑みの心配等、離乳食について何らかの困りごとを抱えている保護者が増えています。子どもの食事に関する相談の多くが離乳食開始時期のものであるため、離乳食開始時期の支援をより充実させていく必要があります。

② 食を大切に作る心・豊かな心を目指す

「食」は心身ともに豊かな生活を送る上で重要です。しかし、世帯構成や生活状況、社会環境の変化により、食を取り巻く環境も変化しており、健全な食生活を実践することが難しい人も増えています。

「令和5年新宿区立学校における食育アンケート」では、「毎日朝食を食べる子どもの割合」は89.0%とここ数年横ばいであり、また「食べ物の組み合わせや栄養バランスについてよく考える子どもの割合」は21.5%と低下傾向にあります。

そのため、子どもたちが家庭や保育施設、学校、地域等において野菜の栽培や食材とふれあうとともに、調理参加や日本の伝統行事等の体験を通じて食を大切にする心を養い、感謝の心を持てるような取組が必要です。また、これらの体験から、健康的な食習慣や食に関する正しい知識を身に付け、適切な食の選択ができるよう支援していく必要があります。

食育については、平成23年度に区立学校及び幼稚園における学校食育計画を策定し、各校・園に配置した食育推進リーダーを中心として、食に関する指導の6つの内容である「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」に基づく実践を進めてきました。令和4年度には、SDGsなど社会の課題に応じた内容を取り入れるなど学校食育計画を改訂しました。今後は、改訂した内容も踏まえて、各校・園での実践の充実を図り、取組を推進していく必要があります。

取組の方向

(a) 心とからだをつくる食生活のスタート支援

- ・5～6か月児の保護者を対象とした離乳食講習会において、はじめて食事を開始する頃（5～6か月頃）の内容を充実させ、離乳食開始時期の不安を軽減させます。
- また、もぐもぐごっくん支援事業、1歳児食事講習会などにより、子どもの食べる機能の発達に応じた適切な支援を行います。

(b) 食育の推進

- ・中学生を対象としたメニューコンクールにおいて、応募テーマに関連した食に関する正しい知識の普及に努めるとともに、食材とのふれあいや料理体験を通じて、食を大切にする心を養います。
- ・小学生以上を対象としたベジクックイベントでは、不足しがちな野菜の摂取の普及に努めるとともに、料理体験を通じて健康的な食生活を身につけます。
- ・食育講演会等の開催では、保護者や区内の保育施設等の職員、食育ボランティア等を対象に、日本の伝統的な食に関する知識や食べることに課題のある子どもへの接し方などを学ぶことにより、子どもの豊かな心の成長を支援していきます。また、児童館や学童クラブ等の職員を対象に食物アレルギー児に配慮したおやつ提供や衛生管理、窒息事故の防止などのリスク管理や適切なおやつの選び方等食育に関する研修を行い、食育の担い手を育成していきます。
- ・保健センターが核となって食育ボランティアや児童館、子ども総合センター等との協働により食育講座を開催し、地域に根差した食育活動を充実させていきます。
- ・食育を推進する担い手を増やしていくため、「食」に関わる事業者や団体、個人等に「食」を通じた健康づくりネットワークの登録を呼びかけることにより、区内の保育施設や学校等での食育活動を支援していきます。
- ・「学校食育計画」に基づき、区立の幼稚園・子ども園、小・中学校・特別支援学校に通う子どもたちの発達段階に応じて示した「食育全体計画」を各学校・園で作成し、各施設の特徴を生かした食育を推進します。また、食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。
- ・区立保育園・子ども園では、献立表や給食だよりなど家庭への配付物や園児を対象とした手作りの教材を用いて行うお話やクイズ、調理実演等の食育指導を通じて食育を実践していきます。子ども園では、保護者や近隣住民を対象にした離乳食や幼児食の講習会を開催します。また、年中行事に合わせた行事食を給食に取り入れることで食文化を大切にする心を養います。

主な事業

(a) もぐもぐごっくん支援事業

【事業の概要】 口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。

【令和5年度実績】

- ・お口の機能講習会参加者：159人
- ・個別相談：91人

【事業の目標】

継続して実施し、乳幼児の健全な口腔機能の育成を図ります。

(a) 1歳児食事講習会

【事業の概要】 1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。

【令和5年度実績】

- ・746人

【事業の目標】

継続して実施し、発達に応じた適切な支援を行います。

(a) 離乳食講習会

【事業の概要】 5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。

【令和5年度実績】

- ・839人

【事業の目標】

はじめて食事を開始する頃（5～6か月頃）の内容を充実させ、離乳食開始時期の不安を軽減させます。

(a) 栄養相談

【事業の概要】 一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。

【令和5年度実績】

- ・妊産婦相談件数：463人
- ・乳幼児相談件数：3,479人

【事業の目標】

継続して実施し、妊産婦や乳幼児の保護者の食に関する悩みを軽減させ、乳幼児の心と体の健康、養育環境の向上を図ります。

(b) メニューコンクール

【事業の概要】 中学生を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。

【令和5年度実績】

- ・テーマ「健康な身体をつくる！カルシウム・鉄たっぷりメニュー」
- ・応募人数：786人、最優秀賞1人・優秀賞9人
- ・優秀作品はレシピカードを作成し配布

【事業の目標】

食への関心や理解を深められるよう、継続して実施します。

- ・年1回実施

(b) 食育講座

【事業の概要】 児童館等において親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。

【令和5年度実績】

- ・実施回数：18回
- ・参加者数：計321人

【事業の目標】

食材に触れたり、調理体験ができる場の拡大を図るため、継続して実施していきます。

(b) 認可保育園・認定こども園での食育の推進

【事業の概要】 献立表や給食だよりなど家庭への配付物や園児を対象とした手作りの教材を用いて行うお話やクイズ、調理実演等の食育指導を通じて食に関する情報提供や食事やマナーについての指導を行います。

【令和5年度実績】

- 子どもに対する食事指導：20園、保護者に対する離乳食指導など

【事業の目標】

子どもたちの成長に合わせ、食べ物に対する興味や関心を育てられるよう、食育指導の内容や教材等を充実させていきます。

(b) 学校（園）における食育の推進

【事業の概要】 各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。

【令和5年度実績】

- 食育推進リーダー連絡会：年間2回
- 生活科や総合的な学習の時間等を活用し、各校において野菜の栽培や米作り、地域の名産品を活用した学習などを実施（全幼稚園、全小学校）

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策1-4

子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて



現状と課題

① 若者と地域をつなげるための支援

区は、総世帯数に占める単身世帯の割合が、令和2年で67.8%と、平成27年から2.9ポイント上昇しています。また、単身世帯の年齢別の割合は、男性が20代後半(71.0%)、女性が20代前半(61.2%)で最も高くなっています。

単身者は、一人での生活や友だちとのつながりに満足している一方で、同居者がいる場合に比べて、相談できる相手や地域とのつながりが薄い傾向があります。令和5年度の区の調査でも、若者は将来について不安なこととして、今後の収入や資産の見通し、家族の健康や介護、老後の生活、自分の健康、子育て等の不安を抱えています。こうしたことから、若者が地域から孤立しないよう、行政や地域との関わりを持つ機会を増やしていく必要があります。

そこで区は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援として、「子ども・若者総合相談」窓口を設けています。これは、それまで区内の既存の組織で実施していた相談事業を「子ども・若者総合相談」として整備したもので、関係窓口が連携することにより、総合的な相談に応じられる仕組みを作るとともに、子ども・若者が相談しやすい体制を整備したものです。

しかしながら、関係窓口の連携だけでは支援に限界があるのも事実であり、特に若者に対する支援では、必要な情報の提供及び助言を行うために、関係機関を含めたより密接な連携が必要です。

② 若者の自立支援、就労支援の実施

区は、平成23年4月、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター¹⁴内に若年者就労支援室「あんだんて」を設置し、働くことや自立に不安や悩みを抱えた若者が、働くことを通じて社会で自立した生活が送れるよう様々な支援に取り組んでいます。

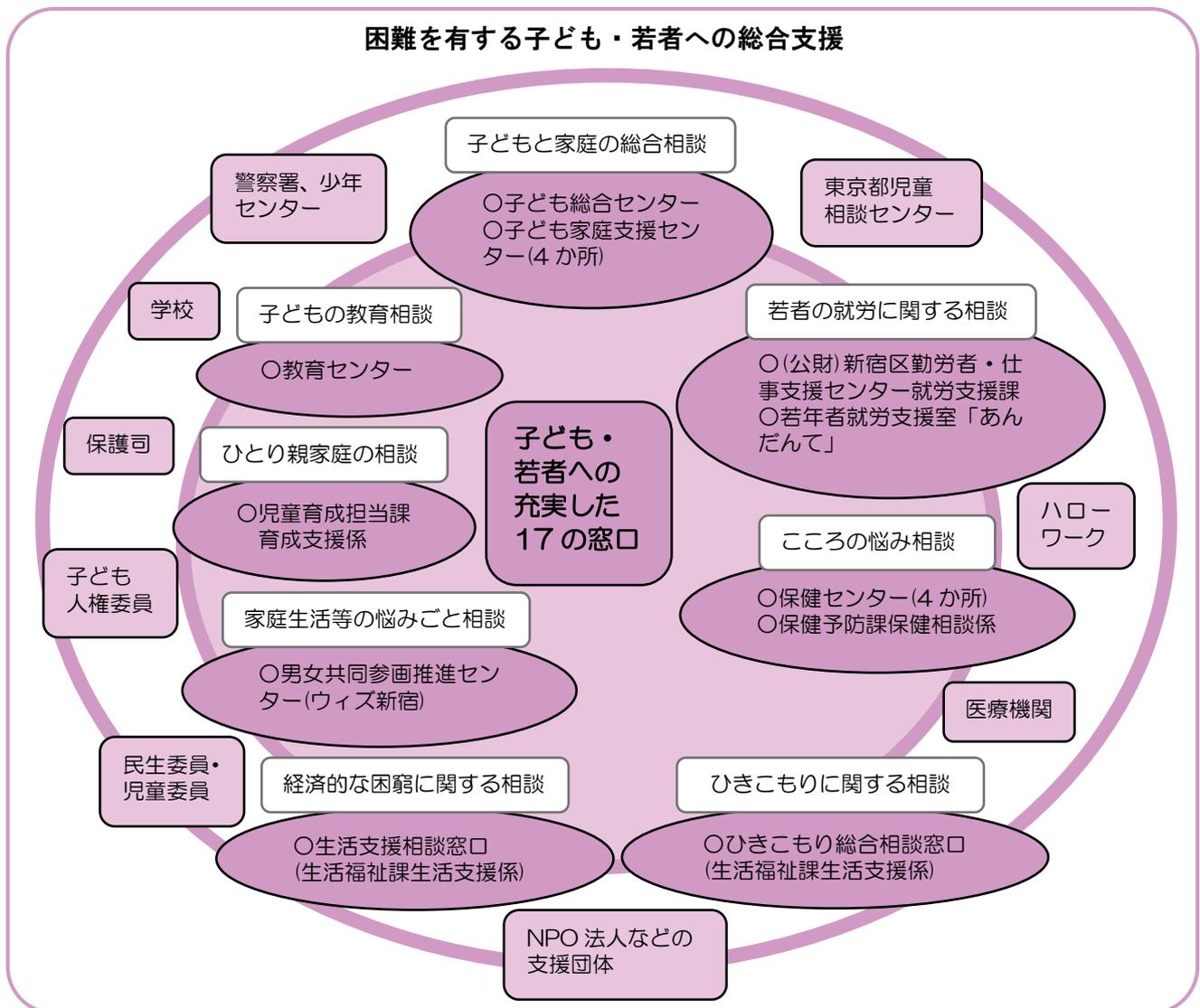
国の調査によるひきこもりの推計値を勘案すると、就労等の自立には至らない若者も多く存在することが想定される一方、「あんだんて」に訪れる若者の数は、支援を必要としている人の一部に過ぎないことも考えられます。

また、非就業状態等の背景は様々であり、利用者一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな支援を行うためには、若者の支援を行う公的機関をはじめ関係団体等との連携が必要不可欠です。

このような社会とのつながりに困難を抱える若者に対する支援の周知や継続的な連携体制の構築が課題となっています。

¹⁴ 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター・・・障害者、高齢者、若年非就業者等、就労に関する支援を必要としている方を対象に総合的な支援等を実施しています。

また、区は子ども・若者育成支援推進法の施行を受け、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するために、平成24年4月より「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」として位置付けている「若者自立支援部会¹⁵」を設置し、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として発展改組しました。「若者自立支援部会」では、関係機関の連携のあり方や事例についての意見交換を行い、若者の自立支援に関する勉強会を開催するなど、若者支援に取り組んでいます。若者が抱える課題は、家庭環境、学校生活、職場のトラブル、人間関係等、様々な要因が複雑に絡んでいるとともに、幼少期からの長期的な課題を抱えたまま大人になるケースが多いのが現状です。大人になり就労という課題に直面したときに、前述のような複雑な課題が解決されないままでは、すぐに就労に結びつけることは難しくなっています。困難を有する若者の増加を防ぐという視点から、幼少期からの一貫した支援の実施が必要であり、子どもから若者への切れ目のない支援を行うための庁内体制の構築や若者支援における関係機関の連携についての体制づくりが重要です。



¹⁵ 若者自立支援部会・・・新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの部会で、若者(18歳以上)の自立支援に関することを協議します。

③ 若者の自殺対策

全国の年間自殺者数は、令和元年には20,169人まで減少しましたが、令和2年は増加に転じ、令和5年は21,837人とコロナ禍以前と比較すると依然として高い水準のまま推移しています。若年層の死因をみると、10歳～39歳までの第1位が「自殺」となっています。

区では、令和3年～令和5年の自殺者数(252人)のうち、20歳代が67人と最も多く、39歳以下が自殺者数全体の約5割を占めています。また、年齢階級別の女性の自殺死亡率においては、20歳代が全国、東京都と比較して非常に高い傾向にあります。

今後も若者が何に悩み自殺へと追い込まれるのか、自殺という選択をせずにすむ対策を進めていく必要があります。

④ 学校でも家庭でもない地域での居場所の提供

小・中学生、高校生は、一日の多くの時間を学びの場である学校や、生活の場である家庭を中心に過ごしています。

一方、学校や家庭とは異なる地域の身近な場所で、友達や信頼できる大人と関わり、安心してくつろいだ時間を過ごすことや、遊びや活動を通じて体験を重ねることは、子どもが心身ともに健やかに成長するために重要です。

また、区の調査でも、学校と家以外の放課後や休日を過ごす場所の希望として、「安心してゆっくり過ごすことのできる施設」と回答した割合が、小学校5・6年生では45.2%、中学生では34.9%と高くなっています。児童館や子ども家庭支援センターの児童コーナー等地域で子どもが安心して過ごすことができる施設が求められています。さらに、子どもWebアンケートでは、家以外での放課後や休日の過ごし方の希望について、「ゲームやインターネットをして過ごす」という回答が最も多く、続いて「一人で休むなど静かに過ごす」や「運動をして過ごす」ことが望まれています。自由記述では、「シェアサイクルプラットフォームの数を増やして欲しい。」といった意見があり、区では、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、公共空間等へのシェアサイクルポートの設置を進めています。

児童館や子ども家庭支援センターの児童コーナーは、18歳までの児童が自分の意思でひとりでも利用でき、読書等をして静かに過ごすことも、友だち同士で談話することも、異年齢の子どもと一緒に運動遊び等をすることもできる場所です。資格を持った職員が子どもの健全育成にあたっており、子どもが身近な場所で職員に日常の悩みごと等を相談することもできます。

現在、区立児童館、児童コーナーは、乳幼児親子や小学生の利用が多い状況ですが、中高生も含め0歳から18歳の子どもが、安心して過ごせる地域の身近な居場所となることが重要です。

また、公園でのプレイパーク活動等、区民や地域団体の活動を支援し、地域での多様な居場所を充実することも重要です。

取組の方向

(a) 若者が社会の中で自分らしく生きるための支援

- ・若者が社会の中で孤立することなく、自分らしく生きられるように、イベントや講座の実施を通じて支援していきます。

(b) 若者の自立に向けた包括的な支援体制の構築

- ・区は、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、社会とのつながりに困難を抱える若者への事業周知を強化するよう働きかけていきます。また、引き続き若者の自立支援等に取り組む関係団体等と連携し、利用者一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな支援の展開に努めていきます。
- ・若者自立支援体制として、子どもから若者への切れ目のない支援を行うための庁内体制の構築や、若者支援における関係機関の連携づくりを行っていきます。

(c) 若者の自殺対策の推進

- ・令和5年3月に策定した第2期新宿区自殺対策計画（令和5年度～令和9年度）において、第1期計画から引き続き重点施策のひとつに若年層への支援の強化を掲げ、相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業¹⁶を実施します。
- ・「新宿区自殺総合対策会議」の部会として「若者・女性支援検討部会」を開催し、学識経験者、若者・女性支援団体等の委員と共に、情報共有や施策に係る検討を行います。

(d) 児童館、児童コーナーにおける居場所の充実

区には、乳幼児から中高生まで利用できる児童館（15か所）と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター（4か所）と子ども総合センターがあります。

各児童館、各子ども家庭支援センター及び子ども総合センターの児童コーナーでは、様々な行事を企画し開催するとともに、日常の友達や職員との談話や遊びを通じて、子どもが安心して楽しく過ごせるよう、工夫を凝らした運営を行っています。

また、中高生の利用については、中高生専用時間や、バンド練習ができる音楽室、談話室等の中高生スペースを設け、中高生が利用しやすい環境を整備しています。

今後は、児童館や児童コーナーが小学生だけでなく、中高生も利用できる施設であることについてより一層の周知を図るとともに、活動スペースやプログラム等を充実します。

また、児童館や児童コーナーに遊びに来た際に、子どもが日常の悩みごとを職員に気軽に相談できるよう、職員のスキルアップを図ります。

¹⁶ 相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）とインターネットゲートキーパー事業・・・インターネットで自殺に関することを検索した人に広告を表示し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。また、自殺リスクの高い人に対してメールによる相談を実施することで、自殺を未然に防止します。

主な事業

(a) 若者のつどい

【事業の概要】20代から30代までの若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催します。若い人たちの交流の場を提供し、参加者の区の施策や事業への関心と理解を深めます。

【令和5年度実績】

- ・開催日：令和5年12月16日
- ・開催場所：戸塚地域センター
- ・来場者数：約300名

【事業の目標】

継続して開催していきます。

(a) 若者対象講座

【事業の概要】若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワメントのための講座を開催します。

【令和5年度実績】

- ・開催回数：2回実施（対面開催、参加者35人）
- ・講座の満足度：100%

【事業の目標】

講座の満足度90%以上

(b) だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進

【事業の概要】新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢・性別を問わず、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な全ての人に対し、総合的な就労支援を行います。

【令和5年度実績】

- ・コミュニティショップ：5か所
- ・IT就労訓練：1か所
- ・ジョブサポーターの登録数：計24人
- ・若年者就労支援事業（進学含む）
就職者数：5人
（参考）障害者就労支援事業
就職者数：38人

【事業の目標】

就職者数 6人
〈令和9年度目標〉

(b) 子ども・若者総合相談

【事業の概要】子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。

【令和5年度実績】

- ・独身期（40歳未満の独身者）の区民が、生活における心配事がないと考える割合：46.5%
- ・来所相談：2,076件
- ・電話相談：9,619件

【事業の目標】

子ども・若者に関する様々な相談について、専門性の高いそれぞれの窓口で対応するとともに必要に応じて適切な機関につなげていきます。

(c) 自殺総合対策

【事業の概要】誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）、ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業、地域におけるネットワークの強化や普及啓発、自殺対策を支える人材育成など、区を挙げて自殺対策を推進しています。第2期新宿区自殺対策計画（令和5年度～9年度）の策定を機に、若者・女性の自殺者数の増加など、喫緊の課題に対応するため、「自殺対応の専門家による職員向け支援」や「新宿区自殺総合対策会議」の部会にあたる「若者・女性支援検討部会の運営」等、若年層への支援の強化を図ります。

【令和5年度実績】

- ゲートキーパー養成講座動画（区民向け）視聴回数：138回
- 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修（動画）参加者数：89名
- 自殺総合対策会議：1回開催
- 若者・女性支援検討部会：2回開催
- 困りごと悩みごと相談窓口一覧：7,000部配布
- こころの悩み相談啓発用ポケットティッシュ：31,000個配布
- 若者向け相談窓口周知用チラシ：6,000部配布（うち1,000部はポケットティッシュに封入）
- 相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）トップページアクセス件数：9,890件
サイト上の行動者数：1,647名
- ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業
トップページアクセス件数：8,775件
新規受付数：157名
新規相談者数：85名
- 自殺対応の専門家による職員向け支援：利用者12名

【事業の目標】

平成27年の年間の自殺死亡率25.3を、令和8年までにおおむね30%以上減少させることを目指していきます。
 ※令和5年の自殺死亡率は26.3（自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数（人））です。

(d) 児童館、児童コーナーにおける居場所の充実

【事業の概要】日常の遊びや行事等を通じて、乳幼児親子から小・中学生、高校生の居場所づくりを推進しています。子ども家庭支援センターの一部で、中高生の専用スペースを設ける等、家庭や学校以外の居場所として安心して過ごせるよう環境づくりを行っています。

【令和5年度実績】

- 児童館及び児童館機能を持つ子ども家庭支援センター等施設数：20か所
- 児童館及び児童館機能を持つ子ども家庭支援センターの利用者数：507,033名

【事業の目標】

安心して過ごせる居場所となるよう、活動やスペースをより一層充実していきます。

(d) 児童館、児童コーナーにおける相談対応

【事業の概要】身近な相談場所として、乳幼児、小中学生・高校生の子どもや保護者からの相談に対応しています。

【令和5年度実績】

- 児童館及び児童コーナーにおける相談件数：1,287件

【事業の目標】

身近に相談でき、安心できる居場所となるよう、充実を図ります。

施策1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために



現状と課題

① 国際化社会で生きる次世代の育成

区の外国人住民の人口は、令和6年4月1日現在43,691人で、区全体の人口の約13%となっています。

外国にルーツを持つ子ども（両親、あるいは両親のどちらかが外国籍の子ども）は、グローバルに活躍できる可能性を秘め、将来、区の重要な担い手となることから、こうした子どもたちの教育環境の向上とともに、子どもの母語や母文化を尊重していくことが必要です。

多様な国籍の人々が共に暮らす環境は、子どもたちにとって、様々な文化や習慣、価値観を経験できる豊かな環境です。国際化が進む中では、国籍に関わらず、互いの違いを認め合い、異なる文化をあたたく受け入れ、自らの文化を発信する力をもった次世代の育成が望まれます。

また、これからの学校教育では、国際的視野を持ち、進んで国際友好親善に貢献できる児童・生徒の育成に努めることが重要です。

子ども Web アンケートの回答からは、日本人も外国人も全ての人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりのためには、「あいさつなど声をかけ合う」「ごみ出しなど地域のルールを守る」「地域のお祭りや交流イベントなどに参加する」ことが必要と子どもたちが感じていると考えられます。自由記述では、「各学校で子どものうちから総合などの時間に多文化について学ぶというカリキュラムを取り入れることが必要だと思う」という意見があり、区では、例えば社会科の学習で他国の文化や伝統について学んだり、総合的な学習の時間に外国の方を招き交流を深めたりする学習など、全ての小・中学校で多文化についての学びを行っています。

取組の方向

(a) 国際化社会で生きる力を育む

- ・互いの文化的違いを認め合う「多文化共生」の理解を促進するとともに、日本と外国を結ぶ架け橋となる人材を育成していきます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かして、国際的な視野を持つ次世代の育成に努めていきます。
- ・日本と諸外国の伝統・文化の理解を深め、国際協力の在り方を学ぶことができるよう、外国人等との交流の機会を設定し、国際理解教育の推進を図っていきます。

主な事業

(a) 英語キャンプ

【事業の概要】 児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通じて自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな社会への関心を育みます。

【令和5年度実績】

○中学生の部

実施時期：8月12日～14日

参加人数：区立中学校1～3年生 合計69人

楽しさを実感したと回答した割合：91.0%

○小学生の部

実施時期：8月9日～11日

参加人数：区立小学校5・6年生 合計92人

楽しさを実感したと回答した割合：88.9%

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策目標 2 健やかな子育てを応援します

施策2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組



現状と課題

① 妊娠期からの支援の大切さ

少子化、核家族化の進行により、妊婦や乳幼児に触れ合う機会が少ないまま、母親・父親になる人が増えています。また、予期せぬ妊娠を一人で抱え込み、社会的に孤立したまま妊娠期を過ごしたり、望んだ妊娠であっても、様々な理由によって不安を抱えている人が見受けられます。

妊娠期は、胎児の成長とともに妊婦の全身状態を大きく変化させ、心身に大きな負担がかかった状態となります。健やかな赤ちゃんの誕生と、その後の子育てにおける育児不安・困難感に伴うトラブル等に対処していくためには、出産や育児に関する知識の提供だけにとどまらず、親になる当事者同士が交流し、顔見知りになったり情報交換をしたりすることも大切です。

保健センターでは、安全な出産と育児不安の解消を目指し、妊婦対象の母親学級（平日及び働く妊婦に配慮した土曜日開催）、夫やパートナーと参加できる両親学級、妊婦が乳児にふれながら子育て中の母親と情報交換ができるグループ活動などを開催しています。

育児においては、夫やパートナーの役割もさらに重要になっています。夫やパートナーが妊婦の心身の状況を理解し、子どもが生まれる前から父親という新しい役割の準備をしていくことが、妊婦に「夫やパートナーから支えられている」という安心感をもたらすことにつながります。

一方、10代の妊娠や高齢出産、妊娠届が22週以降と遅い場合などは、安全な出産を迎える上でリスクが高い傾向があります。また、外国人の妊産婦や子育て家庭では、言語や文化、保健・医療システムの違いにより必要な情報が得られにくい、公的サービスを利用しない・しにくい等の課題があります。

安全な出産や健やかな育児が行えるよう、その方の状況に応じた支援をより充実させるため、妊娠期からの切れ目のない支援ができる体制整備が必要です。

また、令和6年4月に施行された改正児童福祉法では、区市町村において、これまでの子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、一体的な相談支援の機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることを決めました。そこで、区では、子ども総合センター及び4か所の子ども家庭支援センターを拠点として、健康づくり課及び4か所の保健センターとの連携により、区内5か所の「こども家庭センター」を設置しました。今後は、母子保健と児童福祉の一層の連携強化を図りつつ、妊婦や乳幼児、子どもやその保護者のそ

それぞれの状況や課題に応じて、妊娠期から子育て期、その後の子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。



取組の方向

(a) 安心して出産を迎える支援の充実

- 母親学級・両親学級等で、子育て家庭が孤立しないように、地域での仲間づくりや、父親が育児に参加・協力することの重要性を伝えていきます。
- 働く妊婦の方へ参加しやすい学級を開催します。
- 困ったときに、身近に相談できる支援機関の周知に努めます。

(b) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

- 妊娠・出産・子育ての期間を通じ、妊産婦や子育て家庭の多様なニーズや不安、困りごと等を早期に把握し、予防的な関わりも含めて対応します。令和6年4月に設置した「こども家庭センター」の取組を通じて、母子保健と児童福祉が情報共有しながら、切れ目のない支援ができる仕組みを整えていきます。
- 妊産婦や乳幼児、子どもやその保護者のそれぞれの状況や課題に応じて、母子保健と児童福祉の支援員がサポートプランの作成に一体的に関わることで、妊娠期から子育て期、その後の子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。
また、対象者に計画的なサービスの利用を促しながら、継続して面接や家庭訪問を行うことで子育て家庭を支援し、児童虐待の予防や早期対応を図ります。

主な事業

(a) 母親・両親学級等の開催	
【事業の概要】 母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	
【令和5年度実績】 ・ 母親学級・両親学級等受講者数：1,860人 母親学級：36回 両親学級：32回 マタニティセミナー：2回	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(a) 妊婦健康診査	
【事業の概要】 妊娠中に委託医療機関等において健康診査を行うことで、妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	
【令和5年度実績】 ・ 健診件数 妊婦健診：26,788件 超音波検査：6,050件 子宮頸がん検診：2,348件	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(a) 妊婦歯科健康診査	
【事業の概要】 妊娠中に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	
【令和5年度実績】 ・ 健診受診者数：791名	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(b) 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）	
【事業の概要】 全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、支援が必要な妊婦を継続的に支援していくとともに、産後うつ予防や虐待予防を図ります。また、妊娠届出時に専門職と面接された方に、ゆりかご応援ギフトを支給します。	
【令和5年度実績】 ・ 妊娠届をした妊婦のうち、面接を受けた割合：99.0%	【事業の目標】 妊婦との面接率100%
(b) はじめまして赤ちゃん応援事業	
【事業の概要】 妊婦と生後4か月までの子どもがいる母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	
【令和5年度実績】 ・ 妊婦：延べ127人 ・ 産婦：延べ425人	【事業の目標】 継続して実施していきます。

(b) 家事育児サポート事業（産前産後支援）	
<p>【事業の概要】 育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（ヘルパー又は産後ドゥーラ）を派遣することによって、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前支援 利用件数：延べ136件 利用時間：延べ342時間 ・産後支援 利用件数：延べ2,781件 利用時間：延べ7,490時間 	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
(b) 利用者支援事業（こども家庭センター型）	
<p>【事業の概要】 母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】 令和6年度から事業開始</p>	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
(b) 産後ケア事業	
<p>【事業の概要】 出産後1年以内の母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が安心して子育てができるよう支援します。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ利用実績：787人日 ・利用者アンケートでの期待していたことが「達成できた」と回答した割合(以下達成度と表記)：99.4% ・デイサービス利用実績：62人日 ・デイサービス達成度：100% ・アウトリーチ利用実績：98人日 ・アウトリーチ達成度：98.9% 	<p>【事業の目標】 産後ケア事業利用前に期待していたことが達成できた人の割合 95.0%以上</p>
(b) 妊婦のための支援給付	
<p>【事業の概要】 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）等の支援と組み合わせて、妊婦であることの認定後に妊婦支援給付金を支給します。また、すくすく赤ちゃん訪問等と組み合わせて、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、その人数に応じて妊婦支援給付金を支給します。</p>	
<p>【令和5年度実績】 —</p>	<p>【事業の目標】 令和7年度から実施します。</p>

施策2-2 子どもの健やかな成長のために



(1) 乳幼児の健やかな発達支援

現状と課題

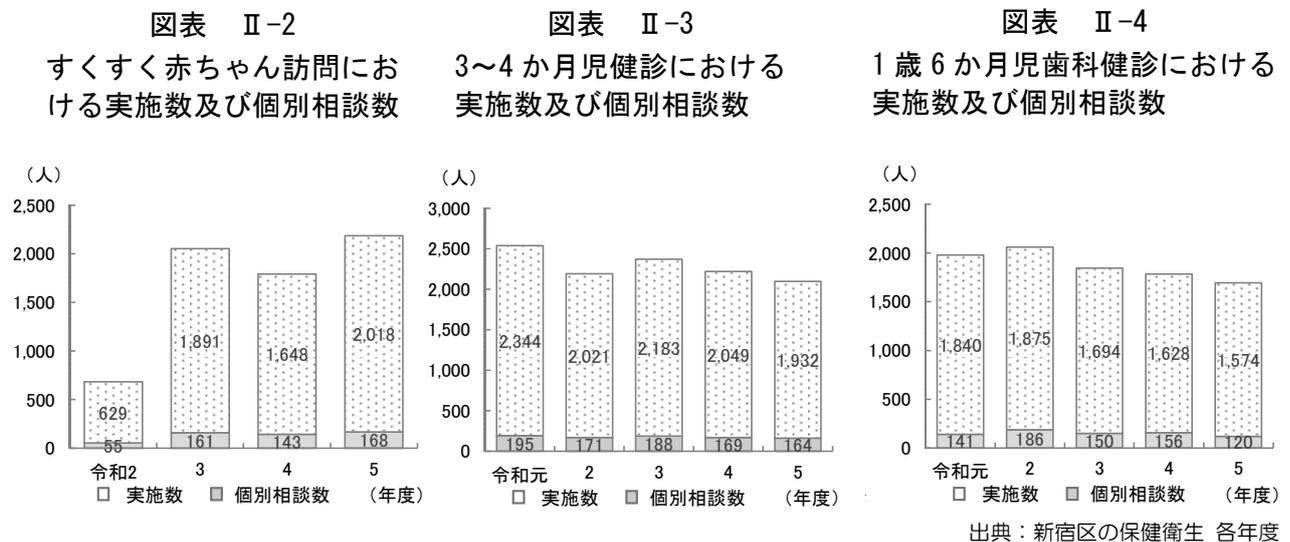
① 産後の母親のこころの健康

産後はホルモンバランスの変化などから、マタニティブルーズ¹⁷や産後うつ病を発症することもあり、心の健康支援が一層必要になる時期です。また、これらは育児不安や虐待につながることもあり、子どもの健やかな成長を妨げる原因にもなります。

すくすく赤ちゃん訪問、3~4か月児健診、1歳6か月児歯科健診時に、母親を対象に「産後うつ傾向」を判定する質問紙（EPDS¹⁸）を用いて、スクリーニングを実施しています。その結果、乳児期の母親の約8%に「産後うつ傾向」が認められます。「産後うつ傾向」が見られる母親には保健師が個別相談を行います。妊娠期に引き続き、出産後早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要です。

データでみると…

EPDS を用いた母親のこころの健康支援



注) すくすく赤ちゃん訪問における実施は令和2年12月からです。

¹⁷ マタニティブルーズ・・・分娩後3~10日頃に発症し、一過性で短期間に改善する気分の低下、不安、涙もろさ、不眠、情緒及び認知の障害のことです。「マタニティブルー」ともいいます。

¹⁸ EPDS・・・正式名は「エジンバラ産後うつ病自己評価票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）」で、1987年に英国で開発され、国際的に広く普及・定着しているスクリーニング・テストを示します。

② 子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の実施

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健診は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療につながります。また、保護者が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもあります。

成長・発達に応じた情報提供や、育児不安を軽減するための育児相談等の実施により、全ての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き支援していくことが必要です。

③ 病気や事故防止及び医療に関する情報提供と体制の充実

乳幼児期は、急な発熱や感染症などにかかる頻度が高く、健やかな成長発達には、この時期の適切な健康管理や健康習慣の獲得が不可欠です。また、幼児の死亡の原因の一つである「不慮の事故」を防止するための取組も重要です。

乳幼児期にかかりやすい疾病や事故とその予防や対処方法、保護者が必要としている医療機関情報、適切な小児医療機関の利用の仕方などについて、情報や知識を普及することが必要です。

また、平日夜間や休日は診療していない診療所が多いことから、救急病院への軽症患者の受診が集中することによって、本来の救急機能が妨げられないよう、平日昼間と同様に救急病院以外の小児科を受診できる仕組みが必要です。

データでみると…

子どもの年齢別に見た死亡原因別死亡数（全国）

全国の子どもの死亡原因を年齢階級別にみると、0歳、1～4歳では「先天奇形等」が最も多くなっています。また、いずれの年齢でも「不慮の事故」が上位3位以内に入っているほか、10～14歳では「自殺」が1位となっています。

図表 II-5 子どもの年齢別死亡原因別死亡数（全国）

年齢	1位		2位		3位	
	死亡原因	死亡数 (死亡率※)	死亡原因	死亡数 (死亡率※)	死亡原因	死亡数 (死亡率※)
0歳	先天奇形等	464人 (63.8)	呼吸障害等	188人 (25.8)	不慮の事故	73人 (10.0)
1～4歳	先天奇形等	143人 (4.4)	悪性新生物	57人 (1.7)	不慮の事故	45人 (1.4)
5～9歳	悪性新生物	83人 (1.7)	不慮の事故	46人 (1.0)	先天奇形等	39人 (0.8)
10～14歳	自殺	120人 (2.3)	悪性新生物	81人 (1.6)	不慮の事故	51人 (1.0)

※人口10万対の率（0歳の死亡率は出生10万対の率）

出典：令和5年人口動態調査

取組の方向

(a) 母親のこころの健康支援

- ・妊娠期に引き続き、出産後早期から支援が必要な母親に対して、適切なサービスを提供していきます。

(b) 子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の実施

- ・乳幼児健康診査や保護者への相談事業を実施し、疾病や障害を早期発見するとともに、個々に応じたきめ細かなサービスを提供していきます。

(c) 病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

- ・子どもの病気や起こりやすい事故の防止及び子どもの医療に関する情報について、母子保健事業実施時等に情報提供の充実を図ります。

(d) 休日や夜間における子どもの急患診療

- ・多くの診療所が診療していない平日夜間や休日に子どもが急病になった場合でも、平日昼間と同様に小児科を受診できるよう、引き続き、「小児夜間診療」など初期救急医療体制を確保します。

主な事業

(a) 親と子の相談室

【事業の概要】3～4 か月児健診・1 歳 6 か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止

- ・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。

【令和5年度実績】

- ・開催回数：10回
- ・相談人数：延べ13人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) はじめまして赤ちゃん応援事業（子育て世代のストレスマネジメントの講話）

【事業の概要】子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業（妊婦とおおむね4か月児までの乳児がいる母親を対象とした事業）において、ストレス対処法についてミニ講話を行い、同内容のリーフレットを配布します。

【令和5年度実績】

- ・妊婦：延べ127人
- ・産婦：延べ425人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) オリーブの会（MCG）MCG：Mother and Child Group

【事業の概要】育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループです。専門相談員や保健師によるグループ相談を通じて、悩みや問題の軽減を図ります。

【令和5年度実績】

- ・開催回数：12回
- ・相談人数：延べ22人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) すくすく赤ちゃん訪問	
<p>【事業の概要】 0か月～生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。</p>	
<p>【令和5年度実績】 ・訪問実績：1,988人</p>	<p>【事業の目標】 全ての家庭に訪問できるよう、継続して実施していきます。</p>
(b) 乳幼児健康診査	
<p>【事業の概要】 乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健診：2,110人 1,950人 92.4% ・6か月児健診：2,110人 1,907人 90.4% ・9か月児健診：2,110人 1,832人 86.8% ・1歳6か月児健診：2,013人 1,803人 89.6% ・3歳児健診：2,041人 1,847人 90.5% <p>※順番に「対象者数」「受診者数」「受診率」</p>	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
(b) 新生児聴覚検査	
<p>【事業の概要】 聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を継続的に支援します。</p>	
<p>【令和5年度実績】 新生児聴覚検査実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回検査確認人数：2,177人 ・初回検査実施率：99.6%（不明除く） ・確認検査対象者数：13人 ・精密検査対象者数：9人 	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
(b) 乳幼児から始める歯と口の健康づくり	
<p>【事業の概要】 デンタルサポーターとして登録されたかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、学校、かかりつけ歯科医、子育て専門職、地域活動歯科衛生士等の育成及び連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1年生のむし歯のない子どもの割合：74.0% ・歯と口の健康チェックとフッ化物塗布：3,463名 ・デンタルサポーター研修会（子育て支援専門職対象） 申込者数：176名 再生回数：291回 	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>

(b) 育児相談・育児グループ	
【事業の概要】乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。また、多胎児がいる保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。	
【令和5年度実績】 ・育児相談：60回（延べ1,174人） ・育児グループ：32回（延べ393人）	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(b) すこやか子ども発達相談	
【事業の概要】多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、発達障害の早期発見や療育の相談を行います。	
【令和5年度実績】 ・延べ13人	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(b) バースデーサポート事業	
【事業の概要】母子保健事業と関わる機会が少ない1歳6か月から2歳児を育てる家庭に対し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭状況の把握等を行い、相談支援の強化を図ることを目的に、1歳6か月児健診を受診後、子育てを応援するギフトを支給します。	
【令和5年度実績】 ・バースデーサポートギフトの支給 1,466件	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(c) 家庭における乳幼児事故防止対策	
【事業の概要】乳幼児の不慮の事故を防ぐため、母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	
【令和5年度実績】 事故防止のリーフレット配布 ・3～4か月児健診：1,932部 ・離乳食講習会：839部 ・はじめて歯科相談：887部 ・普及啓発（乳幼児健康診査、離乳食講習会、はじめまして赤ちゃん等で、月齢・年齢に合わせた事故防止のポイントを周知する等）	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(c) 子どもに関する医療情報の提供	
【事業の概要】家庭において子どもの急な傷病に対応できるよう、子どもによくある症状や病気への対処方法や、医療機関等について情報提供します。	
【令和5年度実績】 ・子育て地域医療ハンドブックの作成・配布： 3,400人	【事業の目標】 継続して実施していきます。
(d) 小児夜間診療	
【事業の概要】夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	
【令和5年度実績】 ・実施場所：「しんじゅく夜間こども診療室」 （国立国際医療センター病院内（戸山1-21-1）） ・実施時間： 月～金曜日 19:00～22:00 土・日・祝日・年末年始 18:00～22:00 ・診療科：小児科 ・診療数：1,177人	【事業の目標】 継続して実施していきます。

(d) 休日診療

【事業の概要】 日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。

【令和5年度実績】

- ・実施場所：新宿区医師会区民健康センター
（新宿7-26-4）
- ・実施時間：日曜・祝日・年末年始 9:00～17:00
- ・診療科：小児科
- ・診療数：1,257人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(2) 学童期から思春期までの健康づくり

現状と課題

① こころと体の健康

学童期や思春期（概ね小学校高学年～18歳までの時期）は、身体の著しい発達に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々なこころの問題が生じやすい時期といえます。学童期や思春期のこころの健康が、その時期だけの問題にとどまらず、将来、次世代を生み育てる親になった時の子育て観にも影響を及ぼすといわれています。

近年はこころの問題をきっかけとした心身症や不登校、ひきこもり等が深刻になっています。さらに、スマートフォン等の使用頻度が高まり、世界保健機関（WHO）によりゲーム障害が精神疾患として認定される等、インターネットやゲームへののめりこみが、身近な問題として取り上げられることが多くなってきています。

区の調査によると、「悩んだり困ったりしたときに誰（どこ）かに相談するか」は、中学生では親や先生、友だちなどが61.8%、青少年では親や先生、同僚や上司、友だちなどが70.2%で、いずれも身近な人や家族であることがわかりました。

このことから、子どものこころや体に起こる急激な変化を、子ども自身はもちろん、家族や周囲も十分理解する必要があります。子どもが発するSOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、正しい知識、適切な対応や相談先についての普及啓発を広く行うとともに、相談対応をはじめとした支援体制を整備することが重要です。

また、運動不足や食生活の乱れ等により、日本の子どもの5人に1人は生活習慣病予備軍であるとの指摘もあることから、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食生活や健康的な生活習慣を啓発することも重要です。このため、生活習慣病の予備軍及び罹患者を早期に発見し、予防及び治療に取り組む必要があります。

我が国の死亡原因は、死因の上位をがん、心疾患、脳血管疾患が多くを占めており、これらは、いずれも食事、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣と深い関わりがあると言われています。

生涯にわたって健康に生活していくためには、児童・生徒が生活習慣を整えるだけでなく、児童・生徒の発達段階に応じて喫煙や飲酒、薬物の危険性、生活習慣病やがん等の疾患、妊娠・避妊等の性に関する正しい知識とともに性感染症を含む感染症について理解していくことが重要です。なかでも、エイズを含む性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにするとともに、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付けることが必要です。

今後も、家庭・地域・学校が連携し、生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、子どものこころと体の健やかな成長を図る必要があります。

② 体力づくりの推進

幼少期からの健やかな体づくりは、生涯を通じた健康につながるものであることから、基礎体力や運動能力を学校教育で身に付ける必要があります。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していること等が、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。令和4年度に実施された全国体力・運動能力調査を見ると、全国的に小・

中学生の体力は低下傾向にあります。区の小・中学生においても同様の傾向が見られ、基礎体力の向上が区立学校全体の課題となっています。体力向上推進委員会を組織し、就学前から中学校まで、系統立てた体力向上システムを構築する必要があります。

取組の方向

(a) こころと体の健康支援

- ・学童期・思春期を対象に、こころと体に起こる急激な変化や、それに伴う不安や悩みへの対処方法について、情報提供するとともに相談に応じていきます。
- ・小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、区立小学校は4年生以上、区立中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。
- ・健康教育の充実を図り、小学校では体育科の保健の授業、中学校では保健体育科の授業を中心として、児童・生徒の発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用、生活習慣病やがん等の疾患や性感染症を含む感染症と健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。

(b) スポーツへの関心の向上と体力づくり

- ・児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿¹⁹」に位置付けています）。
- ・就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

主な事業

(a) 出張健康教育

【事業の概要】学校や施設へ出向いて、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・依存症予防・こころの健康などについて、学童期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。

【令和5年度実績】

- ・AIDS・性感染症予防の知識
区立中学校6校、19回、585人
- ・小学校及び中学校に対する出張健康教育の実施

【事業の目標】

継続して実施していきます。

¹⁹ スポーツギネス新宿・・・様々な運動の経験と記録向上への挑戦を通じて、運動の楽しさを味わい、運動の日常化と体力の向上を図るための取組です。

(a) 10代のこころの健康に関する普及啓発

【事業の概要】思春期のこころの不調に周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐため、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、こころの健康に関する普及啓発の強化を図っています。

【令和5年度実績】

- ・10代向け普及啓発パンフレット「気づいて！こころのSOS」の作成・配布：3,500部
 （保護者向けリーフレット2,200部、教員向けリーフレット500部も同時配布）

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 健康相談

【事業の概要】保健センターでは、思春期からのこころと身体の相談を「精神保健相談」などで受けています。

【令和5年度実績】

- ・精神保健相談開催回数（4保健センター合計）77回

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 小児生活習慣病予防健診

【事業の概要】生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を勧奨します。

【令和5年度実績】

- ・小学校：159人
- ・中学校：35人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施

【事業の概要】警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。

【令和5年度実績】

- ・全小・中学校で実施

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) スポーツへの関心と体力の向上

【事業の概要】小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。また、子どもの体力の現状を把握・分析し、効果的な体力づくりを推進するため、全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

【令和5年度実績】

- ・全小学校で「スポーツギネス新宿」を実施し、成績優秀者を各校で表彰（全小学校、3月）
- ・全中学校で「中学校版スポーツギネス新宿（ダブルダッチ）」を実施し、成績優秀者をDVDに収録し配布（全中学校、3月）
- ・小・中学校の体力テストと幼稚園を対象とした区独自の体力テストを実施（全幼稚園、全小・中学校）
- ・小学校体育科が作成した「体育指導リーフレット」を配布し、配布（全小・中学校）

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策目標 3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

施策3-1 子育て支援サービスの総合的な展開



(1) 子育て支援サービスの充実

現状と課題

① 多様なニーズへの対応

子育てを社会全体で支援していく視点から、主に在宅で子育てをしている家庭を対象にした事業として一時保育や乳幼児親子の居場所づくり（地域子育て支援拠点事業）のほか、多様なニーズに対応し、ファミリーサポート事業、ベビーシッター利用支援事業、子育て短期支援事業などの施策を充実してきました。

また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結び付いていないという現状を踏まえ、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」で子育てに役立つ情報を発信するほか、子育て訪問相談やすくすく赤ちゃん訪問、ホームスタートなどアウトリーチ（訪問相談）型のサービスも実施しています。

しかし、区の調査で、就学前児童保護者は、「子育てがづらいと思うことがあるか」の設問に対し、「いつも思う」と回答している方のうち、その半数以上が、「子どもの遊ばせ方やしつけについて悩んでいる」「仕事や自分のことが十分にできない」「子育てが精神的負担になっている」の選択肢を選んでおり、子育ての孤立化を防ぐ取組の徹底が引き続き求められています。

○保育サービスの充実

区の調査で、就学前児童保護者は、「子どもを育てやすい社会に必要なだと考えられること」の設問に対し、43.1%の人が「保育サービスの充実（待機児童解消、一時保育、延長保育、病児・病後児保育など）」を挙げています。

また、同じ調査の中で、「定期的な教育・保育事業の利用状況」については15.6%の方が「利用していない」と回答しています。こうした区民の現状や要望を踏まえ、保育サービスの充実を図ることで、子育ての孤立化に陥ることなどがないように、さらに多様な子育て家庭のニーズに答えていく必要があります。

○子育て短期支援事業（従来型子どもショートステイ、トワイライトステイ）

従来型子どもショートステイは、保護者の病気や出産・介護・冠婚葬祭・出張、育児疲れなどで昼夜を通して子どもを養育できる方がいないときに、区内の乳児院や協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。子ども本人が利用を希望する場合でも、保護者の同意があれば、協力家庭等で預かることができます。

また、仕事等で保護者が不在になる等夜間の養育が必要なときに協力家庭等で預かるトワ

イライラストエイも実施しています。

育児疲れでの利用が依然として多く、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力家庭のスキルアップを図ることが課題です。

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。子育ての孤立化を防ぎ、子育ての悩み等を解消するために、気軽に足を運んでいただくことや相談できる場所として認識してもらうことが課題です。

② 相談しやすい環境等の充実

子育てに関する相談については、子ども総合センター・子ども家庭支援センターをはじめ、地域子育て支援センター（二葉・原町みゆき）、ゆったりーの、保健センター、児童館、保育園、子ども園、幼稚園、学校、教育センター等、様々な

窓口で実施しています。区民にとって相談のハードルを低くするために、地域の身近な場所に相談窓口を設け、気軽に相談できるよう環境を整えてきました。

区では、子育てに関する相談の中心的な役割を果たしている子ども総合センター（1か所）・子ども家庭支援センター（4か所）を、区内にバランスよく配置し、子どもと家庭の総合相談を実施するとともに、地域において親同士が、それぞれの子育ての経験を活かして気軽に相談し合える環境を整え、子育て支援に関するサービスメニューも年々充実してきました。これらのメニューについては、区公式ホームページや子育て情報誌などにより最新の情報を発信していますが、多様なサービスの中から、自らの力で最適なサービスを選択することが難しい状況も見られます。

そのため、子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーのでは、子育て家庭が必要なサービスを円滑に利用できるようコーディネートする利用者支援事業（基本型）を実施しています。

また、それぞれの相談場所においては、多様化する子育て家庭の個別の状況を踏まえて相談に応じるとともに、より専門的な相談についても対応できるよう、職員の専門性の向上を図ることが課題となっています。

あつまるくん

子ども総合センターに対して興味や親しみを持ってもらい、より多くの方が施設に集まってもらえることを目的としたキャラクターです。



③ 子育て支援情報をより確実にわかりやすく

区の調査による就学前児童保護者の「子育てに関して悩んでいること」（複数回答）の主な内訳は、「子どもの遊ばせ方や、しつけについて」が49.6%、「仕事や自分のことが十分にできないこと」が34.2%、「子どもの食事や栄養について」が31.4%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が27.4%でした。

区では、育児相談や一時保育をはじめとした様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育ての負担感や孤立感を軽減し、子育てを楽しいと感じてもらうためには、様々な子育ての悩みに適切に対応する情報が子育て家庭に確実に届く仕組みが重要です。

区は、子育てに関する情報を区の広報紙や区公式ホームページ、地域ポータルサイト等で提供しているほか、妊娠期から学齢期までの子育て情報を「新宿はっぴー子育てガイド」という冊子にまとめ、母子健康手帳交付時や関連施設の窓口で配布しています。また、乳幼児を連れての外出時に便利な「子育て応援ショップ&マップ」と、予防接種や健康診断などのプッシュ通知を1つのアプリにまとめた「しんじゅく子育て応援ナビ」も提供しています。

区の調査で、「区の子育て支援サービスや相談窓口についての情報入手先」について就学前児童保護者へ尋ねたところ、「保育園・子ども園・幼稚園・学校からのお知らせ」が44.2%、「新宿区公式ホームページ」が41.8%、「同年代の子どもを持つ子育て仲間との会話」が41.3%、「自分の親や子育て経験のある人」が25.4%で、「区立施設などに置いてあるチラシ・パンフレット」16.0%、「SNSを通じた仲間との情報交換」14.4%となっています。また、広報新宿は13.4%、公式SNSは8.2%、新宿はっぴー子育てガイドは5.4%でした。

保護者は様々な手段を用いて情報収集を行っていることが分かります。特に、保護者にとって、パソコン・スマートフォンなどの情報通信機器は、情報サイトの閲覧だけでなく保護者同士の情報交換や相談のツールとしても大変有効な手段となっています。そのため、今後は国や東京都の動向を見定めながら、より一層パソコンやスマートフォンによる情報提供・発信を進め、ホームページやアプリの認知度を向上させるとともに、様々な媒体を用いた情報提供をする必要があります。

取組の方向

(a) 多様な子育て支援ニーズへの対応

区では、これまで全ての子育て家庭をサポートするため、子育て支援サービスを充実させてきました。今後も、多様なニーズを把握し、子育て支援サービスを実施していきます。

- ・一時保育等の事業は、在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業として、引き続き、保育園・子ども園での事業を継続していきます。また、在宅子育て家庭に対する保育サービスとしては、区立認定こども園で未就学児交流事業、区立認可保育園等で子育て相談を継続して行っていきます。
- ・ファミリーサポート事業は、子どもの就学以降においても利用でき、施設型保育を補完する役割も担う相互援助活動です。提供会員確保のための事業周知と提供会員向けの研修を実施し、より安全・安心で利用しやすい事業運営をしていきます。
- ・子育て短期支援事業では、必要な時に利用できるよう協力家庭等の拡大を進めるとともに、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力家庭のスキルアップを図る取組を行うことで、環境整備を図ります。
- ・地域子育て支援拠点事業は、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター(二葉・原町みゆき)、ゆったりーの、区立保育園、子ども園、幼稚園など、地域の身近な場所で実施しています。このように身近な場所で実施していることを認

識してもらうため、保護者の情報収集手段として有効なパソコンやスマートフォンによる情報提供・発信を進めていくとともに、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施し、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての悩み等の軽減を図ります。

(b) 相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- 子どもと家庭の総合相談において、子育ての不安や悩み等に対する相談やアドバイスを行うほか、利用者支援事業として、地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、情報提供、相談、助言等を行います。
- 多様化、複雑化する子育て家庭の相談に対応できるよう、職員の専門性を向上させるため、職員研修の充実を図ります。

(c) 子育て支援情報を誰にも簡単にわかりやすく提供する仕組みづくり

- 誰でも簡単に区の子育て支援情報を入手できるよう、区公式ホームページやX・LINE等のSNS、子育て情報ガイド「新宿はっぴー子育てガイド」、スマートフォンアプリなどを活用し、個人のニーズに沿って、より一層必要な情報が確実に手元に届く仕組みづくりを進めます。

主な事業

(a) 認可保育園・認定こども園等における一時保育の実施

【事業の概要】 緊急の事情（出産、病気、裁判員として従事等）や育児疲れの解消、会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、認可保育園・認定こども園で生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。

【令和5年度実績】

- 区立認可保育園
- 空き利用型：11 か所
 - 専用室型：1 か所
- 私立認可保育園
- 空き利用型：46 か所
 - 専用室型：7 か所
- 区立認定こども園
- 空き利用型：4 か所
 - 専用室型：6 か所
- 私立認定こども園
- 空き利用型：2 か所
 - 専用室型：6 か所

【事業の目標】

在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担の軽減に向けて、継続して実施していきます。

(a) ひろば型一時保育の充実

【事業の概要】 身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。

【令和5年度実績】

- ひろば型：4 か所
- 利用人数：延べ3,230人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a)ファミリーサポート事業	
<p>【事業の概要】 子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数（就学前）：7,227人 ・利用人数（就学後）：3,604人 ・病児・病後児保育事業：27人 ※会員数：2,835人（病児・病後児預かり会員を含む） （内訳）利用会員：2,452人 提供会員：374人 両方会員：9人 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(a)家事育児サポート事業（ベビーシッター利用支援事業）	
<p>【事業の概要】 保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成します。（利用対象は0歳～満6歳に達する年度の末日までにある児童）</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシッター利用料助成申請 交付件数：1,960件 利用児童数：934人 延べ利用時間数：49,861時間 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(a)子育て短期支援事業（従来型子どもショートステイ）	
<p>【事業の概要】 病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が昼夜を通して子どもの養育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭等で子どもを預かります（利用対象は生後60日から18歳未満の子ども）。</p> <p>また、養育環境等により、その子どもが一時的に保護者と離れることを希望している場合、保護者の了承のうえ、区内の協力家庭等で子どもを預かります。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用日数 二葉乳児院：198日 協力家庭等：244日 ・延べ利用人数 二葉乳児院：74人 協力家庭等：118人 	<p>【事業の目標】</p> <p>利用しやすい環境整備を図っていきます。</p>
(a)地域子育て支援拠点事業	
<p>【事業の概要】 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立認可保育園、認定こども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センター：1か所 ・児童館：15か所 ・子ども家庭支援センター：4か所 ・地域子育て支援センター等：3か所 ・区立認可保育園：10か所（公設民営認可保育園を除く。） ・区立・私立認定こども園：17か所 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>

(a) 幼稚園子育て支援事業の実施	
<p>【事業の概要】 区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で未就園児預かり保育事業、子育て相談、園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児の会 13園で実施 ・西戸山幼稚園「つどいのへや」で実施 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(b) 子どもと家庭の総合相談	
<p>【事業の概要】 保護者の子育ての不安や悩み等に対する相談やアドバイスを行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭の総合相談：4,202件 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(b) 子育て相談体制の充実	
<p>【事業の概要】 相談担当職員の専門性を向上させる研修を通じて相談体制の充実を図ります。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク研修の実施 年18回 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
(b) 利用者支援事業（基本型）	
<p>【事業の概要】 子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろばや、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個所数：7か所 	<p>【事業の目標】</p> <p>個所数 7か所</p>
(c) 子育て支援情報の発信	
<p>【事業の概要】 スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠期から未就学児のいる方を主な対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ&マップ」機能も、アプリから利用することができます。また、子育て支援に関する情報をまとめた冊子（新宿はっぴー子育てガイド）を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に配付します。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリダウンロード件数：715件 ・通知等閲覧件数：24,322件 	<p>【事業の目標】</p> <p>通知件数：110,000件</p>

(2) 経済的な支援

現状と課題

① 経済的負担感の緩和への取組

区の調査で、「子どもを産み育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、18歳から39歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成30年度の区の調査でも同様の状況です。

また、子育て世代への経済的支援の強化については、国においてもその重要性が認識され、児童手当の所得制限の撤廃や支給期間の高校生年代までの延長、児童扶養手当の第3子以降の拡充や所得制限の緩和などが図られています。

東京都でも、子供・子育て支援としてO18サポート²⁰等により経済的支援を実施しているほか、国の出産・子育て応援交付金に、都独自で5万円上乗せし交付しています。

区でも、それらを踏まえて多子世帯や低所得世帯などの保育料の負担軽減などを実施してきました。一方で、財源に限られる中で様々な子育て支援施策を着実に実行していくためには、施策の優先度や緊急性に目配りしながら、的確に財源配分を進めていく必要があります。

取組の方向

(a) 子育てに対する経済的負担軽減のための施策

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら、経済的支援施策の確実な推進を図っていきます。また、国や東京都で実施するべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。
- ・令和元年10月から国が実施した「幼児教育・保育の無償化」により3～5歳児クラスの基本保育料を無償化しました。また、第2子の基本保育料は半額、第3子以降は無料としていましたが、令和5年10月からは東京都の補助事業が拡充されたことに伴い、0～2歳児クラスの第2子の基本保育料も無償化し、併せて児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者負担も同様に無償化することで、多子世帯の負担軽減を図っています。また、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象世帯（住民税非課税世帯の0歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児）に対しては、区では令和元年10月から児童発達支援利用者に係る食費を無償としており、令和5年10月からは、課税世帯の0歳から2歳児の第2子以降の児童についても児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。
- ・幼稚園や保育園等の基本保育料の無償化に併せ、令和元年度からは認可外保育施設等の利用料についても、上限額の範囲内で無償化しています。
- ・認可保育園等に在籍する3～5歳児クラスの子どもの副食費は、「幼児教育・保育の無償化」の対象外とされましたが、区では、国が負担しない年収360万円以上の世帯についても、区単独で負担することにより、保護者の経済的負担を軽減しています。

²⁰ O18サポート・・・東京都が実施している子供・子育て支援施策で、都内在住の0歳から18歳までの子どもたちに一人あたり月額5,000円を支給するものです。

主な事業

(a) 児童手当

【事業の概要】「18歳到達後最初の3月31日までの児童」を対象に手当を支給します。

【令和5年度実績】

・受給者数：13,505人 ・対象児童数：19,707人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 児童扶養手当

【事業の概要】「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。

【令和5年度実績】

・受給者数：1,149人 ・対象児童数：1,486人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 特別児童扶養手当

【事業の概要】「20歳未満で、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、愛の手帳1～3程度、又は精神障害や複数の障害により、日常生活に著しく制限を受ける児童」を養育している人に支給します。

【令和5年度実績】

・受給者数：150人 ・対象児童数：153人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 児童育成手当（育成手当・障害手当）

【事業の概要】[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。
[障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。

【令和5年度実績】

・受給者数：1,658人
 内訳 育成手当 1,550人 障害手当 108人
・対象児童数：2,100人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 子ども医療費助成

【事業の概要】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。

【令和5年度実績】

・受給者数：36,490人
・医療助成費：1,554,905,628円

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) ひとり親家庭等医療費助成

【事業の概要】「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害のある場合は20歳未満）」を養育しているひとり親家庭の親と児童に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。

【令和5年度実績】

・受給者数：1,095人
・医療費助成額：64,199,858円

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 認可保育園・認定こども園等の保護者の負担軽減

【事業の概要】子育て世帯の負担軽減の観点から、3～5歳児クラスの全ての子どもの基本保育料を無償化しています。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。

<p>【令和5年度実績】 年間延べ対象人数</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立認可保育園：8,674人 私立認可保育園：23,215人 区立認定こども園（保育園機能）：7,836人 私立認定こども園（保育園機能）：5,597人 保育ルーム：20人 事業所内保育所：12人 認証保育所：810人 その他認可外保育施設等：2,111人 一時保育：35人 預かり保育（私立子ども園）：256人 	<p>【事業の目標】 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。</p>
<p>(a) 認可保育園・認定こども園等の保護者の多子世帯負担軽減</p>	
<p>【事業の概要】 多子世帯の負担軽減の観点から、0～2歳児クラスの第2子以降の全ての子どもの基本保育料を無償化しています。また、認証保育所については、第2子以降について多子世帯に係る助成を実施します。</p>	
<p>【令和5年度実績】 年間延べ対象人数</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立認可保育園：2,977人 私立認可保育園：7,439人 区立認定こども園（保育園機能）：2,351人 私立認定こども園（保育園機能）：1,982人 保育ルーム：163人 事業所内保育所：248人 家庭的保育事業：15人 居宅訪問型保育事業：10人 認証保育所：1,076人 その他認可外保育施設：76人 	<p>【事業の目標】 対象児童について適正に実施していきます。</p>
<p>(a) 区立幼稚園保護者の負担軽減</p>	
<p>【事業の概要】 所得の多寡に関わらず、区立幼稚園の入園料と保育料を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。</p>	
<p>預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化しています。また、保育の必要性の認定が受けられない場合でも、世帯の所得状況に応じ減額を行い、さらなる保護者の負担軽減を図ります。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間延べ対象人数 655人 保育の必要性の認定を受けた子どもの数 47人 預かり保育料の減額者数 19人 	<p>【事業の目標】 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。</p>
<p>(a) 私立幼稚園保護者の負担軽減</p>	
<p>【事業の概要】 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、私立幼稚園保護者の負担軽減を図ります。</p>	
<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給者数 1,247人（106,491,580円） 	<p>【事業の目標】 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。</p>

(3) 子どもの貧困の解消に向けた取組

現状と課題

① 国の状況

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、対策の一層の推進を図るため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律²¹」が改正されるとともに、令和元年11月に新たな大綱が策定され、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしました。

そうした中、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援等の施策（以下「こども施策」という。）を総合的に推進するため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、「こども施策」に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

「こども大綱」では、「こども施策」に関する基本的な方針の一つとして、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを挙げています。こうした方針やこども基本法が掲げる基本理念の下で、こども施策に関する重要事項の一つとして子どもの貧困対策に取り組むこととし、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることであります。

²¹ 子どもの貧困対策の推進に関する法律・・・令和6年6月に、法律名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正

従来の子ども・若者関連の大綱

少子化社会
対策大綱

子供・若者育成
支援推進大綱

子供の貧困対策に
関する大綱

一元化

こども大綱

こども施策に 関する基本的な 方針

- (1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2)こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3)こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4)良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する 重要事項

ライフステージを通じた 重要事項

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4)こどもの貧困対策
- (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフステージ別の 重要事項

子育て当事者への支援に 関する重要事項

こども施策を推進する ために必要な事項

こども・若者の社会参 画・意見反映

こども施策の共通の基盤 となる取組

施策の推進体制等

数値目標・指標

「こどもまんなか社会」の実現に 向けた数値目標（12項目）

こども・若者、子育て当事者の 置かれた状況等を把握するための指標 （63項目）

- こどもの貧困率
- 生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率
- 生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率
- 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率
- 電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）
- 食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）
- 児童養護施設のこどもの進学率
- ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）
- ひとり親家庭のこどもの進学率
- 電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）
- 食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）
- こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）
- こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）
- ひとり親家庭の親の就業率
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
- ひとり親世帯の貧困率
※貧困に係る項目を抜粋

（こども大綱を基に区で作成）

② 区の状況

区は、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、家庭との相談を通じて支援を行っています。家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じたきめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、現在の状況を改善するとともに、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

取組の方向

(a) 全庁での総合的な取組（次世代育成支援推進本部の運営）

- ・区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、平成15年5月に「次世代育成支援推進本部」を設置しました。
- ・次世代育成支援推進本部は、全庁各部の連携の下、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を含めた本計画の事業の進捗管理等を行うとともに、「新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標」に基づく各施策の効果の把握や検証をしています。

新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標

【区の状況と国の状況を確認する指標】

- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率
- 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

【国の指標に準じて区の状況を確認する指標】

- ひとり親世帯の親の就業率（母子世帯）
- ひとり親世帯の親の就業率（父子世帯）
- ひとり親世帯の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）
- ひとり親世帯の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）
- ひとり親世帯の養育費受領率（母子世帯）
- ひとり親世帯の養育費受領率（父子世帯）

【区の状況を確認する指標】

- 就学援助率
- 虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- 区内で活動している子ども食堂等
（チラシ配布等区がなんらかの支援を行っている活動）
- ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合

(b) 子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業の推進

- 子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を全庁的に推進する中、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、就学援助などにより被保護者世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援を充実します。
- 早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整えます。また、「新宿進学さぼーと教室」では、大学、専門学校等への進学を支援するほか、子ども未来基金の活用により「高校三年生進路支援助成」として、高校3年生に対して就職や進学のための検定試験料や資格試験料、専門学校受験料を助成します。

(c) わかりやすい子育て支援情報の発信（子育て支援施策ガイドの発行）

- 学齢期の子どもがいる家庭を対象として、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。
- 「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成しています。

主な事業

(a) 次世代育成支援推進本部の運営（子どもの貧困の解消に向けた対策）

【事業の概要】 全庁各部の連携の下、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を含めた本計画の事業の進捗管理等を行うとともに、「新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標」に基づく各施策の効果の把握や検証をしています。

【令和5年度実績】

- 次世代育成支援推進本部会議：3回

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援

【事業の概要】 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に、生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援を業務委託により実施します。

【令和5年度実績】

- 各種教室等実施回数：326回
- 参加人数：延べ618人（実支援者数15人/年）

【事業の目標】

小中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人/年

(b) 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援

【事業の概要】 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。

【令和5年度実績】

- 学習環境整備支援費支給実績
 高校生 20人
 中学生 19人
 小学生 28人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b)生活困窮世帯の子どもへの学習支援

【事業の概要】生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の子ども並びにこれらの保護者を対象に、学習・生活支援を実施します。また、早期から子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択など、本人の意向を踏まえた多様な進路選択ができるような環境を整えます。

【令和5年度実績】

- ・学習支援者数：
- 中学生 44人
- 高校生 5人

【事業の目標】

- ・訪問等による世帯の状況に合わせた個別支援 150人/年
〈令和9年度目標〉
- ・「新宿進学さぼーと教室」での学習支援 50人/年
〈令和9年度目標〉

(b)就学援助

【事業の概要】経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

【令和5年度実績】

- ・小学校：1,471人
- ・中学校：782人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c)子育て支援施策ガイドの作成・配付

【事業の概要】子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。

【令和5年度実績】

- ・20,000部発行

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策3-2 就学前の教育・保育環境の充実



(1) 適正な保育定員の維持

現状と課題

① 就学前児童の教育・保育環境の充実

区ではこれまで、待機児童の解消に取り組み、平成25年4月1日時点では、176名を数えていた保育園等の待機児童数は、保育園等の整備を進めたことによって、年々減少し、令和3年4月1日時点ではゼロとなり、その後の各年度の同時点において4年連続ゼロを達成しています。ただし今後も、大規模な開発による人口流入、女性就業率の上昇やコロナ禍以降の社会情勢の変化により、保育需要の動向の変化が想定されます。

保育需要の動向以外の側面でも、子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。とりわけ乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの生きる力の基礎を育むために就学前の教育・保育環境を充実することは、区にとっても引き続き重要な課題となっています。

取組の方向

(a) 保育需要に応じた適正な保育定員の維持

- 本計画に基づく保育の提供体制を踏まえながら、直近の出生数や人口動態などの状況を注視し、それぞれの地域の保育需要に応じた保育定員が確保できるように努めていきます。

主な事業

(a) 適正な保育定員の維持

【事業の概要】 出生数や人口動態など、地域の実情を注視しながら、認可保育園や認定こども園と、「地域型保育事業」として家庭的雰囲気での保育を行う「家庭的保育事業」、会社等の事業主が設置する「事業所内保育事業」、居宅で保育を行う「居宅訪問型保育事業」なども含め、適切に地域の保育需要に応えられるよう、保育定員の維持・管理に努めていきます。

【令和5年度実績】

利用定員（令和6年4月1日現在）

認可保育園：5,716人

認定こども園：2,150人

- ・認証保育所から認可化移行：1園
フロンティアキッズ夏目坂
（令和6年4月開設）

地域型保育事業等定員数 181人

- ・家庭的保育事業(家庭的保育者)：2か所
- ・保育ルーム事業：4か所
- ・事業所内保育事業：3か所
- ・居宅訪問型保育事業
（障害児訪問保育アニー）：1か所
（待機児童型）：3か所

【事業の目標】

令和9年4月1日時点の待機児童
ゼロ

〈令和9年度目標〉

(2) 保育サービスの充実と質の向上

現状と課題

① 働きながら安心して子育てができる環境づくりと多様化する保育ニーズ

区の調査では、就学前児童保護者に対する就労状況に関する設問において、「就労している」と回答した母親は61.8%、父親は90.7%となっています。「就労している」（産休・育休中を除く）と回答した父親の割合は10年前からほぼ変わらない状況ですが、母親については、平成25年度の区の調査において、「就労している」と回答した割合は45.4%であったのと比べ、10年後の今回は16.4ポイント伸びており、母親の就労状況は、近年大きく変化していることがうかがえます。

このため、働きながら安心して子育てができる環境づくりと、質の高いサービスの提供が引き続き求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育や障害児保育、産休明け保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、定期利用保育などの保育サービスを実施していますが、今後も、社会情勢等の変容に応じて、多様に化する保育ニーズに対応していく必要があります。

また、保育園、子ども園、幼稚園等の多様な施設においては、適正な園運営、安定した教育・保育環境及び保育の質の向上が求められています。引き続き、教育・保育に携わる職員に対する各種研修の実施、区による指導・検査・巡回相談などの実施、区内の保育施設を対象とした利用者評価・事業者評価・第三者評価などを実施していく必要があります。

さらに、小学校を中心とした保・幼・子・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携を進めていく等、教育・保育の推進に関する体制を確保する必要があります。

取組の方向

(a) 多様な保育サービス等の充実

- ・保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、引き続き、延長保育や休日保育等の充実を図ります。
- ・定期利用保育については、専用室型に加えて、定員に満たない園の空き保育室を活用した空き保育室型定期利用保育を実施し、受入枠を確保していきます。
- ・区内2か所で実施する病児・病後児保育と3か所で実施する病後児保育については、利用実績や需要を踏まえながら、引き続き実施していきます。
- ・ファミリーサポート事業においては、保育施設の開始前・終了後の預かり、保育施設への送迎、病気又は病気回復時の預かり等を実施し、保護者の就労を支援していきます。

(b) 保育の質の向上

- ・教育・保育の質の向上を図るために、保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や公開保育などにより、教育・保育に携わる職員の共通理解を深めていく試みを続けていきます。
- ・理論や実技等の研修を計画的に実施し、保育の質の向上を図ります。また、不適切保育を防止するため、子どもの人権に主眼を置いた研修や、風通しの良い職場の構築に関する研

修を実施します。

- 保育現場における課題や、保育士の悩みなど個別の状況確認等が必要な案件にあたっては、区の相談員が現場に赴き、助言などをしていきます。
- 事業評価や第三者評価等を引き続き実施するとともに、保育施設の管理運営、保育内容等について指導検査を実施し、改善指導や助言を通じて、適正な運営と保育の質の向上を図ります。

主な事業

(a) 特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児保育等】

【事業の概要】保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、年末保育、休日保育、病児・病後児保育等の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。

【令和5年度実績】

【区立認可保育園及び認定こども園】

- 延長保育
 - 1 時間延長 : 18 か所
 - 2 時間延長 : 2 か所
 - 3 時間延長 : 1 か所
 - 4 時間以上延長 : 0 か所
- 休日保育 : 1 か所
- 年末保育 : 1 か所
- 病児・病後児保育 : 0 か所
- 病後児保育 : 0 か所

【私立認可保育園及び認定こども園】

- 延長保育
 - 1 時間延長 : 4 か所
 - 2 時間延長 : 56 か所
 - 3 時間延長 : 0 か所
 - 4 時間以上延長 : 1 か所
- 休日保育 : 2 か所
- 年末保育 : 0 か所
- 病児・病後児保育 : 2 か所
- 病後児保育 : 3 か所

【ファミリーサポート事業】

- 提供会員 374 人・両方会員 9 人、計 383 人
- 病児・病後児保育 : 提供会員数 282 人

【事業の目標】

- 延長保育事業
4,098 人
- 病児保育事業
年間延べ利用人数 9,320 人
(※ファミリーサポート事業含む)

(a) 定期利用保育の実施

【事業の概要】パートタイム勤務等の短時間就労が常態である方の子どもを、認可保育園や認定こども園で複数月継続して保育する制度です。区内在住の生後6か月から小学校就学前までの子どもを対象としています。

<p>【令和5年度実績】</p> <p>私立認可保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用室型：3園 ・空き保育室型：2園 <p>区立認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用室型：4園 <p>私立認定こども園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用室型：1園 	<p>【事業の目標】</p> <p>利用実績や需要を踏まえながら引き続き実施していきます。</p>
--	---

(b) 各種研修の充実

【事業の概要】保育に携わる職員に対し、テーマや職層に応じた知識や技術の習得、維持・向上を目的とした研修を実施し、保育士等の専門性を高め、保育の質の向上を図ります。また、子どもの人権に関する研修等を実施し、不適切保育を防止します。

<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職層研修：2回 ・新任保育士研修：2回 ・初級、中級、上級保育士研修：各1回 ・延長非常勤保育士研修：1回 ・障害児等保育の研修：3回 ・保育専門研修：7回 ・特別研修：2回 ・私立保育園等の保育士等育成支援研修：1回 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
--	-------------------------------------

(b) 指導検査

【事業の概要】保育施設の適正な運営及び保育の質の向上を目的とし、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。

<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園・子ども園(含む委託・指定管理)：62か所 ・認証保育所：10か所 ・保育ルーム：4か所 ・家庭的保育者：2か所 ・区立保育園・子ども園：20か所 ・事業所内保育所：3か所 ・認可外保育施設：38か所 ・特別指導検査：実施なし 	<p>【事業の目標】</p> <p>継続して実施していきます。</p>
---	-------------------------------------

(3) 幼児教育環境の充実

現状と課題

① 社会環境の変化に応じた幼児教育環境づくり

乳幼児期は、心情や意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、特に乳幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与えます。

一方、少子化や核家族化の進行等の社会情勢の変化は、区民ニーズを多様化・複雑化させ、就学前の子どもを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

区立幼稚園においては、平成27年度に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を策定し、この方針に基づき平成28年度から全ての区立幼稚園で3歳児保育を実施するとともに、4園で預かり保育を実施するなど、区立幼稚園における教育環境、子育て支援機能の充実を図りました。これにより、減少傾向にあった区立幼稚園に対する需要も高まり、平成28年度から30年度にかけては園児数が増加に転じました。しかしながら、令和元年度以降の園児数は再度減少傾向となり、3歳児の園児数減少により学級編制ができずに休学級となる園が生じています。また、私立幼稚園についても同様に令和2年度以降、区内外とも園児数が減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の流行などによる出生数の減少により、今後も園児の安定的な確保については厳しい状況が続くとみられることから、地域に根ざした歴史ある幼児教育施設として、幼稚園を広く区民に周知するとともに、各幼稚園で特色ある幼児教育が展開されるような支援を実施し、安定した園児数の確保に努めていく必要があります。

取組の方向

(a) 就学前教育合同研修等の充実

- ・区立及び私立の幼稚園・認可保育園・認定こども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。

(b) 区民ニーズに対応した幼児教育環境の提供

- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、公私立の幼稚園・認可保育園・認定こども園等から、保護者が個々のニーズに応じて選択できる幅がさらに広がったことから、ニーズの動向を踏まえ、幼児教育環境を提供していきます。

主な事業

(a) 就学前教育合同研修等の充実

【事業の概要】 区立及び私立の幼稚園・認可保育園・認定こども園の職員同士が、実践的な事例や情報の共有化を図るため、合同研修や公開保育を実施します。これにより、相互理解を深めるとともに、職員の意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。

【令和5年度実績】

- ・区立認定こども園・認可保育園の2園が公開保育等を実施
- ・区立幼稚園1園が公開保育を実施
- ・就学前教育合同研修会を実施（全6回）
- ・特別支援・保護者対応等の理論研修や手作り玩具のつくり方等の実技研修を実施

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 私立幼稚園における預かり保育の実施

【事業の概要】 私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。

【令和5年度実績】

- ・私立幼稚園9園で実施

【事業の目標】

年間延べ利用人数85,000人
 私立幼稚園連合会と協議し、確保方策について検討していきます。

(b) 認定こども園〔幼稚園機能〕における預かり保育の実施

【事業の概要】 認定こども園〔幼稚園機能〕において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。

【令和5年度実績】

- 区立・私立認定こども園全園で実施
- ・区立認定こども園：10園
 - ・私立認定こども園：7園

【事業の目標】

非定型就労など、保護者のライフスタイルの多様化に対応し、保護者の選択できる保育サービスの充実を図るため、子ども園全園で実施します。

(b) 区立幼稚園における3年保育の実施

【事業の概要】 区立幼稚園全園（休園中7園を除く）で3歳児保育を実施し、幼児教育と保育環境の充実を図ります。

【令和5年度実績】

- ・区内公私立幼稚園における3歳児保育定員確保数621人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 区立幼稚園における預かり保育の実施

【事業の概要】 教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を区立幼稚園4園（市谷・鶴巻・花園・西戸山）で実施します。

【令和5年度実績】

- ・区立幼稚園の預かり保育利用者へのアンケートで満足であると回答した割合：94.6%
- ・区立幼稚園4園で実施 利用者数7,931人（市谷、鶴巻、花園、西戸山幼稚園）

【事業の目標】

区立幼稚園の預かり保育利用者へのアンケートで満足であると回答した割合97.0%

(b) 私立幼稚園に対する補助金の交付

【事業の概要】 教職員研修、預かり保育、園児の健康管理、安全安心、特別支援等の事業に対して補助金を交付し、私立幼稚園における特色ある幼児教育の充実を図ります。

【令和5年度実績】

- 研修事業助成、預かり保育助成、健康管理助成、安全安心助成、幼児教育推進助成及び特別支援教育推進助成、一時預かり事業助成、未就園児預かり事業助成を実施

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策3-3

放課後の子どもの居場所の充実



現状と課題

① 学童クラブの現状と今後のあり方

○学童クラブの現状

区内には、区学童クラブと区が運営助成をしている民間学童クラブがあります。

区学童クラブは、児童館・子ども家庭支援センター・区立小学校内や区施設内等で実施しています。児童館等では施設の利用児童と、小学校内では放課後子どもひろば利用児童との交流ができ、また学童クラブの子どもが児童館や放課後子どもひろばの行事に参加する等、利用児童間の幅広い交流と活動ができる環境となっています。

利用時間については、保護者からの利用時間延長の希望の増加に対応し、業務委託化の手法により、全ての区学童クラブで放課後から午後7時まで利用できます。

また、民間学童クラブは、独自の運営の工夫や長時間の預かり、保育園との交流など各々の特徴を生かした運営を行っています。

学童クラブは、保護者が就労している子どもが増加傾向にあるため、利用児童数も増加傾向にあり、令和6年4月には、区学童クラブ全体の総定員2,255人に対し2,299人の登録がありました。また、区では小学校3年生以下の子ども及び配慮を要する6年生までの子どもを受け入れているため、登録児童数が定員を超える学童クラブが多くあることから、引き続き、需要の増加に対応できるよう、事業スペースの拡充を行っていきます。

○学童クラブの今後のあり方

区の調査でも、小学生低学年のときの放課後を過ごさせたい場所として、小学生保護者が学童クラブと回答した割合が36.4%とニーズが高い状態が続いており、今後も需要に対応していきます。

また、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも実施しています。

区学童クラブで需要をカバーできない地区や夜間の学童保育需要に対応している民間学童クラブとも連携しながら、利用する全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる場となるよう取り組んでいきます。

② 放課後子どもひろば等の現状と今後のあり方

平成19年度から区立小学校全校で「放課後子どもひろば」事業を順次展開し、平成27年度から学童クラブ機能付き放課後子どもひろば（「ひろばプラス」）も実施しており、年々利用児童も増えています。区の調査においても、「利用しやすい小学生の放課後の居場所」の設問では、通学している小学校内との回答が最も多く、ニーズにも合致しています。学校内で放課後も過ごせることの安全性と利便性から、利用が進んできたものと考えられます。引き

続き、放課後の子どもの居場所として、「放課後子どもひろば」事業を実施していきます。

③ 放課後子どもひろばと学童クラブの連携

放課後子どもひろばは、学校施設を活用して子ども家庭部と教育委員会が連携、協力しながら行っている事業です。小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。また、平成26年度からは、新宿養護学校でも開始しました。

学校内に学童クラブがある小学校では、両事業を同一の事業者へ委託し、放課後子どもひろば参加児童と学童クラブ児童と一緒に参加できるプログラムを行っています。学校内に設置されていない学童クラブでも、近隣の小学校の放課後子どもひろばに参加することで、交流できる機会を持っています。

より良い居場所としていくために、放課後子どもひろばのスタッフが、学童クラブの職員と共に児童健全育成に関する知識と経験を高めていくことが課題です。

また、放課後の居場所として、放課後子どもひろばを利用している子どもには、保護者が就労している子どもも数多くいます。学童クラブ需要の高まりへの対応を含め、多様なニーズを受け止められる場として、引き続き学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」も実施していきます。

④ 障害のある子どもの放課後支援の実施

障害のある子どもの放課後活動の支援としては、「放課後等デイサービス事業」と「障害児等タイムケア事業」の2つの事業があります。

「放課後等デイサービス事業」は、令和6年5月時点では、区内26事業所で放課後や学校の長期休業中の学齢期の子どもを受け入れ、生活能力の向上や交流の機会を提供しています。「障害児等タイムケア事業」は子ども総合センターの3階に「まいペーす²²」を開設し、肢体不自由児5名を含め、1日30人を受け入れています。

今後も、就学している障害のある子どもが、安心して過ごせる放課後等の居場所を確保していく必要があります。

取組の方向

(a) 学童クラブ事業の質の向上

- ・子ども・子育て会議及び次世代育成協議会でのご意見や利用者アンケートを踏まえ、より良い居場所となるよう環境整備やプログラムの提供に努めます。
- ・区が実施する学童クラブ主任会議等において課題検討や情報共有を行い、事業の質の維持、向上に向けた取組を促します。
- ・区は巡回等により運営状況を継続的に確認するとともに、必要に応じ事業者へ助言や研修参加の勧奨を行います。

²² まいペーす・・・社会福祉法人新宿あした会が障害児等タイムケア事業を実施する事業所の名称です。

(b) 事業スペースの拡充

- 区施設及び民間物件の活用及び民間学童クラブの誘致等により検討していきます。
- 小学校の教室は、児童数の増加に伴い、学童クラブとしての活用は困難な状況が予想されますが、学校施設の利用について、引き続き教育委員会と調整を行います。
- 児童館内にある学童クラブの場合、学童クラブの子どもが多い時間帯に優先的に利用できる取組を、引き続き行っていきます。

(c) 放課後子どもひろば等の実施

- 児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの子どもに合った居場所を提供するため、利用者アンケート等の意見を参考に、より良い事業になるよう努めていきます。
- 学童クラブと放課後子どもひろばを可能な限り一体的に実施することで、全ての子どもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにします。
- 放課後児童対策パッケージに基づき、小学校内学童クラブ利用児童だけでなく、児童館内学童クラブ利用児童も、放課後子どもひろばにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めていきます。
- 引き続き、小学校毎に開催する放課後子どもひろば連絡会や関係者による放課後子どもひろば運営委員会等において、事業内容や学校施設の活用方法等について検討し、学校・教育委員会等関係部署と連携して事業を推進していきます。

(d) 障害のある子どもの放課後支援の実施

- 就学している障害のある子どもを対象に、安心して過ごせる場を確保していきます。
- 保護者のレスパイト²³や就労への支援のみならず、障害のある子どもの社会性の習得や友人関係の構築を支援していきます。

主な事業

(a) 学童クラブの充実

【事業の概要】 保護者が就労している児童等に遊びと生活の場を提供します。学童クラブの需要の増加に対しては、民間学童クラブの誘致を含め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を検討していきます。

【令和5年度実績】

- 学童クラブ定員：2,147人
- 児童指導業務委託：29か所

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 各種研修の充実

【事業の概要】 学童クラブの役割、食物アレルギーへの対応、障害児及び保護者への対応、食育等、職員のスキルアップにつながる研修を実施します。また、他館の学童クラブの運営を体験する体験研修も行います。

²³ レスパイト・・・育児や介護などにあたる家族が一時休息することを指します。

<p>【令和5年度実績】 実施回数：10回 ・エピペン研修：2回 ・障害児研修：5回 ・放課後の居場所事業研修：2回 ・食育研修：1回</p>	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
<p>(c) 放課後子どもひろばの実施</p>	
<p>【事業の概要】 学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を区立小学校と特別支援学校で実施しています。</p>	
<p>【令和5年度実績】 ・実施校：区立小学校29校、特別支援学校1校 ・学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」：28校</p>	<p>【事業の目標】 継続して実施していきます。</p>
<p>(c) 学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営</p>	
<p>【事業の概要】 放課後児童対策パッケージに基づき、両事業の一体的な運営又は連携による事業実施を行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】 ・区立小学校29校の放課後子どもひろばを「連携型²⁴」として運営 ・29校のうち、同一小学校内で学童クラブ事業を実施している15校の放課後子どもひろばを「校内交流型²⁵」として運営（令和7年3月31日現在）</p>	<p>【事業の目標】 区立小学校29校の放課後子どもひろばを「連携型」「校内交流型」として、学童クラブと連携した運営を行います。</p>
<p>(d) 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス</p>	
<p>【事業の概要】 心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。</p>	
<p>【令和5年度実績】 ・延べ利用人数：7,100人 ・延べ利用日数：43,545日 ・利用者：592人/月 ・利用日数：6日/月</p>	<p>【事業の目標】 ・利用者 581人/月 ・利用日数 12日/月 〈令和8年度目標〉</p>
<p>(d) 障害児等タイムケア事業</p>	
<p>【事業の概要】 小学生・中学生・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。</p>	
<p>【令和5年度実績】 ・延べ利用者：611人 ・延べ利用日数：4,550日</p>	<p>【事業の目標】 ・延べ利用者 602人/年 ・延べ利用日数 4,477日/年 〈令和8年度目標〉</p>

²⁴・²⁵ 「放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日 こども家庭庁・文部科学省）」により、学童クラブと放課後子どもひろばが連携して交流できる放課後子どもひろばを「連携型」とし、「連携型」のうち、同一小学校内で両事業を実施しているものを「校内交流型」とします。

施策3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために



保育園、子ども園、幼稚園等に在籍している子どもの中にも、療育を含め個々に即した支援を必要とする子どもが在籍しています。障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域で共に成長することができるように支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

保育園、子ども園、幼稚園等の就学前施設や、学童クラブや放課後子どもひろば等では、障害児等の健やかな成長と安全な環境を保障するため、人的配置や施設整備に配慮をしています。

乳幼児期から学齢期、高校卒業までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備を進めるとともに、相談件数の増加や多様化しているニーズに適切に対応していく必要があります。

また、発達障害や発達の遅れ、偏りなどの特性のある子どもの保護者は、慣れない子育てに戸惑いながらも、保護者や家族だけで悩みを抱え込んでしまう場合が少なくなく、保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていく必要もあります。

さらに、障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、区民の障害に対する理解を深めていくことも必要です。子ども Web アンケートの回答からは、障害について理解するためには、「障害のある人を手助けすること」や「学校での障害者スポーツ体験」など、直接的な交流やふれあいが必要と子どもたちが感じていると考えられます。自由記述では、障害者を理解するために、「障害者が生活の現状を発信する、情報入手手段を整える」といった意見があり、区では障害者理解を進めるためのパンフレットや区のホームページでの周知、広報新宿への障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催等、さまざまな機会を通じて、障害理解に向けた啓発活動を行っています。

現状と課題

① 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育

区立保育園で昭和48年度に開始した障害児等保育は、平成13年度には全園で、平成20年度には全ての認可保育園及び認定こども園で受け入れ体制を整えました。また、令和4年度から、医療的ケアが必要な子どもの保育も開始しています（区立認可保育園及び区立認定こども園のみ）。これらは、「新宿区障害児等保育の実施に関する要綱」「新宿区子ども園障害児等保育・教育の実施に関する要綱」及び「新宿区立保育所医療的ケア児保育の実施に関する要綱」「新宿区立子ども園医療的ケア児保育・教育の実施に関する要綱」に基づき実施しています。

区立幼稚園においては、発達や発育に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもについて、安全確保のための介護員を配置するなど、必要な支援を行いながら、幼稚園での教育活動を実施しています。令和4年度からは、「新宿区立幼稚園における医療的ケア実施要綱」を整備し、医療的ケアが必要な子どもの受け入れも行っています。また、区内私立幼稚園に対

しては、新宿区私立幼稚園特別支援教育推進補助金を交付し、心身に障害等があると思われる子どもの受け入れに対する支援を行っています。

特に配慮が必要な子どもの健全な成長、発達には、個々のニーズに応じた支援を行うことが必要です。今後も子どもたちが育ち合える環境を整え、教育・保育の質の向上に努めていく必要があります。

② 学童クラブにおける特に配慮を要する子どもへの支援

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を制定し、障害児等の受け入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもが在籍している学童クラブを対象に巡回指導を実施しています。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導により、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。これらの取組は引き続き実施していきます。

また、令和4年度から、「新宿区学童クラブにおける医療的ケア実施要領」を整備し、医療的ケアが必要な子どもの受け入れも行っています。

③ 新宿区障害児福祉計画の策定と新宿区障害者計画・障害福祉計画との連携

平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

平成30年4月に施行した同改正法では、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、区市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。これを受け区は、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第1期新宿区障害児福祉計画を策定しました。現在、第3期新宿区障害児福祉計画においては、令和6年度から令和8年度までの障害のある子どもに対する支援を新宿区障害者計画及び第7期新宿区障害福祉計画と連携し、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援について、サービス必要見込量など具体的な数値目標を定めています。

障害者や障害児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していく必要があります。

○障害のある子どもと家族のためのサービス

障害のある子どもに対する障害者福祉の制度には、補装具、日常生活用具、住宅改修等のハード面の給付と、ヘルパーや通所療育等のソフト面の福祉サービスがあります。一人ひとりの障害や生活の状況に合わせ、子どもの発達を支援していく必要があります。

障害のある子どもを育てている家族の急病時や休養に対応できるように、区立障害者施設等で「短期入所」や「日中一時支援事業(日中ショート)」を実施しています。居宅において入浴や排せつの介助を行う「居宅介護」や、外出時の支援である「移動支援」、発達段階に応じ

た療育プログラムを有する「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」を提供する事業所も区内にあります。これらのサービスを計画的に利用するには、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成するか、家族自身が「セルフプラン」を作成する必要があります。

○言語の獲得とコミュニケーション能力の向上

子どもは成長段階において、音声情報を取得することで音声言語を習得し、また他者とのコミュニケーションを学習しています。難聴の子どもが音声言語を習得し、コミュニケーション能力を向上させるためには、適切な時期に適切な支援を受ける必要があります。

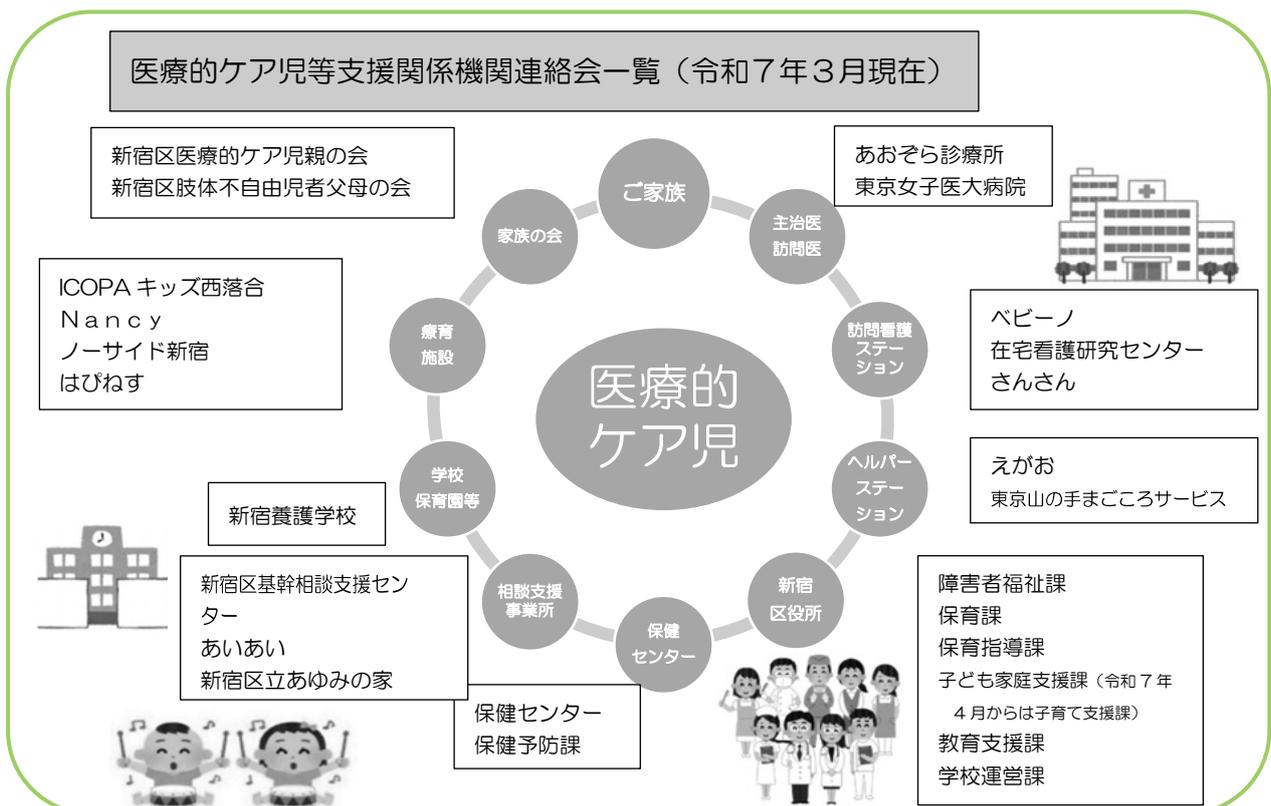
○医療依存度の高い子どもへの支援

医療依存度の高い重症心身障害児や難病児にとって、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等、在宅における支援体制が整うことにより、はじめて子どもやその保護者家族も安心して在宅生活を送ることができるようになります。

子ども総合センターでは、医療的ケアの必要な子どもについて、生活体験や友だちとの関わりを拓げるために、個別指導や集団での活動に参加が可能となるよう、子どもの状況に応じて看護師等による医療的ケアを実施していきます。また、在宅児等訪問支援事業を実施し、児童発達支援に通うことの難しい子どもとその家族を支援していきます。

平成30年度に設置した「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係の事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。同連絡会には令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

今後も学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や多職種協働など、情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。



○障害のある保護者への育児支援

障害者が育児を行う場合に、障害の特性や程度によっては、保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等について、支援を受けながら行う必要があります。

○文化・スポーツ等への参加の促進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて実施してきた機運醸成を好機と捉え、大会終了後も、障害児がそれぞれの障害種類、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめることができるよう、区では、公益財団法人新宿未来創造財団等を通じて、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力等を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知により障害者スポーツ振興を図ります。

取組の方向

(a) 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（就学前の教育・保育施設）

- ・就学前の教育・保育施設では、巡回相談や障害に関する研修などにより、教育・保育に携わる職員の資質を高め、子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい教育・保育を行っています。

(b) 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（学童クラブ）

- ・学童クラブにおいても、引き続き巡回指導や研修等により、学童クラブ職員のスキルアップを図り、障害児等の健全育成に努めていきます。学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

(c) 障害のある子どもへの支援

- ・補装具等の福祉用具の給付を受け、住宅設備を改善することにより、日常生活を容易にし、利便性を向上することができます。補装具、日常生活用具、住宅設備改善は、障害や生活の状況に応じて適切な給付が受けられるように区が相談を受け、支給決定を行います。
- ・言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても補聴器の購入費用の一部を助成します。
- ・重症心身障害児については、年齢（月齢）が低いために障害者手帳の診断を受けられない子どもに対しても、医師意見書等で子どもの心身の状態を確認し、日常生活用具（在宅医療機器）の給付の決定や福祉サービスの支給決定を行います。

(d) 障害のある子どものサービス利用の支援

- ・障害のある子とその家族が必要なサービスを上手に組み合わせて、計画的に利用することができるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成します。「障害児支援利用計画」の作成は子ども総合センター、基幹相談支援センター（障害者福祉課）の区直営施設（2か所）、民間事業所（6か所）の相談支援事業所で対応します。

(e) 障害のある保護者への育児支援

- ・障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合は、居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を受け、ホームヘルパーに子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援を行います。

主な事業

(a) 認可保育園等における障害児等保育

【事業の概要】 認可保育園及び認定こども園で、発達や育児に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもの個々の発達状況や健康状態等に応じて、成長を支援できるよう配慮して障害児保育を行うとともに、保護者に対する支援を進めます。また、集団保育が可能で医療的ケアが必要な子どもの保育を行います。（区立認可保育園及び認定こども園のみ）

【令和5年度実績】

- ・公立保育園、子ども園等：28園（37人）
- ・居宅訪問型保育事業：1事業（1人）

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 保育所等訪問支援事業

【事業の概要】 保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適應できるよう支援を行います。

【令和5年度実績】

- ・登録者数：10人
- ・訪問件数（利用者数）：延べ96件

【事業の目標】

訪問件数：200件
 〈令和11年度目標〉

(a) 幼稚園における特別支援教育

【事業の概要】 幼稚園で、発達や育児に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもについて、安全確保のための介護員を配置するなど、必要な支援を行いながら、幼稚園での教育活動を実施します。

さらに、特別支援教育の質の向上を図るため、臨床心理士による巡回相談を行います。

また、医療的ケアが必要な幼児については、教育時間中においても医療的行為が実施できるよう看護師を配置します。

【令和5年度実績】

- ・介護員 配置園児数
 - 1学期 60人
 - 2学期 59人
 - 3学期 58人
- ・巡回相談 区立43回
 私立20回
- ・看護師の配置 1人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) 学童クラブにおける障害児保育

【事業の概要】 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、学童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、適切な指導や必要な支援を行います。また、集団生活が可能で医療的ケアが必要な子どもについては、学童クラブ時間中に医療的ケアが実施できるよう看護師を配置します。

【令和5年度実績】

- ・90人（うち4年生以上 3

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c) 補装具費の支給

【事業の概要】 障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。

【令和5年度実績】

- ・補装具費の支給：104件
- ・日常生活用具の給付又は貸与：85件

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c) 日常生活用具の支給

【事業の概要】 介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。

【令和5年度実績】

- ・日常生活用具の給付・貸与：4,179件

【事業の目標】

障害児者合わせて 4,844件/年
〈令和8年度目標〉

(c) 住宅設備改善

【事業の概要】 在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。

【令和5年度実績】

- ・障害児者合わせて 9件/年

【事業の目標】

障害児者合わせて 10件/年
〈令和8年度目標〉

(c) 中等度難聴児発達支援事業

【事業の概要】 障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【令和5年度実績】

- ・0件

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(d) 障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）

【事業の概要】 障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。

【令和5年度実績】

障害児者合わせて

- ・利用者：800人/月
- ・利用時間：14,930時間/月

【事業の目標】

障害児者合わせて

- ・利用者 548人/月
- ・利用時間 14,426時間/月

〈令和8年度目標〉

(d)ペアレントメンターの活用・養成

【事業の概要】 障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある子どもを育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。

【令和5年度実績】

- ・ペアレントメンター登録者数：15人
- ・相談件数：19件/年

【事業の目標】

困っている保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫をしていきます。

(d)障害児者のための短期入所（ショートステイ）

【事業の概要】 家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。

【令和5年度実績】

障害児者合わせて

- ・利用者：127人/月
- ・利用日数：5日/月

【事業の目標】

障害児者合わせて

- ・利用者 154人/月
 - ・利用日数 7日/月
- 〈令和8年度目標〉

(d)重症心身障害児等在宅レスパイトサービス

【事業の概要】 在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やりフレッシュを図っていきます。

【令和5年度実績】

障害児者合わせて

- ・申請者：46人
- ・利用日数：延べ501日

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(e)障害のある保護者への育児支援のための居宅介護や重度訪問介護

【事業の概要】 障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合は、居宅介護や重度訪問介護が利用できます。

【令和5年度実績】

- ・居宅介護と重度訪問介護の育児支援利用者数等は統計上算出することができないので不明。

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策3-5

ひとり親家庭への支援



現状と課題

① ひとり親家庭支援施策の現状

令和3年度全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は86.3%、父子世帯の就業率は88.1%と高い水準にありますが、特に母子家庭については、改善は見られるものの就業者のうち38.8%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間収入は272万円、ひとり親家庭の子どもの貧困率は44.5%（令和4年国民生活基礎調査）と依然として厳しい状態にあります。

ひとり親家庭への経済的支援策に位置付けられている児童扶養手当について、国は、児童扶養手当法の令和3年改正では、ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直しを行い、令和6年改正では、所得制限限度額の引き上げ、第3子以降の加算額の増額を図っています。

区では、経済的理由により進学をあきらめることがないように、母子及び父子福祉資金貸付の貸付上限額を引き上げる改定を行うとともに、子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費確保支援事業を実施してきました。

経済的な支援だけでなく、母子・父子自立支援員²⁶、家庭相談員²⁷による相談支援、母子生活支援施設による子育て・生活支援、ベビーシッターやホームヘルパーの雇用に対する費用助成、生活向上相談員²⁸による就業支援や資格取得支援、ひとり親家庭の休養とレクリエーションへの支援など、多角的にひとり親家庭等に対する施策を展開しています。

② ひとり親家庭に関する相談などの支援

ひとり親家庭の抱える課題は、生活費や子どもの学費、養育費等の経済的な問題、子育ての悩みや住まいの確保等、多岐にわたっています。

区では、母子・父子自立支援員、家庭相談員及び生活向上相談員を配置し、ひとり親家庭への総合的な相談窓口を設けており、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を推進する観点からも就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など、各家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえて総合的に対応しています。

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子・父子自立支援員等や生活保護のケースワーカー、子ども総合センター、保健センター、母子生活支援施設、ハローワーク、民生委員・児童委員、教育機関、保育園などひとり親家庭支援に関わる様々な関係機関との協力や連携を行っています。

²⁶ 母子・父子自立支援員・・・ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行います。

²⁷ 家庭相談員・・・家庭生活の人間関係全般に関する相談を行います。

²⁸ 生活向上相談員・・・ひとり親家庭の生活一般の相談に応じ、就労支援を含めた必要な助言等や各種支援策の情報提供等を行います。

また、ひとり親家庭や今後ひとり親家庭になる区民が、様々な支援策の大要を簡便に理解できるよう、ひとり親支援施策や相談窓口等についての情報提供をまとめた「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」を作成し、対象者や関係機関に配布しています。

取組の方向

(a) 自立に向けた支援体制の継続

- ・仕事と育児の両立による安定した生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援を行いつつ、より良い就労に向けた資格取得等の支援を行います。
- ・経済的自立のため、就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じた相談や情報提供により、就労継続のための取組を行います。

(b) ひとり親家庭への支援策の充実

- ・ひとり親家庭の自立の安定のため、引き続き、それぞれのひとり親家庭に寄り添った相談支援を行うとともに、多角的な側面から支援策を充実させ利便性向上を図っていきます。

主な事業

(a) 生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉）

【事業の概要】ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。

ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。

ひとり親家庭への支援に向けた情報提供として「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」を作成しています。

【令和5年度実績】

- ・相談者数 13人
- ・自立支援プログラム策定者数 10人
- ・相談延べ件数 372件
- ・支援結果：就労4人
 職業訓練学校入校 0人
 生活保護者等就労支援事業利用3人
- ・「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」の発行

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 母子家庭等自立支援給付事業

【事業の概要】ひとり親家庭の親の就労を促進するために指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している人に訓練促進費を支給します。

【令和5年度実績】

- ・教育訓練給付金支給件数 2件
- ・高等職業訓練促進給付金等事業 5人

【事業の目標】

- ・教育訓練給付金支給件数 6件
- ・高等職業訓練促進給付金等事業 6人

(b)ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業

【事業の概要】義務教育修了前（子が中学生のみの場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の子どもを扶養しているひとり親家庭の親が、残業や休日出勤などで育児・家事の手伝いが必要なとき等に、家事援助者を雇う費用の一部を助成します。

【令和5年度実績】

- ・助成世帯数 33世帯
- ・助成延べ日数 59日

【事業の目標】

- ・助成世帯数 50世帯
- ・助成延べ日数 150日
- ・電子申請の導入

(b)ひとり親家庭休養ホーム

【事業の概要】20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。

【令和5年度実績】

- ・利用実績：801世帯
- 助成人数：1,687人

【事業の目標】

- ・利用実績：1,200世帯
- 助成人数：2,700人
- ・指定施設の増

(b)養育費確保支援事業

【事業の概要】子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料について、その費用の一部を助成します。

【令和5年度実績】

- ・助成実績：7件

【事業の目標】

- 助成実績：15件

施策3-6

子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進



現状と課題

① 子育てと仕事の調和を保つための意識の醸成

内閣府の男女共同参画白書によると、共働き世帯は令和3年には全国で1,177万世帯と、ここ数年世帯数は高止まりしているものの、共働き世帯はそうでない世帯の約2.6倍と、割合は増加傾向にあります。しかし、総務省の令和3年社会生活基本調査では、6歳未満の子を持つ夫の育児時間は、週全体で1時間5分と、妻の平均3時間45分を大幅に下回っています。男性のさらなる育児参加や女性が働きながら安心して子育てできる環境を整備していく必要があります。

事業者にとっても、過度な長時間労働の改善や柔軟で多様な働き方を推進することは、優秀な人材の確保や生産性の向上など、企業の持続的発展のために必要なことです。区の調査でも、子ども産み育てやすい社会に必要なと考えられることとして、「子育てをしやすい職場づくりのための支援」が就学前児童保護者から中学生保護者までいずれも40%前後となっています。

これらを踏まえ、区では、子育てをはじめとした生活と仕事の両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として、また、これから取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定し、推進を着実なものにしていけるように様々な支援をしています。平成19年度の事業開始から令和6年3月末で77社を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」、147社を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定しました。今後も、事業者におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組が広がるように、啓発や情報提供を進めていくことが必要です。

また、子育て中の女性の再就職や起業等の支援、家庭や職場等において、男女が等しく参画できるよう固定的な性別役割分担意識の解消のための支援や意識啓発が必要です。

取組の方向

(a) 子育てしやすい環境づくりに向けた意識啓発と支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区内事業者等を対象としたセミナーや勉強会を実施します。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例などを紹介し、より実践的なワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ・働く女性を支援するため、講座を開催します。

くるみんマーク

子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証となるマークです。



(b) 男性の育児参加へのきっかけづくり

- ・区内の中小企業で、男性が育児休業等を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。
- ・男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。

(c) 子育てしやすいさの向上に取り組む企業への支援

- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等を通じて、仕事と子育てとの両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を支援していきます。希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた具体的な取組をサポートします。
- ・ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進していくため、好事例の情報発信や他の模範となる企業を表彰するなど、企業の推進意欲を高めるための検討を行っていきます。

主な事業

(a) ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

【事業の概要】 男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。

【令和5年度実績】

- ・男女共同参画情報誌
「ウィズ新宿」：2回発行/年（5,000部×2回）
- ・ワーク・ライフ・バランスセミナー：3回開催/年

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 働く女性応援講座

【事業の概要】 働く女性を支援するため、講座を開催します。

【令和5年度実績】

- ・開催回数：4回実施（参加者56人）
- ・講座の満足度：100%

【事業の目標】

講座の満足度 90%

(b) 父親の育児参加の促進

【事業の概要】 男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。

【令和5年度実績】

- ・男性対象講座（対面）：1回（参加者28人）
- ・男性対象講座（オンライン）：1回（申込者34人）
- ・講座の満足度：100%

【事業の目標】

継続して父親の育児参加を促進していきます。

(c) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

【事業の概要】 中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」、これから推進予定の企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定し公表します。また、区内の中小企業で、男性が育児休業等を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。さらに、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。

<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定企業数 推進企業6社 推進宣言企業2社 延べ224社 ・うち推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数：0社 ・コンサルタント派遣回数：8回 	<p>【事業の目標】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 各年度 20社 〈令和9年度目標〉</p>
---	---

施策3-7

外国につながるのある家庭、子どものために



現状と課題

① 外国につながるのある家庭と子どもたち

区内の0歳から5歳の乳幼児期の子ども人口は、令和6年4月1日現在11,765人で、そのうち外国籍の人口は951人、約8%となっています。また、6歳から14歳の学齢期の子ども人口は、令和6年4月1日現在18,169人で、そのうち外国籍の人口は1,696人、約9%であり、学齢期の年齢層で、外国籍人口の占める割合は高くなっています。なお、区立の小・中学校に在籍する児童・生徒は13,056人で、そのうち外国籍児童・生徒は738人、約5.7%（令和6年5月1日学校基本調査）で、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。

外国籍人口の増加、出身国の多様化や外国にルーツを持つ日本人の増加等により、子どもたちの多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

外国等から編（転）入学した幼稚園児、児童・生徒を対象に日本語サポート指導を行うことで、当該児童・生徒等の日本語の定着を図り、学習内容の理解が深まるように支援していきます。また、中学3年生を対象に進学支援も行っています。日本語サポート指導を受けた子どもたちの人数は、増加傾向にあります。

外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活に円滑につなぐ支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力をつけることを含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

日本での学校生活を円滑に送っていくための保護者への支援として、学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を8言語で配布するとともに、学校だより等の翻訳を行っています。さらに、保育施設を含め、面談や保護者会におけるコミュニケーションを円滑に図るために、通訳の派遣を行っており、今後もこうした相互理解のための総合的な支援の取組を充実させていく必要があります。

外国にルーツを持つ子どもや保護者が地域で安心して生活していくため、日本語指導の充実、地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸さないための取組が必要です。

取組の方向

(a) 外国につながるのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- ・保護者への支援のために面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。
- ・日本語がわからない状態で転入してくる子どもたちが、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語を学ぶための初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援や進学支援を行います。
- ・保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をする NPO 法人との連携により、外国から転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- ・外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。

主な事業

(a) 日本語学習への支援

【事業の概要】区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。

【令和5年度実績】

- ・子ども日本語教室：1 か所週3回
- ・日本語教室：10 か所 12 教室

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 外国語版生活情報紙の発行

【事業の概要】外国人向けの生活ガイドを作成配布し、毎年掲載情報の更新を行います。

【令和5年度実績】

- ・外国語版生活情報紙を4か国語で発行
- ・4か国語、6,400部(1,600部×4)

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 保育園児等へのサポート

【事業の概要】日本語によるコミュニケーションが困難な子どもを対象として、母国語でのサポートを行いながら、日本語の理解を促します。保護者に対しては、保護者会等に通訳者を派遣します。

【令和5年度実績】

- ・園児への日本語サポート：7園 11人
- ・保護者への通訳サポート：12園 35人

【事業の目標】

利用園児数等に応じて、継続して実施していきます。

(a) 日本語サポート指導

【事業の概要】 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センター又は学校にて、日本語初期指導を実施した後、希望者等には日本語による教科の学習指導を実施します。また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に学習指導を行い、進学を支援します。さらに、タブレット端末やデジタル教材を使用した学習に対応した指導を取り入れ、自学自習を支援します。

【令和5年度実績】

- 日本語を母語としない子どもの初期指導における日本語の習熟度：67.3%
- 中学校3年生への日本語サポート指導（進学等支援）受講生徒の進学率：100%
- 教育センター又は分室における通所指導：4人
- 日本語適応指導員の学校への派遣による取り出し指導：110人
- 日本語学習支援員を派遣した放課後の教科学習支援：124人
- DLAテストの実施：49人

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 日本語学級の運営

【事業の概要】 日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を付与し、指導方法や進路等に関する情報提供などにより、区内の他の学校の取組を支援しています。

【令和5年度実績】

- 小学校1校2学級
- 中学校1校1学級
- 日本語指導推進委員会：3回

【事業の目標】

継続して実施していきます。

施策目標 4 安心できる子育て環境をつくります

施策4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり



現状と課題

① 子育て支援活動の輪をさらに広げる環境づくり

区内には多くの子育て支援関連団体が活動をしており、次第にその活動が充実し、団体同士の輪も広がって来ています。

区では、区内で子育てに関する活動を行っている地域団体等の取組発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ実行委員会」を設置しています。新宿子育てメッセ実行委員会は、時代に合わせた子育て支援を模索探求しつつ、日常の活動の成果を展示、発表し、各団体の特色を活かした「新宿子育てメッセ」を毎年実施しています。

また、地域住民が主体となるNPO法人が運営する「ゆったりーの」は、地域の子育て中の親子が利用しやすい場となるよう、様々な企画や利用のしくみを生み出し、より地域に根差した存在として活動を続けています。さらに、委嘱委員である新宿区青少年活動推進委員の活動への支援や、地域の青少年育成活動への補助など様々な形態での支援を行っています。

あわせて、区では個人や団体等から寄せられた寄附金を「新宿区子ども未来基金」に積み立て、子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動への助成を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支える取組を行っています。

区の調査では、子どもを産み育てやすい社会に必要なと考えられることとして、「子どもや子育て中の親に対する社会の温かい目」が就学前児童保護者で39.4%、小学生保護者で40.0%となっています。

今後も、活動意向のある人たちが気軽に子育て支援活動に参加できる機会を確保することや、多様な形態による活動展開への支援により、子育て支援活動が継続的に実施されることが求められます。

② 世代を超えて交流できる環境づくりの推進

区の世帯の状況を家族類型別にみると、単独世帯の割合が高く、令和2年の国勢調査では、区的一般世帯の約67.8%が単独世帯となっています。また、核家族世帯は約29.8%を占めるのに対し、三世帯世帯は約0.6%にとどまっています。

子どもの成長過程において、親世代だけでなく、幅広い年齢の大人との交流は、多様な価値観にふれ、広い視野や豊かな心を育む上で大切です。また、親世代や祖父母世代にとっても、多世代間の交流は、互いの能力や経験を活かして支え合う大切な機会となります。しかし、現代の世帯形態を考えると、家庭内での世代間交流が取りづらくなっています。

子どもWebアンケートによれば、「お年寄りが得意な遊びや勉強を教えてもらう機会」や

「町会や自治会などの地域のイベントでお年寄りとふれあう機会」への参加意向はそれぞれ40%を超え、高齢者との交流に関心のあることがうかがえます。

区では、「落合三世代交流サロン」を開設し、幅広い年代の区民が主体的に参加し、世代を超えた多様な人間関係の中で、それぞれの役割を担いあい、集い、交流できる場を提供しています。区民で構成する「落合三世代交流を育てる会」に事業運営を委託し、地域の実情・要望に応じたプロジェクトやイベント等を実施し、地域コミュニティの拠点となっています。

また、区内児童館のうち10か所では、児童館と地域交流館等の複合施設となっており、多世代交流の行事等を通じて触れ合う機会を設けています。今後も幅広い世代が出会い、交流し、支えあえるような場と機会を確保していく取組が必要です。

取組の方向

(a) 子育てを支援する団体・人との出会いと活動への支援

- ・「新宿子育てメッセ実行委員会」を通じて、子育て団体や区内の社会貢献活動団体のネットワークづくり、活動意向がある人や団体が出会う機会を確保し、交流及び情報交換ができるよう支援していきます。

(b) 新宿区子ども未来基金を活用した支援

- ・未来を担う子どもの育ちを支援する活動に助成や支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支える取組に活用します。

(c) 世代間交流の機会の拡充

- ・「落合三世代交流サロン」や、複合型の児童館・地域交流館等において、世代間交流が図れる事業を展開することで、参加者が多様な価値観に触れ、互いの経験を活かして支えあえる機会を確保していきます。

主な事業

(a) 家庭・地域の教育力向上支援（新宿子育てメッセ実行委員会の活動）

【事業の概要】 家庭と地域の教育力向上のため、新宿子育てメッセ実行委員会の活動を通じて、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境づくりを目指します。

【令和5年度実績】

- ・第13回新宿子育てメッセの開催
令和5年6月3日から10日（オンラインイベント及びミニイベント）、6月11日にメインイベント（新宿コスミックセンター）
- ・新宿子育てメッセ実行委員会の開催：11回（うち1回研修会）

【事業の目標】

団体同士のネットワークづくりや、人や団体が出会う機会を増やし、既存の活動と併せて、新たな活動の展開を支援していきます。

(a) 北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）

【事業の概要】 地域住民が主体となる NPO 法人が、利用者とアイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。

【令和5年度実績】

- ・利用者総数：11,488人
- ・相談件数：1,342件

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(a) 家庭・地域の教育力向上支援（新宿区青少年活動推進委員の活動）

【事業の概要】 青少年の体験活動などを通じて、家庭・地域の教育力向上を図るために活動しています。

【令和5年度実績】

- ・定例会議
定例会 11回実施、役員会 11回実施
- ・農業体験事業
4月22日～11月26日まで31回 参加決定32人
- ・子ども自然体験デイキャンプ事業
6月25日 参加決定36人
- ・親子自然体験事業
10月14日 参加決定18組
- ・親子向け情報誌「あ・そ・ま・な」の発行 3回

【事業の目標】

継続して実施していくとともに、地域の状況に合わせた活動の実施を支援していきます。

(b) 新宿区子ども未来基金を活用した事業

【事業の概要】 子どもの育ちを支援する活動団体に助成するほか、活動を新たに始める、あるいは安定して活動したい団体等へコンサルティングを受ける機会を提供しています。ほかに、部活動の全国大会等に出場する高校生への交通費・宿泊費助成や生活困窮世帯の高校3年生への検定試験料等の助成など、子どもの夢を育む活動や体験を支える取組を行っています。

【令和5年度実績】

- ・子ども未来基金助成金
13活動への助成
- ・地域活動支援（コンサルティング）
2団体2個人への支援
- ・高校生全国大会等出場者助成、高校三年生進路支援助成は、令和6年度から事業開始。

【事業の目標】

未来を担う子どもへの支援の輪が広がるよう、継続して実施していきます。

(c) 落合三世代交流事業

【事業の概要】西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。

【令和5年度実績】

- 落合三世代交流サロン利用者総数：4,118人
- プログラム参加者数：711人
 - (内訳) カフェ 62人
 - リサイクル 344人
 - レク&カル 122人
 - 子育て 148人
 - ミニFM 35人

【事業の目標】

幅広い世代が参加する事業を展開し、交流の活性化を図っていきます。

(c) 児童と高齢者の交流

【事業の概要】児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設けます。

【令和5年度実績】

- 11館で実施

【事業の目標】

継続して交流する機会を設けていきます。

施策4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり



現状と課題

① 子どもと一緒に外出がさらに楽しくなるまちづくり

道路、駅などの交通関連施設や建物における段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーは着実に進展しています。

しかし、子どもを連れて

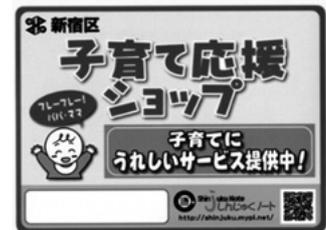
お出かけする際には、授乳やおむつ替えスペース等の確保、店舗などの受入体制、お買い物の最中に子どもが安心して居られるスペースがあるかなど、不安を感じる場合もあります。

それに対処するため、子どもと一緒にのお出かけを支援する施設や店舗についての情報を、適切かつ手軽に入手でき、活用できるような環境を整えることも必要です。

今後も、「子育てしやすいまち」の実現に向けて、ハード・ソフト両面で、子どもと一緒にのお出かけがさらに楽しくなるような取組を進めて行く必要があります。

子育て応援ショップ

区内の民間店舗・施設等が、乳幼児を連れただ方に便利な設備やサービスを提供している目印となるステッカーです。



取組の方向

(a) 子どもと外出しやすいまちの推進

- 子どもを連れて外出する際の利便性を高める情報をアプリやウェブで提供するとともに、スマートフォン、タブレット型端末、自宅のパソコンなどから、いつでもどこでも情報を手に入れることができる環境を整備し、外出しやすく子育てしやすいまちを目指します。
- 子どもと一緒に外出時に便利な設備、サービスのある民間の店舗・施設を登録し、子育てを応援する施設であることを明示するステッカーを貼ってもらうことで、まち全体で子どもを連れただお出かけを歓迎し、子どもを大切に作る風土を醸成していきます。

(b) ユニバーサルデザインまちづくりの推進

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり²⁹条例に基づき、質の高い都市施設の整備を推進するため、ユニバーサルデザインまちづくりに関し識見を有するアドバイザーを活用した事前協議制度の実施や届出により整備基準への適合状況を確認し、建築物等の施設所有者等にきめ細かく指導や助言を行うことで、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を推進します。

²⁹ ユニバーサルデザインまちづくり・・・年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげるといふユニバーサルデザインの理念に基づき、都市施設に関して、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するための取組を指します。

- 区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めるため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくりニュースレターの作成周知やガイドブックの活用、適合証の交付などにより、ユニバーサルデザインまちづくりの普及・啓発を図ります。

主な事業

(a) 子育て応援ショップの登録促進

【事業の概要】子どもを連れた人へ配慮する取組を行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーを交付したり、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」で検索できるようにしています。親子で外出しやすいまちづくりを通じて、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。

【令和5年度実績】

- 子育て応援ショップ累積登録件数 610店
 (現在の登録件数 466店 (ほかに商店街1件))

【事業の目標】

子育て応援ショップ累積登録件数
 700店

(a) バリアフリーの基盤整備

【事業の概要】区内全駅でのホームドアの整備や、バリアフリールート複数化や最短化等、駅利用者の安全性能及び利便性の一層の向上を図るよう、鉄道事業者と協議し、働きかけていきます。

【令和5年度実績】

- 新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会
 2回実施(8月、3月)
- イベント等にて移動等円滑化促進方針を周知啓発
- 令和5年度はホームドア設置に向け、事業者への働きかけを実施
 ※ホームドア既設置数：49駅中43駅(130ホーム中99ホーム)

【事業の目標】

区内鉄道駅49駅中44駅にホームドア設置(130ホーム中101ホームにホームドア設置)
 <令和9年度目標>

(b) ユニバーサルデザインまちづくりの推進

【事業の概要】新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。ユニバーサルデザインまちづくりニュースレターの作成等や適合証を活用し、普及啓発を実施します。

【令和5年度実績】

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会の開催
 第7回
- 普及啓発
 ユニバーサルデザインまちづくりニュースレターの作成
 第9号～12号

【事業の目標】

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議制度により、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を踏まえた建物の整備を推進します。

施策4-3 もっと安全で安心なまちづくり



現状と課題

① 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

令和6年警察白書によると13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の認知件数は、11,953件（令和5年）で前年より2,353件増加しており（前年比124%）、わいせつ、略取誘拐については、増加傾向で推移しています。区の調査でも、外出時に不安なこととして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、犯罪の被害にあいそうなこと」が小学校5・6年生、中学生、小学校5・6年生保護者で1位となっています。

新宿シンちゃん

防犯マスコット「新宿シンちゃん」



区では、人ではなく「場所」に注目して、犯罪の機会をなくすことで、犯行を抑止するという犯罪機会論に基づき、専門家を講師として招き、育成会、PTA関係者等に対して講義を行い、講義後に「まちあるき」を実施しています。講師と一緒に街を歩くことで、「誰もが入りやすく、見えにくい場所」や「交通上の危険箇所」を確認して、街をよく知る住民目線に加えて、プロ目線の情報を加えた地域安全マップを作成しています。このマップは「まちあるき」を実施した地域の子どもたちに配布しています。

また、子どもWebアンケートの自由記述では「観光客が増える中で治安の維持等に努めてほしい」といった意見も寄せられています。区では引き続き、地域における具体的かつ継続した自主防犯活動を推進している団体に対する支援（防犯カメラ設置の補助、防犯資機材の提供、防犯気運醸成のための講話講演活動の充実）を行うとともに警察等と連携を図ります。

② 防犯施策の強化と地域団体の活性化

子どもを取り巻く環境は、社会情勢とともに大きく変化しており、地域によっては共働き世帯も多いため、特に登下校の時間帯は、大人の目が行き届かない部分が多く、子どもが犯罪や事故等に巻き込まれる可能性が高まることから、子どもを守るための施策の活用や地域団体の活性化支援の重要性がますます高まっています。

③ 通学路の交通安全確保に関する取組

平成24年度に、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成24年8月に道路を管理する国、都、区及び所轄警察、並びに教育委員会、学校、PTA等の各機関は、区立小学校において通学路の緊急合同点検を実施しました。

また、この結果、関係機関で協議し平成24年度及び平成25年度に必要な改善を実施しました。

このような背景から、子どもが安全に通学できるよう、関係機関が相互に連携し、通学路の交通安全確保の取組を行っていくことを目的とし、平成26年8月に「新宿区通学路交通安全プログラム」を策定しました。

④ 地域の安全な駆け込み場所・ピーポ110ばんのいえ

区では、区内の警察署と地域団体の協力のもと、地域の中に子どもの緊急避難場所を確保する取組として「ピーポ110ばんのいえ」の設置を推進しています。各地域を所管する警察

ピーポ110ばんのいえ

子どもがこわい・あぶないと感じたときに、逃げ込める緊急避難場所（店舗など）の目印となるステッカーです。



署による現地確認を経て登録した家庭や店舗、事業所には、子どもに見えやすい場所に「ピーポ110ばんのいえ」のステッカーを掲示しています。

地域団体が中心となって、子どもと一緒に「ピーポ110ばんのいえ」の場所を確認しながら地域安全マップを作成するなど、各地域での安全向上に活用する取組も広がっています。また、各地域で作成したマップが有効に機能するよう、まちの状況を歩いて再確認しながら、安全・安心情報の正確性を保つ取組も行われています。これらの活動を通じて「ピーポ110ばんのいえ」についての地域の理解が深まり、新たな登録希望が促進されるなどの効果が生まれています。

今後も、「ピーポ110ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効機能するよう、警察や地域と連携し、子どもや保護者への周知、地域や事業者への普及啓発に努めていくことが必要です。

また、緊急時の対応方法をまとめた「保護マニュアル」を、登録した家庭や店舗、事業所に定期的に送付し、登録者がステッカーの貼付状況を確認し、家族や従業員も含めて対応方法を共有することにより、子どもの避難時に適切な対応ができる体制を整えていくことが重要です。

⑤ 携帯電話やインターネットと子どもたち

スマートフォンやタブレットの普及により、いつでも・どこでもインターネットやSNSの利用により情報の取得・提供が便利になる一方、それに伴う危険性や弊害にも十分配慮する必要があります。

区教育委員会の調査では、小学校4・5・6年生に「携帯電話・スマートフォンの保有状況」を尋ねたところ、自分専用を持っていると回答した割合は、70%でした。また、「スマートフォンを1日に学習以外でどのくらい使うか」という設問では、4時間以上が46%で最も多く、「インターネットで知り合った人とやりとりをする」「インターネットを通じて知り合った人と実際に会った」がそれぞれ20%、5%となることが分かりました。

区では、小・中学校での情報モラル教育の実施や、教員対象の情報モラル研修の取組を行っていますが、今後も様々な機関が連携して、フィルタリングの普及を図るとともに、スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルール作りの推進など、子どもや保護者に対する啓発活動を推進していく必要があります。

取組の方向

(a) 子どもの安全を守るための情報共有と地域の見守り活動

- ・今後も、犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に迅速かつ的確に伝達し、子どもの安全をまち全体で見守ることが必要です。
- ・町会・自治会、商店会、地区協議会、青少年育成委員会、民生委員・児童委員、PTA等による、子ども見守り活動、声かけ・あいさつ運動、防犯パトロール、交通安全活動など、地域の人材やあらゆる資源を活用した見守りの輪を広げる活動を引き続き支援します。

(b) 安全教育及び学校の安全対策の推進

- ・様々な事件・事故や自然災害等の危険性、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする意識の醸成を図ります。また、メディア等からの様々な有害情報や、インターネット・SNS等の利用に潜む危険を理解し、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭、企業等と連携した情報モラル教育を実施します。
- ・学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、学校敷地内及び小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用や、交通安全と防犯の観点による通学路安全総点検の実施等の取組を引き続き推進していきます。

(c) ピーポ110ばんのいえの普及

- ・「ピーポ110ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効に機能するよう、子どもや保護者、地域や事業者への周知に努めます。
- ・地域で「ピーポ110ばんのいえ」を歩いて確認し、安全・安心マップを作成・編集する際に連携を図ります。
- ・「ピーポ110ばんのいえ」登録者に、緊急時の対応方法を記載した「保護マニュアル」等を定期的に送付することにより、ステッカーの掲示状況の確認、家族や従業員も含めた対応方法の共有について働きかけを行い、子どもの避難時に適切な対応ができる体制を整えています。

主な事業

(a) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

【事業の概要】子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。

【令和5年度実績】

- ・事件情報、不審者情報、特殊詐欺被害防止のための注意喚起等の配信：82件

【事業の目標】

迅速で的確な情報提供に努めます。

(b) 安全教育の推進

【事業の概要】安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で作成する学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、関係部署と連携し、小・中学校において自転車教室や交通安全教室を開催します。

【令和5年度実績】

- ・セーフティ教室を全小・中学校で実施
- ・防犯啓発冊子を小学校新1年生に配布

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(b) みんなで進める交通安全

【事業の概要】[交通安全教育]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けにスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。

[交通安全総点検]：「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年5～6校の通学路の点検を計画的に実施していきます。

【令和5年度実績】

- ・子ども交通安全自転車教室
小学校で18回実施
- ・スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室の実施
中学校3校で実施（3年間で全校実施）
- ・交通安全総点検
毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施
それ以外に希望する小学校でも実施
小学校6校で実施
（令和6年度～10年度の5か年で区立全小学校実施）

【事業の目標】

継続して実施していきます。

(c) 緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」

【事業の概要】子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及、啓発等について、警察や地域と協力して推進します。

【令和5年度実績】

- ・区内4警察署、危機管理課・教育委員会・特別出張所との連絡会議の開催：1回/年
- ・登録件数：1,121件

【事業の目標】

「ピーポ110ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効に機能するよう、継続して取組を推進します。

施策4-4 未来の子どもたちへの環境づくり



現状と課題

① 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた環境学習・環境教育の推進

区では、2050年までに区内の二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」を表明し、その実現に向けて環境学習・環境教育の推進に取り組んでいます。

環境学習・環境教育は、様々な環境配慮行動の基盤となるものです。特に、次代を担う子どもたちへの環境学習・環境教育は、生涯を通じた環境配慮の意識の基礎となると同時に、家庭における行動変容を促すことにもつながります。

子どもWebアンケートによれば、環境を守るために行動している、または行動してみたいことについて、「買い物の際にマイバッグを使う」「水筒などのマイボトルを使う」「食べ残しをしない、食べるものを買う時は食べられる分だけを買う」がいずれも60%を超え、環境保全に対する子どもたちの関心の高さがうかがえます。

区では、環境学習情報センターを核として、環境学習を通じて子どもたちが環境保全の主人公になり、知識を教わるだけでなく、自分たち自身で取り組むことを体験し、達成感を得られるような講座等を実施しています。

また、「ゼロカーボンシティ新宿」普及啓発キャラクターの「もんぼん」を活用した環境読本「目指せ！ゼロカーボンシティ新宿」を区立小学校・新宿養護学校の4~6年生に配付し、学校と連携して環境教育に取り組んでいます。

今後も、子どもたちが環境配慮行動の実践に結びつけることができるよう、学校や家庭・地域で環境学習・環境教育に取り組んでいくことが必要です。

令和4年度に行った公募により、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現のためのシンボリックな存在で、区民等から親しまれ、愛着を持たれるキャラクターとして、「もんぼん」を作成しました。

頭の飾りはCO₂の記号をイメージ。みんなが安心して暮らせる未来になるよう脱炭素を広めるよ!!

しっぽのツツジには新宿区のみんなのパワーが詰まってる!



愛と優しさの印のハート型の大きな耳

「O(ゼロ)」のベルトはハート型

「ゼロカーボンシティ新宿」普及啓発キャラクター **もんぼん**

② 子どもを安心して産み育てられる居住環境の整備

区の調査で、「新宿区での子育ての継続意向」を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしていきたい」及び「当分の間は新宿区で子育てをしていきたい」を合わせた回答は、就学前児童保護者で76.5%、小学生保護者で85.4%、小学校5・6年生保護者で83.5%、中学生保護者で87.5%でした。

また、「新宿区が子育てしやすいまちだと思える理由」について尋ねたところ、「交通機関が便利」「住環境が良い」などの回答が上位となりました。

一方で、引き続き新宿区での子育てを希望するものの、家賃が高く広い部屋に住めないといった意見も寄せられています。

これらのことから、新宿区は交通機関の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなどの課題があり、子育て家庭も含めた区民の多くが、利便性と住宅の規模や家賃水準などとのバランスを考慮しながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることがわかります。

取組の方向

(a) 環境学習情報センターを通じた環境学習・環境教育の推進

- ・次代を担う子どもたちが、様々な環境学習講座や体験を通じて環境配慮行動の気づきに出会い、実践できる場として、環境学習情報センターが核となり、学校をはじめ、企業・NPO・大学等の多様な主体と連携しながら環境学習を推進していきます。
- ・環境学習情報センターがコーディネートし、地域に根差した活動を行っている環境の専門家を講師として、学校のニーズに合わせた「環境学習出前講座」を展開します。
- ・「夏休みこどもエコ講座」では、様々な学校の子どもたちが一緒になって身近な自然体験学習に取り組むことで、学校以外での環境学習への意欲を高め、環境への関心を育てていきます。
- ・子どもたち自身が、環境について家庭や学校で考え、気づき、取り組んだことを自分の言葉で書く「新宿区みどりの小道環境日記」や、絵で表現する「環境絵画」に取り組むことで、環境への思いが養われていくことを目指します。

(b) 学校等での環境学習の推進

- ・区が実施している環境学習講座や環境イベント等を紹介した「環境学習ガイド」や、区の環境課題や取組、目指す環境都市像を子どもたちへわかりやすく解説した「目指せ！ゼロカーボンシティ新宿」等を活用して、子どもたちの環境配慮意識を啓発し、行動変容を促します。
- ・各小学校で環境について学んできたことをまとめ、オンライン等も活用して小学校相互で環境学習発表会を実施しています。

(c) 子育て世帯に対する居住継続の支援

- ・多世代の近居・同居の促進を図るとともに、子育てファミリー世帯が住み替える際に係る費用の助成により、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えを支援し、住環境の改善を図ります。

主な事業

(a) 環境学習情報センター

【事業の概要】環境学習・環境教育を推進する拠点として、区内外の多様な主体と連携し、区民や事業者が環境活動や環境学習に取り組める機会を設けるとともに、情報の発信や活動の場を提供します。

【令和5年度実績】

- 子ども向け環境学習・環境教育の講座の延べ受講者数
4,316人/年

【事業の目標】

- 子ども向け環境学習・環境教育の講座の延べ受講者数 3,000人/年
〈令和9年度目標〉

(b) 環境学習・環境教育の推進

【事業の概要】「環境学習ガイド」や「目指せ！ゼロカーボンシティ新宿」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進し、環境配慮意識の啓発と行動変容の促進を図ります。各小学校で環境について学んできたことをまとめ、オンライン等も活用して小学校相互で環境学習発表会を実施しています。

【令和5年度実績】

- 子ども向け環境学習講座の受講等により環境配慮行動の実践につながった家庭の割合 令和6年度から計測するため令和5年度の実績値なし
- 環境学習発表会：集合による相互発表とオンライン発表を併用して実施。

【事業の目標】

- 子ども向け環境学習講座の受講等により環境配慮行動の実践につながった家庭の割合 80%
〈令和9年度目標〉
- 継続して実施していきます。

(b) アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）

【事業の概要】アユ等の水生生物が生息できる環境とするとともに、区民が水辺に親しむことができる水辺空間の創出を図ります。区内の子どもや地域の方々を対象に、生き物調査等、神田川ファンクラブの活動などを通じて、河川に対する問題意識の醸成を図るとともに、河川を愛する気持ちを育み、神田川の環境への理解を深めることができるような取組を進めます。

【令和5年度実績】

- 親水テラスの一般開放（30日間）
- 神田川ファンクラブ（6回運営）
- 夏休みこども体験講座（4日間）
- 神田川ふれあいコーナーの運営・管理

【事業の目標】

- 神田川ふれあいコーナー親水テラスの運営継続
- 神田川ファンクラブの運営継続

(c) 多世代・次世代育成居住支援

【事業の概要】【多世代近居同居助成】区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。

【次世代育成転居助成】区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子どもの出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引っ越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。

【令和5年度実績】

- 多世代近居同居助成：4件（うち、子育て2件）
- 次世代育成転居助成：13件

【事業の目標】

- 多世代近居同居助成：50件（累計）
- 次世代育成転居助成：50件（累計）



第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み及び確保方策

- 1 子ども・子育て支援制度の概要
- 2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況
- 3 新宿区の子育て支援施設等
- 4 教育・保育提供区域の設定
- 5 各年度における教育・保育の量の見込み
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供
及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援に関連する3つの法律³⁰が制定され、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

子ども・子育て支援制度は「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える仕組みです。

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

子ども・子育て支援法においては、国が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとされています。この基本指針に即して、区市町村では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

本計画で策定する内容は、下表にあるとおり、必須記載事項と任意記載事項があります。

【子ども・子育て支援事業計画記載事項】

必須記載事項	任意記載事項
1.教育・保育提供区域の設定	1.市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2.各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	2.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3.各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	3.子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	4.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	5.地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
	6.市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
	7.市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
	8.市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

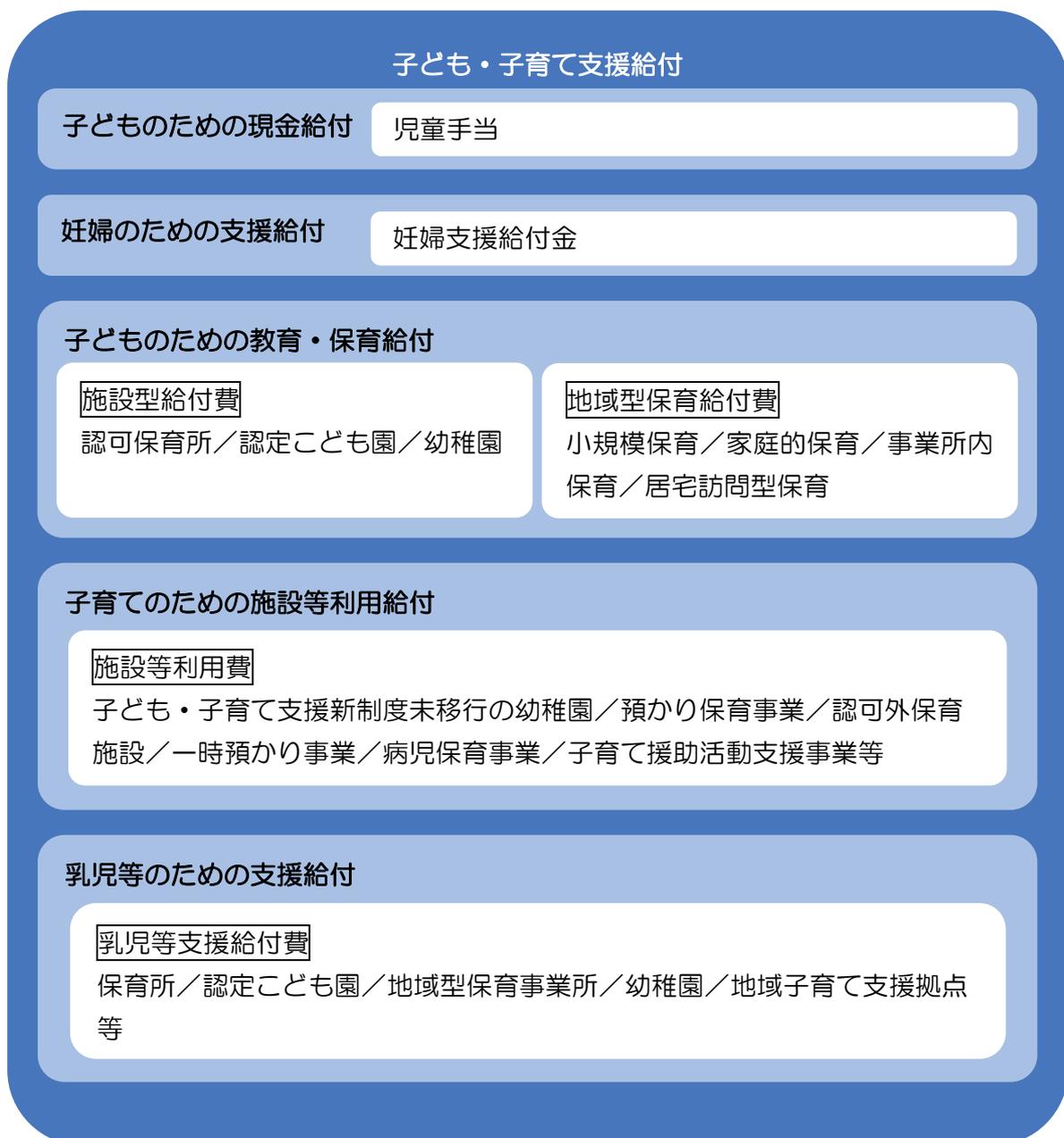
出典：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）

³⁰ 子ども・子育て支援に関連する3つの法律・・・①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を指しています。

(3) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援制度の下、一人ひとりの子どもが健やかに成長するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付が行われています。

給付の種類には、児童手当に係る「子どものための現金給付」、妊婦支援給付金に係る「妊婦のための支援給付」、保育園や幼稚園等に係る施設型給付費と小規模保育等に係る地域型保育給付費等の「子どものための教育・保育給付」、預かり保育等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」、乳児等支援給付費等の「乳児等のための支援給付」があります。このうち、「妊婦のための支援給付」及び「乳児等のための支援給付」は、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援を拡充するため、子ども・子育て支援法の改正により、新たに設けられたものです。



(4) 教育・保育施設と地域型保育事業

子どものための教育・保育給付に係る施設は、教育・保育施設と地域型保育事業に分類されます。地域型保育事業は、保育園や幼稚園が該当する教育・保育施設と比べて、小規模であるとともに、3歳未満の子どもを対象として保育を行う事業のことを指しています。

教育・保育施設				
	認可保育所	認定こども園 (幼稚園機能)	認定こども園 (保育園機能)	幼稚園
内容	<p>東京都の認可を受け、保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かり、養護と教育を一体的に行う施設です。</p> <p>区立認可保育所、私立認可保育所、公設民営認可保育所があります。</p>	<p>東京都の認可・認定を受け、0歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、地域の全ての子育て家庭を支援する施設です。区立認定こども園は区、私立認定こども園は社会福祉法人が運営しています。</p> <p>認可保育所と同様に保育の必要性に応じた利用とする「保育園機能」と、保育の必要性に関わらない幼稚園と同様の利用とする「幼稚園機能」があります。</p>		<p>幼児教育を行う施設です。区立幼稚園、私立幼稚園があります。</p>
地域型保育事業				
	家庭的保育 (保育ママ)	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
内容	<p>区の認可を受け、保育資格などを有した家庭的保育者が、保育を必要とする健康な子どもを、家庭的保育者の自宅で預かる事業です。</p>	<p>区の認可を受け、3歳未満の少人数の子どもに、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。</p>	<p>区の認可を受け、会社等の事業所に設置した保育施設で、従業員の子どものほか、地域の子どもに対し保育を行う事業です。</p>	<p>主として、障害・疾患などにより、集団保育が著しく困難であるために、保育施設において保育を受けることができない子どもを対象とした障害児対応型と、認可保育所や認定こども園等に入所することができなかった乳児を対象とした待機児童型があり、子どもの自宅で1対1の保育を行う事業です。</p>

(5) 認定

認定の種類には、保育園や幼稚園、保育ママなどの利用を希望する保護者に係る「教育・保育給付認定」と、預かり保育事業等の利用料を無償化するための「施設等利用給付認定」があります。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて区分され、それぞれに利用できる施設等が異なります。

教育・保育給付認定			
認定区分	対象		利用する教育・保育施設等
1号認定	3歳以上の子	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、子ども園（幼稚園機能）
2号認定	3歳以上の子	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	保育園、子ども園（保育園機能）
3号認定	3歳未満の子		保育園、子ども園（保育園機能）、保育ママ、小規模保育、事業所内保育など

施設等利用給付認定			
認定区分	対象		利用する子ども・子育て支援施設等
1号認定	満3歳以上の子	幼稚園等での教育を希望する方	未移行の幼稚園
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子	就労など保育の必要な事由に該当する方	預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業など
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		

(6) 認可と確認

保育園等の施設の運営又は地域型保育事業を行う場合には、「認可」を受ける必要があります。保育園や幼稚園、子ども園あるいは地域型保育事業についても、東京都と区がそれぞれの役割分担によって認可をしています。

地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法に定める基準のほか、「新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、その可否を判断します。

保育の質の向上を図るため、区が条例で定める基準では、保育に従事する職員の資格要件や配置割合、設備要件などを、国の基準に上乘せをしています。

次に、施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給、施設等利用費の支給に係る施設や事業は、申請により、区から「確認」を受ける必要があります。確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、「新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例」及び国が定める基準³¹に従って、教育・保育又は地域型保育や子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

(7) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業であり、地域の実情に応じて、区が実施していきます。

事業名	内容
延長保育事業	保育園、認定こども園等に在籍する子どもについて、基本開所時間以外の時間に保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	病気・出産・介護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭や協力家庭から構成される団体である実施施設で子どもを預かる事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育園、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かる事業
病児保育事業	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育実施等する事業
ファミリーサポート事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、専門職等のヘルパーを派遣し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）	基本型は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営する体制を整備することにより、妊娠期から子育て期、その後の子どもの成長に応じた支援を行う事業

³¹ 国が定める基準・・・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に基準を定めています。

事業名	内容
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
子育て世帯訪問支援事業	子育てに対して不安・負担を抱える家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援・相談等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を整え、虐待の未然防止を図る事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える子どもに対して、居場所となる拠点を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習の支援、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談等を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業
親子関係形成支援事業	子育てに悩み・不安を抱える保護者とその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけてもらうことで、親子間における適切な関係の構築を図る事業
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業
妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により心身の状況、置かれている環境等を把握するとともに、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業
乳児等通園支援事業	保育所等に入所していない子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助等を行う事業

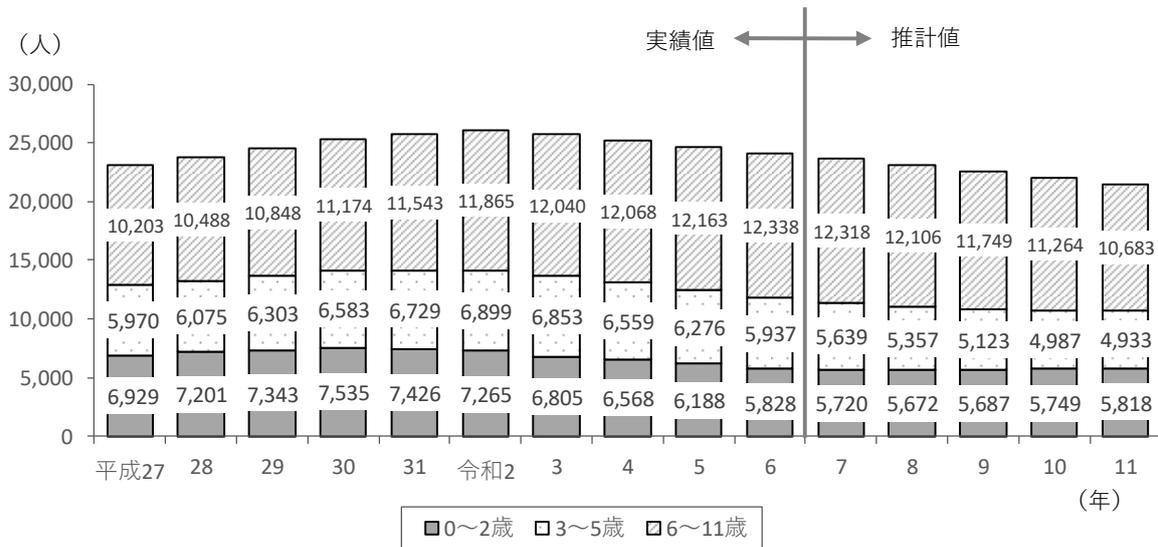
2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況

(1) 子どもの人口推移

0～11歳の子どもの人口をみると、0～2歳は平成30年をピークに減少に転じ、令和6年は5,828人となりました。3～5歳も、令和2年をピークに減少に転じ、令和6年は5,937人に減少しています。今後の推計値では、0～2歳は横ばい傾向、3～5歳は減少傾向となる見込みです。

6～11歳は一貫して増加し、令和6年は12,338人となっていますが、今後の推計値では、令和6年をピークに減少に転じる見込みとなっています。

図表 Ⅲ-1 子どもの年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）

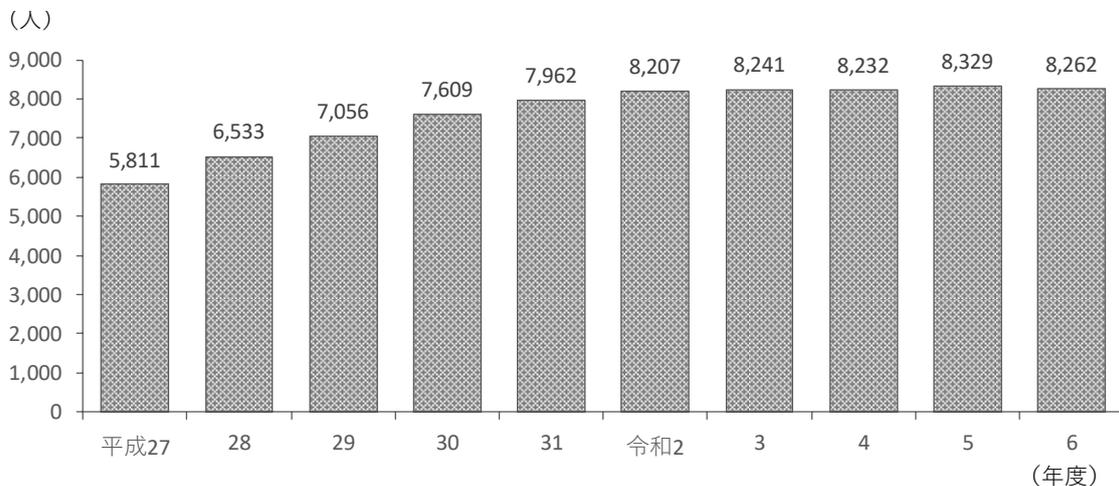


出典：【実績値】住民基本台帳、【推計値】新宿区資料

(2) 保育施設の定員

区では保育施設定員の拡大に積極的に取り組み、平成27年度の5,811人から令和6年度の8,262人と2,400人以上の保育定員を増加しました。なお、令和6年度には、認証保育所の閉園等の影響から、保育定員は前年度より減少しています。

図表 Ⅲ-2 保育施設定員の推移（各年度4月1日現在）



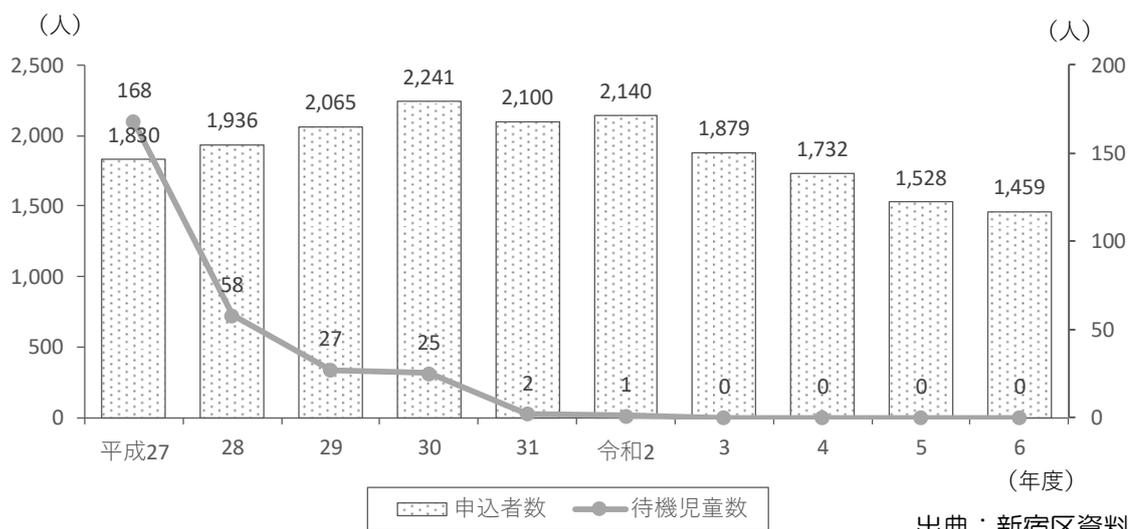
出典：新宿区資料

(3) 待機児童の状況

認可保育所等の申込者数は近年減少傾向にあり、平成27年度の1,830人から令和6年度の1,459人と約2割減少しました。また、平成27年度には168人であった待機児童数は保育施設の大幅な整備により減少し、令和3年度以降は4月の待機児童ゼロを継続しています。

図表 Ⅲ-3 認可保育所等の申込者数と待機児童数

(【申込者数】各年度4月入園分、【待機児童数】各年度4月1日現在)



(4) 保育施設の利用状況

認可保育所等を利用する子どもは、全体として令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少傾向に転じています。

図表 Ⅲ-4 各種保育施設の利用状況 (各年度4月1日現在)

(単位:人)

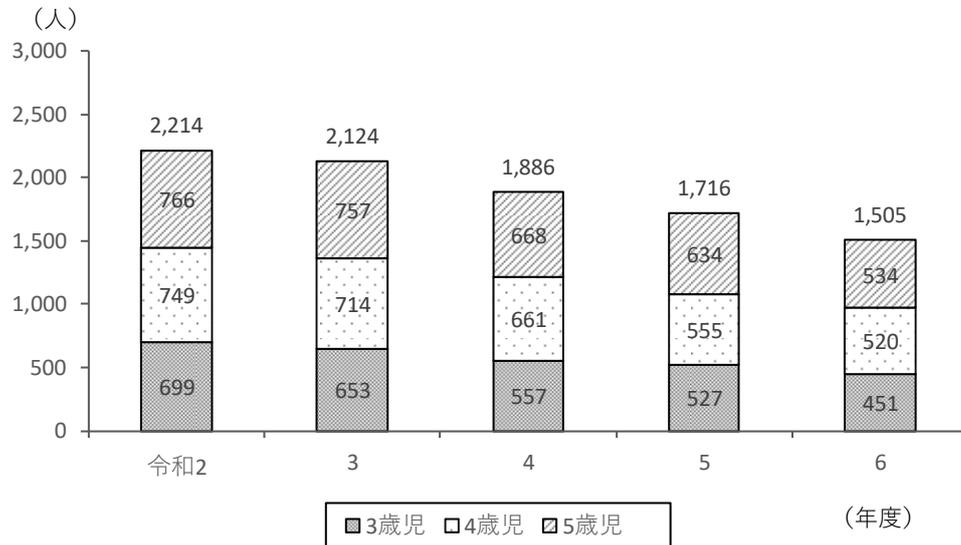
施設 年度	認可 保育所 (区立)	認可 保育所 (私立)	認定 こども園 (区立)	認定 こども園 (私立)	家庭的 保育	保育 ルーム	事業所内 保育事業	認証 保育所	計
平成27	1,263	1,949	1,310	399	8	71		475	5,475
28	1,276	2,194	1,339	605	7	60	22	471	5,974
29	1,303	2,387	1,341	777	4	71	48	409	6,340
30	1,334	2,876	1,338	794	5	84	62	406	6,899
31	1,325	3,035	1,310	960	4	74	54	371	7,133
令和2	1,349	3,375	1,323	976	4	45	54	289	7,415
3	1,324	3,445	1,271	969	3	37	55	248	7,352
4	1,280	3,393	1,250	934	1	33	48	216	7,155
5	1,244	3,312	1,181	904	2	29	53	200	6,925
6	1,200	3,245	1,119	884	3	21	47	165	6,684

出典：新宿区資料

(5) 幼稚園の利用状況

幼稚園利用者数は令和2年度以降、減少傾向にあります。年齢別の内訳をみると、令和6年度の3歳児は451人、4歳児は520人、5歳児は534人で、年齢が低くなるにつれて人数が少なくなっています。

図表 Ⅲ-5 幼稚園の利用状況（各年度5月1日現在）

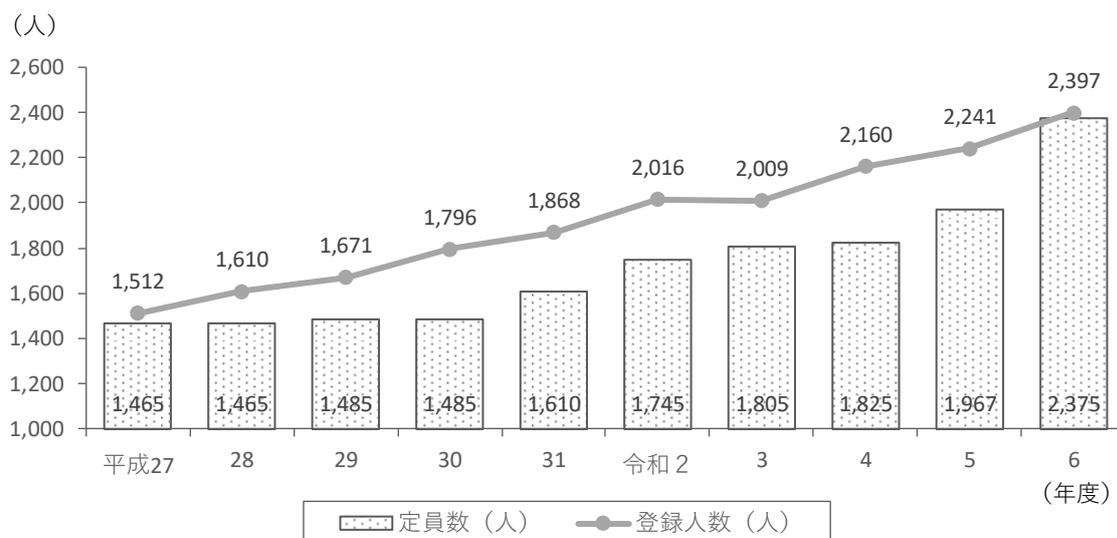


出典：新宿区資料

(6) 学童クラブの登録状況

学童クラブの登録人数は年々増加しています。これは、保護者が就労している子どもが増加していることなどが理由として考えられます。そのため、定員数を増やし、令和6年度には2,375人となっています。

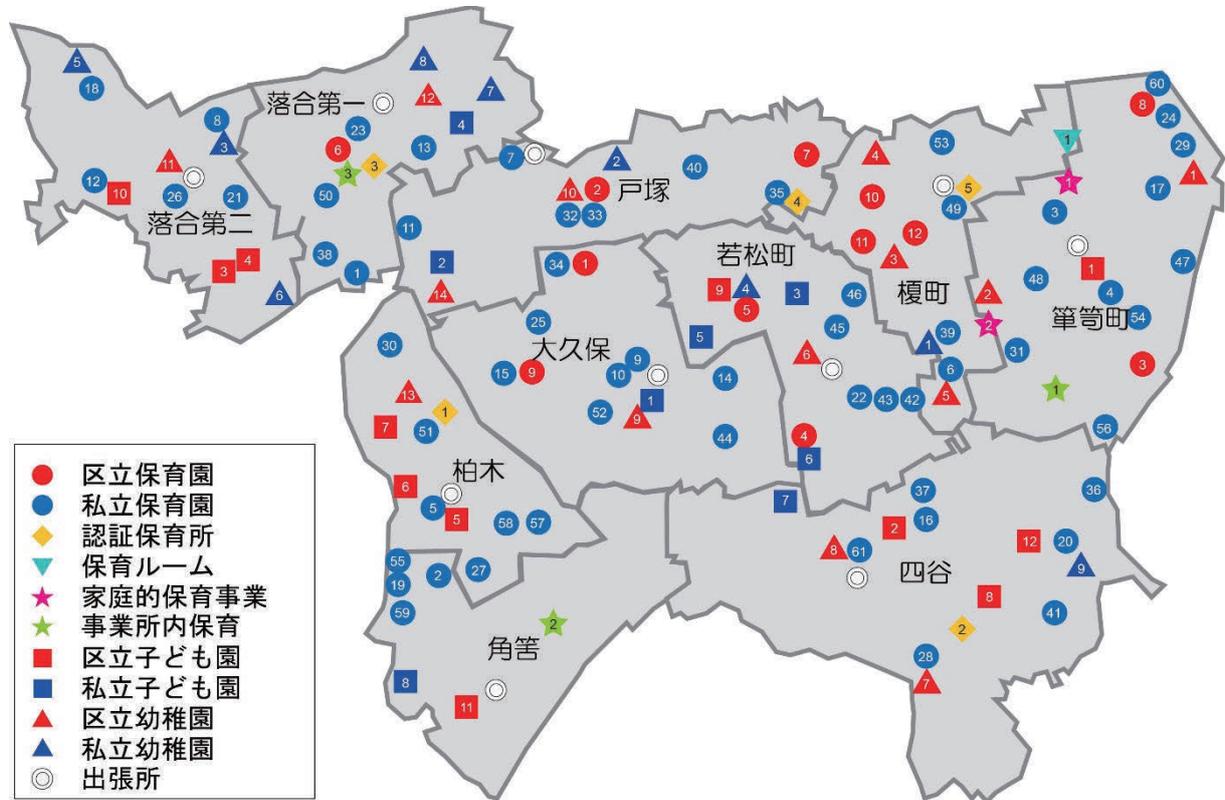
図表 Ⅲ-6 学童クラブの定員及び登録人数の推移（各年度4月1日現在）



出典：新宿区資料

3 新宿区の子育て支援施設等

(1) 就学前児童の教育・保育施設等



- 区立保育園
- 私立保育園
- ◆ 認証保育所
- ▼ 保育ルーム
- ★ 家庭的保育事業
- ★ 事業所内保育
- 区立子ども園
- 私立子ども園
- ▲ 区立幼稚園
- ▲ 私立幼稚園
- ◎ 出張所

(令和7年4月1日現在)

第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

区立幼稚園

1	津久戸幼稚園
2	市谷幼稚園
3	早稲田幼稚園
4	鶴巻幼稚園
5	牛込仲之幼稚園
6	余丁町幼稚園
7	四谷第六幼稚園
8	花園幼稚園
9	大久保幼稚園
10	戸塚第二幼稚園
11	落合第三幼稚園
12	落合第四幼稚園
13	淀橋第四幼稚園
14	西戸山幼稚園

私立幼稚園

1	牛込成城幼稚園
2	おおや幼稚園
3	下落合みどり幼稚園
4	戸山幼稚園
5	豊多摩幼稚園
6	伸びる会幼稚園
7	目白ヶ丘幼稚園
8	目白平和幼稚園
9	四谷新生幼稚園

区立子ども園

1	あいじつ子ども園
2	大木戸子ども園
3	おちごなかい子ども園（乳児）
4	おちごなかい子ども園（幼児）
5	柏木子ども園（乳児）
6	柏木子ども園（幼児）
7	北新宿子ども園
8	しなのまち子ども園
9	戸山第一子ども園
10	西落合子ども園
11	西新宿子ども園
12	四谷子ども園

私立子ども園

1	大久保わかさ子ども園
2	しんえい子ども園 もくもく
3	しんじゅくいるまこども園
4	新宿せいが子ども園
5	ChaCha Children Higashitoyama
6	富久ソラのこども園ちいさなうちゅう
7	富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園
8	認定こども園新宿ベアーズ

区立保育園

1	大久保第一保育園
2	高田馬場第二保育園
3	長延保育園
4	富久町保育園
5	戸山第二保育園
6	中落合第二保育園
7	西早稲田保育園
8	東五軒町保育園
9	百人町保育園
10	弁天町保育園
11	早稲田南町保育園
12	早稲田南町保育園分園

私立保育園

1	アイگران保育園落合
2	アイگران保育園西新宿
3	アスク神楽坂保育園
4	アスク新宿南町保育園
5	アスクバイリンガル保育園北新宿
6	アスクバイリンガル保育園薬王寺
7	インターナショナル保育所まむ高田馬場駅前園
8	ウィズブック保育園中落合
9	エイビイシー保育園
10	エイビイシー保育園分園
11	オルト保育園
12	キッズガーデン新宿西落合
13	キッズタウン下落合保育園
14	きゃんぱす東新宿保育園
15	クオリスキッズおおくぼ保育園
16	グローバルキッズ愛住町園
17	グローバルキッズ神楽坂園
18	グローバルキッズ西落合保育園
19	グローバルキッズ西新宿園
20	グローバルキッズ若葉園
21	獅子吼保育園
22	至誠会保育園
23	下落合そらいろ保育園
24	小学館アカデミー飯田橋ガーデン保育園
25	新栄保育園
26	新宿こだま保育園
27	新宿成子坂愛育園
28	新宿三つの木保育園もりさんかくしかく
29	太陽の子新小川町保育園
30	東京母子愛育会保育園
31	にじいろ保育園市谷加賀町
32	にじいろ保育園高田馬場西
33	にじいろ保育園高田馬場東
34	にじいろ保育園高田馬場南
35	にじいろ保育園西早稲田

36	にじいろ保育園四ツ谷
37	ニチイキッズ曙橋保育園
38	八幡神社愛育園
39	原町みゆき保育園
40	びっころきッズ西早稲田
41	二葉南元保育園
42	フロンティアキッズ曙橋
43	フロンティアキッズ曙橋分園
44	フロンティアキッズ新宿
45	フロンティアキッズ夏目坂
46	フロンティアキッズ夏目坂分園
47	ぼけっとランド市ヶ谷保育園
48	ほっぺるランド牛込
49	ほっぺるランド神楽坂
50	ほっぺるランド上落合
51	ほっぺるランド北新宿
52	ほっぺるランド新大久保
53	ほっぺるランド早稲田鶴巻町
54	ポピンズナーサリースクール市ヶ谷
55	ポピンズナーサリースクール西新宿
56	ポピンズナーサリースクール四ツ谷
57	ルーチェ保育園西新宿
58	ルーチェ保育園西新宿分園
59	AIAI NURSERY 西新宿
60	ソラスト神楽坂保育園
61	ニチイキッズ新宿御苑保育園

保育ルーム

▽	えどがわ園
---	-------

事業所内保育

★	キッズバオ防衛省市ヶ谷保育園
★	とちよう保育園
★	もみの樹園事業所内保育所

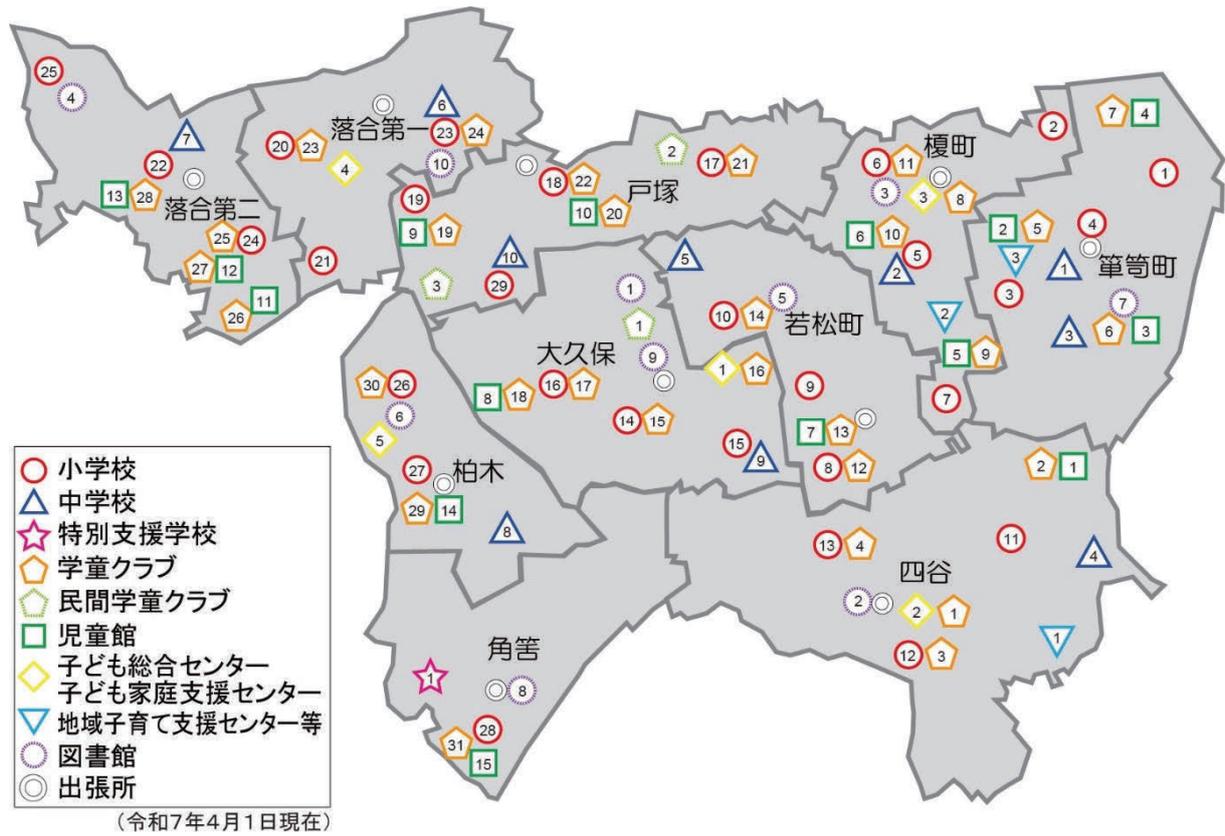
保育ママ

★	保育ママ 井上さん
★	保育ママ 田口さん

認証保育所

1	北新宿雲母保育園
2	ぼけっとランド信濃町
3	ぼっぽのいえほいくえん
4	ポピンズナーサリースクール早稲田
5	メリーポピンズ神楽坂ルーム

(2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等



第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

区立小学校

①	津久戸小学校
②	江戸川小学校
③	市谷小学校
④	愛日小学校
⑤	早稲田小学校
⑥	鶴巻小学校
⑦	牛込仲之小学校
⑧	富久小学校
⑨	余丁町小学校
⑩	東戸山小学校
⑪	四谷小学校
⑫	四谷第六小学校
⑬	花園小学校
⑭	大久保小学校
⑮	天神小学校
⑯	戸山小学校
⑰	戸塚第一小学校
⑱	戸塚第二小学校
⑲	戸塚第三小学校
⑳	落合第一小学校
㉑	落合第二小学校
㉒	落合第三小学校
㉓	落合第四小学校
㉔	落合第五小学校
㉕	落合第六小学校
㉖	淀橋第四小学校
㉗	柏木小学校
㉘	西新宿小学校
㉙	西戸山小学校

区立中学校

△1	牛込第一中学校
△2	牛込第二中学校
△3	牛込第三中学校
△4	四谷中学校
△5	西早稲田中学校
△6	落合中学校
△7	落合第二中学校
△8	西新宿中学校
△9	新宿中学校
△10	新宿西戸山中学校

特別支援学校

☆	新宿養護学校
---	--------

学童クラブ

①	信濃町学童クラブ
②	本塩町学童クラブ
③	四谷第六小学校内学童クラブ
④	花園小学校内学童クラブ
⑤	北山伏学童クラブ
⑥	細工町学童クラブ
⑦	東五軒町学童クラブ
⑧	榎町学童クラブ
⑨	薬王寺学童クラブ
⑩	早稲田南町学童クラブ
⑪	鶴巻小学校内学童クラブ
⑫	富久小学校内学童クラブ
⑬	富久町学童クラブ
⑭	東戸山小学校内学童クラブ
⑮	大久保小学校内学童クラブ
⑯	子ども総合センター内学童クラブ
⑰	戸山小学校内学童クラブ
⑱	百人町学童クラブ
⑲	高田馬場第一学童クラブ
⑳	高田馬場第二学童クラブ
㉑	戸塚第一小学校内学童クラブ
㉒	戸塚第二小学校内学童クラブ
㉓	落合第一小学校内学童クラブ
㉔	落合第四小学校内学童クラブ
㉕	落合第五小学校内学童クラブ
㉖	上落合学童クラブ
㉗	中井学童クラブ
㉘	西落合学童クラブ
㉙	北新宿第一学童クラブ
㉚	淀橋第四小学校内学童クラブ
㉛	西新宿学童クラブ

民間学童クラブ

①	エイビイシイ風の子クラブ
②	早稲田フロンティアキッズクラブ
③	しんえい学童クラブもくもく

図書館

①	中央図書館 こども図書館
②	四谷図書館
③	鶴巻図書館
④	西落合図書館
⑤	戸山図書館
⑥	北新宿図書館
⑦	中町図書館
⑧	角筈図書館
⑨	大久保図書館
⑩	下落合図書館

児童館

1	本塩町児童館
2	北山伏児童館
3	中町児童館
4	東五軒町児童館
5	薬王寺児童館
6	早稲田南町児童館
7	富久町児童館
8	百人町児童館
9	高田馬場第一児童館
10	高田馬場第二児童館
11	上落合児童館
12	中井児童館
13	西落合児童館
14	北新宿第一児童館
15	西新宿児童館

子ども総合センター 子ども家庭支援センター

①	子ども総合センター
②	信濃町子ども家庭支援センター
③	榎町子ども家庭支援センター
④	中落合子ども家庭支援センター
⑤	北新宿子ども家庭支援センター

地域子育て支援センター等

▽1	地域子育て支援センター二葉
▽2	地域子育て支援センター原町みゆき
▽3	ゆったりの

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 保育提供区域の設定

前計画においては、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況や保育施設の整備状況等を勘案し、隣接する3~4の特別出張所管内を一つの区域として3区域³²を設定し、計画的な保育施設の整備を進めてきました。この結果、3区域における就学前児童人口に対する保育定員の割合は、前計画期間の初年度である令和2年4月と令和6年4月を比較すると、下表のとおり各区域とも高い水準に達しています。また、ピークの平成25年4月に176人であった待機児童は、前期計画期間中の令和3年度以降、区全体で継続して待機児童ゼロを維持していることなどから、本計画では区内全域を一つの区域として設定していきます。

【参考】各区域別の状況（各年度4月1日現在）

就学前児童人口 に対する保育定 員の割合		令和2年	令和6年
	東南地域	56.73%	65.09%
	中央地域	59.26%	77.18%
	西北地域	58.31%	71.26%

今後は、大規模な再開発事業等により子育て世帯の大幅増が見込まれるなど、特定のエリアにおける保育の提供体制と地域の保育需要を考慮し、保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を検討します。

なお、保育提供区域は、計画期間中の教育・保育施設の整備の考え方の基本とするものですが、今後の社会状況や地域の状況に応じて必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。

(2) 教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業についても、区内全域を一つの区域として設定します。

³² 3区域・・・東南地域（四谷、笹笥町、榎町、角筈特別出張所管内）、中央地域（若松町、大久保、柏木特別出張所管内）、西北地域（戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内）

5 各年度における教育・保育の量の見込み

現在の利用状況及び利用希望から推計した「量の見込み」に対応する「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を、事業計画として定めます。計画期間中（令和7年度～令和11年度）は、本計画に基づき、質の高い教育・保育を計画的に実施していきます。

量の見込みの算出方法

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、区の調査（8ページ）を基に、以下の手順で推計しています。保護者の就労状況から、8つの家庭類型の分類を行い、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や今後の利用希望を基に、量の見込みを算出しています。

1. 利用希望把握調査の実施

- 区の調査
- ・就学前児童保護者対象の調査
 - ・小学生児童保護者対象の調査

2. 家庭類型の分類

- 次の①②それぞれの家庭類型を分類する。
- ①現在、教育・保育施設や子育て支援事業を利用している方
 - ②今後の就労希望や利用希望から、潜在的な利用意向がある方

3. 利用意向の算出

「①現在利用している方」「②今後の利用意向がある方」の家庭類型別の利用意向を算出する。

4. 量の見込みの算出

人口推計（令和7年度から11年度）と利用意向率から量の見込みを算出

教育・保育の量の見込み

- ・1号認定（幼稚園等3～5歳）
- ・2号認定（保育所等3～5歳）
- ・3号認定（保育所等0～2歳）

5. 確保方策の検討

参考：家庭類型の8分類

ひとり親 タイプA		母親		父親	
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
	120時間未満 下限時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'		タイプD
	下限時間未満			タイプF	

出典：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等のための手引き

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
 - ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業
 - ②①以外の一時的預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポート事業（就学後）
- ・養育支援訪問事業
- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・産後ケア事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業

5. 確保方策の検討

教育・保育の確保方策

147 ページで算定した量の見込みに対応するため、区は認可保育所等の保育定員を確保していきます。本計画における用語の定義や内容は、以下のとおりです。

◆特定教育・保育施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園

※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を指します。この確認を受けずに私学助成の仕組みで運営を続ける私立幼稚園は、特定教育・保育施設には該当しません。

◆確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援制度の給付の対象となる施設として、確認を受けない幼稚園

※私立幼稚園が、現状の私学助成の仕組みで運営を続けるか、子ども・子育て支援制度の給付の対象となるかどうかは、園の意向によります。

◆特定地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者のことを指します。

◆認可外保育施設等

認証保育所等、自治体が基準に基づき運営費支援等を行っている保育施設等

◆量の見込み

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めたニーズ量

◆4月1日現在の確保数（定員数）

当該年度4月1日現在の量の見込みに対応する提供体制の確保の内容

◆年度末の確保数（定員数）

当該年度4月1日現在の確保数に、年度途中に開設した施設を加えた、量の見込みに対応する提供体制の確保の内容

(1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数）

確保方策の考え方

量の見込み、確保数（定員数）は次のとおりです。

計画期間内における量の見込みに対応する保育定員はすでに確保されています。今後も、社会情勢の変化や地域の状況等を注視し、量の見込みを変更するような場合は、適切な保育定員を確保していきます。

(単位:人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
利用する教育・保育										
4月1日	特定教育・保育施設	816	2,722	4,460	811	2,722	4,460	811	2,722	4,460
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	38	93	0	38	93	0	38	93	0
	認可外保育施設等	45	266	71	45	260	65	45	254	59
	4月1日の確保数計	899	3,081	4,531	894	3,075	4,525	894	3,069	4,519
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	816	2,722	4,460	811	2,722	4,460	811	2,722	4,460
	特定地域型保育事業	38	93	0	38	93	0	38	93	0
	認可外保育施設等	45	266	71	45	260	65	45	254	59
	年度末の確保数計	899	3,081	4,531	894	3,075	4,525	894	3,069	4,519
量の見込み		608	2,592	3,125	614	2,543	2,970	619	2,539	2,840
差指数		291	489	1,406	280	532	1,555	275	530	1,679

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和10年度			令和11年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
利用する教育・保育							
4月1日	特定教育・保育施設	811	2,722	4,459	816	2,734	4,477
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	38	93	0	38	93	0
	認可外保育施設等	45	254	53	45	254	53
	4月1日の確保数計	894	3,069	4,512	899	3,081	4,530
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,459	816	2,734	4,477
	特定地域型保育事業	38	93	0	38	93	0
	認可外保育施設等	45	254	53	45	254	53
	年度末の確保数計	894	3,069	4,512	899	3,081	4,530
量の見込み		628	2,563	2,765	636	2,591	2,736
差指数		266	506	1,747	263	490	1,794

(2) 幼稚園等（幼稚園と認定こども園の幼稚園機能枠）の量の見込みと確保数（定員数）

令和7年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在の確保数	特定教育・保育施設	330	595	646	1,571
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		705	1,001	1,055	2,761
年度末の確保数	特定教育・保育施設	330	595	646	1,571
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		705	1,001	1,055	2,761
量の見込み	1号認定	399	470	378	1,247
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	296	261	319	876
量の見込み 計		695	731	697	2,123
差引数		10	270	358	638

令和8年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在の確保数	特定教育・保育施設	430	505	616	1,551
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	911	1,025	2,741
年度末の確保数	特定教育・保育施設	430	505	616	1,551
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	911	1,025	2,741
量の見込み	1号認定	384	442	358	1,184
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	285	246	302	833
量の見込み 計		669	688	660	2,017
差引数		136	223	365	724

令和9年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在の確保数	特定教育・保育施設	430	655	526	1,611
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	935	2,801
年度末の確保数	特定教育・保育施設	430	655	526	1,611
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	935	2,801
量の見込み	1号認定	372	425	336	1,133
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	276	237	283	796
量の見込み 計		648	662	619	1,929
差引数		157	399	316	872

令和10年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在の確保数	特定教育・保育施設	430	655	676	1,761
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	1,085	2,951
年度末の確保数	特定教育・保育施設	430	655	676	1,761
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	1,085	2,951
量の見込み	1号認定	368	412	323	1,103
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	273	229	273	775
量の見込み 計		641	641	596	1,878
差引数		164	420	489	1,073

令和11年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在の確保数	特定教育・保育施設	430	655	676	1,761
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	1,085	2,951
年度末の確保数	特定教育・保育施設	430	655	676	1,761
	確認を受けない幼稚園	375	406	409	1,190
計		805	1,061	1,085	2,951
量の見込み	1号認定	372	407	313	1,092
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	276	226	264	766
量の見込み 計		648	633	577	1,858
差引数		157	428	508	1,093

(3) 区全体の量の見込みと確保数（定員数）

令和7年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		
		保育			教育	
4月1日現在の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	816	2,722	4,460	1,571	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	266	71		
	4月1日の確保数計	899	3,081	4,531	2,761	
年度末の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	816	2,722	4,460	1,571	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	266	71		
	年度末の確保数計	899	3,081	4,531	2,761	
量の見込み		608	2,592	3,125	876	1,247
					6,325	2,123

令和8年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		
		保育			教育	
4月1日現在の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,460	1,551	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	260	65		
	4月1日の確保数計	894	3,075	4,525	2,741	
年度末の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,460	1,551	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	260	65		
	年度末の確保数計	894	3,075	4,525	2,741	
量の見込み		614	2,543	2,970	833	1,184
					6,127	2,017

令和9年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		
		保育			教育	
4月1日現在の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,460		1,611
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	59		
	4月1日の確保数計	894	3,069	4,519		2,801
年度末の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,460		1,611
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	59		
	年度末の確保数計	894	3,069	4,519		2,801
量の見込み		619	2,539	2,840		796
					5,998	

令和10年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定
		0歳	1・2歳	3歳以上		
		保育			教育	
4月1日現在の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,459		1,761
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	53		
	4月1日の確保数計	894	3,069	4,512		2,951
年度末の確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	811	2,722	4,459		1,761
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	53		
	年度末の確保数計	894	3,069	4,512		2,951
量の見込み		628	2,563	2,765		775
					5,956	

令和11年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 利用する教育・保育		3号認定		2号認定	1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上		
		保育			教育	
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	816	2,734	4,477	1,761	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	53		
	4月1日の確保数計	899	3,081	4,530	2,951	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	816	2,734	4,477	1,761	
	確認を受けない幼稚園				1,190	
	特定地域型保育事業	38	93			
	認可外保育施設等	45	254	53		
	年度末の確保数計	899	3,081	4,530	2,951	
量の見込み		636	2,591	2,736	766	1,092
					5,963	1,858

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業概要

認可保育所、認定こども園等において、就労や就学などの理由でお迎えが基本開所時間を超えてしまう場合に保育を行う事業です。

実施場所

認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業、事業所内保育事業

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用希望人数(人)	1,452	1,410	1,382	1,373	1,375

確保方策の考え方

現在も、区立・私立の認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業、事業所内保育事業で延長保育を実施しています。引き続き事業を継続し、保護者のニーズに対応していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(定員・人)	4,075	4,073	4,071	4,068	4,098

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

実施場所

学童クラブ、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
定員数(人)	1,610	1,745	1,805	1,825	1,967
利用人数(人)	1,868	2,016	2,009	2,160	2,241

※定員数、利用人数は4月1日現在値です。

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1年生(人)	818	841	852	860	867
2年生(人)	771	792	803	810	816
3年生(人)	651	669	678	684	690
4年生(人)	83	85	86	87	88
5年生(人)	68	70	71	72	73
6年生(人)	21	22	22	22	22
計(人)	2,412	2,479	2,512	2,535	2,556

確保方策の考え方

学童クラブの定員確保については、学童クラブの定員に対する利用登録数や待機の状況などを総合的に判断し、近隣の公有地等や民間賃貸物件の活用を検討、小学校施設の利用について教育委員会との調整を行います。また、民間学童クラブの誘致についても検討していきます。このほか、定員を超える登録のある学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」を実施していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(定員・人)	2,518	2,658	2,658	2,658	2,658

※学童クラブ機能付き放課後子どもひろばは、利用実績、量の見込み、確保方策には含まれていません。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要

病気・出産・介護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭や協力家庭から構成される団体である実施施設で子どもを預かる事業です。

実施場所

二葉乳児院、ショートステイ協力家庭・実施施設、トワイライトステイ協力家庭・実施施設

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間延べ利用(人日)	539	419	475	692	543

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用希望(人日)	1,263	1,227	1,204	1,196	1,197

確保方策の考え方

協力家庭制度の周知を進め、利用しやすい環境整備を図っていきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(年間延べ利用・人日)	16,425	17,155	17,885	18,615	19,345

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

実施場所

- ①子ども総合センター ②子ども家庭支援センター（中落合、榎町、信濃町、北新宿）
 ③児童館 ④地域子育て支援センター（二葉、原町みゆき） ⑤ゆったりーの
 ⑥幼稚園（未就園児の会・未就園児施設開放事業）
 ⑦認定こども園（未就園児親子の交流事業） ⑧認可保育所（地域開放事業）

利用実績

年間延べ利用(人日)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
子ども総合センター	20,517	4,141	6,742	10,587	15,274
子ども家庭支援センター	72,266	20,372	27,077	35,464	46,342
児童館	131,684	29,511	38,926	72,061	110,561
ふたばひろば	9,793	4,843	5,412	7,264	7,481
原町みゆきひろば	4,604	2,585	2,615	2,218	3,221
ゆったりーの「ゆうゆうひろば」	10,533	3,187	5,717	7,912	11,488
西戸山幼稚園つどいのへや	827	0	275	1,481	1,610
四谷子ども園 未就園児親子交流事業	4,378	0	206	821	4,970
計	254,602	64,639	86,970	137,808	200,947

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用希望(人日)	196,769	195,118	195,634	197,767	200,140

確保方策の考え方

乳幼児保護者にとって身近な子育て支援施設で事業を実施しています。今後も現行の体制を維持し、乳幼児親子が集える場、子育てについて相談できる場を提供していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(箇所数・か所)	65	65	65	65	65

※確保方策は箇所数で記載します。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

事業概要

幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業です。

実施場所

幼稚園

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間延べ利用(人日)	63,419	46,604	56,151	53,220	55,519

量の見込み

年間延べ利用希望(人日)	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号による利用	5,687	5,402	5,166	5,029	4,975
2号による利用	75,159	71,400	68,281	66,468	65,749
計	80,846	76,802	73,447	71,497	70,724

確保方策の考え方

今後、私立幼稚園と協議するとともに、確保方策について検討していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(年間延べ利用・人日)	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000

②①以外の一時的預かり事業

事業概要

一時的に子どもの保育が必要なときに預かる事業です。

実施場所

①認可保育所・認定こども園の一時保育

クラス定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」と、専用室で子どもを預かる「専用室型」があります。

②ひろば型一時保育

日常的に保護者と乳幼児が集う場所で、就学前の子どもを預かる事業です。

③ファミリーサポート事業

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

④障害幼児一時保育

子ども総合センター児童発達支援センター「あいあい」で、心身の発達に心配のある子ども（3歳～就学前）を預かる事業です。

利用実績

年間延べ利用(人日)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認可保育所、 認定こども園の一時保育	17,480	10,527	12,517	13,908	14,851
ひろば型一時保育	4,025	1,581	2,183	2,724	3,230
ファミリーサポート事業	14,187	8,349	8,017	8,067	7,254
障害幼児一時保育	437	337	257	267	295
計	36,129	20,794	22,974	24,966	25,630

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用希望(人日)	48,182	46,856	46,024	45,800	45,927

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続し、より利用しやすい事業としていきます。ファミリーサポート事業については、会員数は年々増加していますが、会員の要望にあわせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(年間延べ利用・人日)	69,001	69,204	69,413	69,615	69,818

(6) 病児保育事業

事業概要

子どもが病気の時、又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業です。

実施場所

- ①病児・病後児保育室（わらべうた四谷病児室、しんじゅくいるまこども園）
- ②病後児保育室（原町みゆき保育園、オルト保育園、新宿こだま保育園）、体調不良児対応型（原町みゆき保育園、オルト保育園、新宿こだま保育園、とちょう保育園）
- ③ファミリーサポート事業

利用実績

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
病児・病後児保育室	箇所数(か所)	2	2	2	2	2
	年間延べ利用(人日)	1,027	164	406	604	853
病後児保育室	箇所数(か所)	3	3	3	3	3
	年間延べ利用(人日)	272	86	138	180	82
体調不良児対応型	箇所数(か所)	4	4	4	4	4
	年間延べ利用(人日)	543	302	578	541	824
ファミリーサポート事業	年間延べ利用(人日)	17	7	32	10	27
計(年間延べ利用)		1,859	559	1,154	1,335	1,786

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用希望(人日)	6,302	6,119	5,997	5,956	5,965

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(年間延べ利用・人日)	9,091	9,148	9,206	9,263	9,320

(7) ファミリーサポート事業（就学後）

事業概要

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

実施機関

新宿区ファミリー・サポート・センター

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間延べ利用(人日)	5,870	2,315	2,956	3,570	3,604

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用希望(人日)	5,092	4,947	4,756	4,544	4,310

確保方策の考え方

会員数は年々増加していますが、会員の要望にあわせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(年間延べ利用・人日)	6,302	6,384	6,465	6,546	6,627

(8) 養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門職等のヘルパーを派遣し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実施機関

子ども総合センター、子ども家庭支援センター

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用(人)	350	350	350	350	350

確保方策の考え方

子ども総合センター・子ども家庭支援センターの有資格者、及び業者委託により事業を実施します。なお、業者委託に関しては、「(14)子育て世帯訪問支援事業」と一体的に実施します。

確保方策

委託事業者は1事業者で、専門職等のヘルパー(153名)により相談支援を実施します。併せて、区職員(有資格者35名)による相談支援も実施します(令和6年4月1日現在)。

(9) 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

また、令和6年度より、「こども家庭センター型」を新設しました。母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営する体制を整備することにより、地域の全ての妊産婦や子育て家庭などに対して、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行う事業です。

実施場所

【基本型】子ども総合センターや子ども家庭支援センター（信濃町、榎町、中落合、北新宿）の親と子のひろば、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーの

【こども家庭センター型】子ども総合センターや子ども家庭支援センター（信濃町、榎町、中落合、北新宿）が、保健センター（牛込、四谷、東新宿、落合）や健康づくり課と連携して、事業を実施していきます。

実施箇所数

箇所数(か所)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基本型	7	7	7	7	7

※こども家庭センター型の類型は令和6年度から開始

量の見込み

箇所数(か所)	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
基本型	7	7	7	7	7
こども家庭センター型	5	5	5	5	5

※量の見込みは箇所数で記載します。子ども総合センター、子ども家庭支援センターは、おおむね2特別出張所に1か所程度設置しています。

確保方策の考え方

情報提供、相談、助言、関係機関との連絡調整等を行うことから、妊産婦や子育て家庭などにとって身近な場所で、事業を実施します。

確保方策

箇所数(か所)	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
基本型	7	7	7	7	7
こども家庭センター型	5	5	5	5	5

※確保方策は、箇所数で記載します。

(10) 妊婦健康診査

事業概要

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関等に委託して実施します。そのうち、妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検査の費用の一部などを助成します。

実施場所

妊婦健康診査実施医療機関等

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診人数(人)	2,867	2,793	2,648	2,596	2,422
受診延べ回数(回)	29,706	28,616	28,705	26,744	25,519
一人当たりの健診回数(回)	10.4	10.2	10.8	10.3	10.5

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
受診人数(人)	2,335	2,353	2,386	2,419	2,449
受診延べ回数(回)	25,218	25,412	25,769	26,125	26,449

※受診延べ回数は、受診者×一人当たりの健診回数としています。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施場所	妊婦健康診査実施医療機関等				
実施体制	実施医療機関等の体制による				
検査項目	(1)妊婦健康診査 ① 1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)・C型肝炎、風疹(風疹抗体価検査) ②2回目～14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST(ノン・ストレス・テスト) (2)超音波検査 (3)子宮頸がん検診(子宮頸部細胞診検査)				
実施時期	通年				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問する事業です。子どもの発育、健康状態等の確認と母親の健康や子育ての相談を受けます。区では、すすく赤ちゃん訪問の中で実施します。

実施機関

保健センター、健康づくり課

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間延べ利用(人)	2,303	2,084	2,168	1,982	1,988

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児人口推計(人)	1,960	1,982	1,998	2,026	2,054

※0歳児人口推計を量の見込みとしています。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
実施体制	1 訪問人員 60人程度(助産師、保健師等) 2 実施機関 ①牛込保健センター ②四谷保健センター ③東新宿保健センター ④落合保健センター ⑤健康づくり課 3 訪問事業以外のフォロー体制 ①はじめまして赤ちゃん応援事業(妊婦と生後4か月児までの子を持つ母親を対象とした講話、情報交換、個別相談) ②育児相談 ③産婦健康相談				

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実施機関

保育指導課

実施についての考え方

民間事業者への支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の支援、開設後の支援（巡回支援含む）等を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実施についての考え方

今後の状況を踏まえ、実施の可否も含めて検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

子育てに対して不安・負担を抱える家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援・相談等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を整え、虐待の未然防止を図る事業です。

実施機関

子ども総合センター、子ども家庭支援センター

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用(人)	420	420	420	420	420

確保方策の考え方

現行の新宿区養育支援訪問等事業における家事・育児支援を継続し、業者委託により、「(8) 養育支援訪問事業」と一体的に事業を実施します。

確保方策

委託事業者は2事業者で、ヘルパー(688名)により、家事・育児支援を実施します(令和6年4月1日現在)。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える子どもに対して、居場所となる拠点を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習の支援、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談等を行うことにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間延べ利用(人)	30	30	30	30	30

実施についての考え方

既存の社会資源を活用しつつ、関係機関と連携しながら対応していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業概要

子育てに悩み・不安を抱える保護者とその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけてもらうことで、親子間における適切な関係の構築を図る事業です。

実施場所

子ども総合センター

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年間利用数(実人数)	12	12	12	12	12

確保方策の考え方

今後も継続して本事業を実施することで、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を提供していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(実人数)	16	16	16	16	16

(17) 産後ケア事業

事業概要

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

実施場所

ショートステイ型、デイサービス型：区が指定する医療機関、助産院
アウトリーチ型：利用対象者の家庭

利用実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ショートステイ型延べ(人日)	-	-	341	502	787
デイサービス型延べ(人日)	-	-	-	-	62
アウトリーチ型延べ(人日)	-	-	-	-	98

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
ショートステイ型延べ(人日)	2,490	2,518	2,537	2,573	2,609
デイサービス型延べ(人日)	127	128	129	131	133
アウトリーチ型延べ(人日)	285	288	290	295	299

確保方策の考え方

産後ケア事業の利用者数は毎年増加しています。必要に応じて支援施設の数やサービス内容の拡充を図っていきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
ショートステイ型延べ(人日)	2,660	2,660	2,660	2,660	2,660
デイサービス型延べ(人日)	138	138	138	138	138
アウトリーチ型延べ(人日)	750	750	750	750	750

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により心身の状況、置かれている環境等を把握するとともに、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行います。

実施場所

保健センター、健康づくり課

量の見込み

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
面談等回数(回)	7,497	7,581	7,641	7,749	7,857

確保方策の考え方

妊娠届出時に、出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）として1回目の面談をします。その後、妊娠7か月頃を目安にアンケートを実施し、希望者に対して2回目の面談を行います。出産後に、すくすく赤ちゃん訪問の中で3回目の面談を実施します。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
面談等回数(回)	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400

(19) 乳児等通園支援事業

事業概要

保育所等に入所していない子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助等を行う事業です。

量の見込み

定員数(人日)	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	39	39	40	40	41
1歳児	41	40	41	41	41
2歳児	27	26	26	26	26
計	107	105	107	107	108

実施についての考え方

今後、国の詳細な制度設計が示された段階で、令和8年度以降の実施に向けた実施方法や、内容等について検討していきます。

確保方策

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保数(定員・人日)	-	-	-	-	-

7

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

区では、平成17年9月に区立幼稚園と保育園の合同保育を開始後、平成19年4月には東京都認定こども園第1号となる幼保連携型の四谷子ども園を開設するなど、教育と保育の一体的提供の充実に努めてきました。この取組の結果、現在は、区立の幼保連携型3園、保育所型7園、私立の保育所型7園の認定こども園があります。

認定こども園は、0歳から小学校就学前までの子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、子ども園では「就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う」「子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する」「子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざす」といった理念を柱とする「新宿区子ども園の理念」に基づいて、教育・保育を実施しています。

(2) 就学前児童の教育・保育の質の向上

区の就学前児童を対象とした教育・保育施設として、保育園、子ども園、幼稚園等があります。区と教育委員会は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「新宿区教育ビジョン」及び「新宿区子ども園保育・教育指針」などを踏まえ、各施設の教育・保育内容の基本的な計画となる全体的な計画を作成しています。

また、職員が交流し、それぞれが培ってきた教育・保育内容を共有することにより、施設の種別を問わず、教育・保育の質の向上を図っていきます。

具体的には、保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や交流保育、公開保育などを実施し、教育・保育に携わる職員の共通理解を深めているほか、小学校を中心とした保・幼・子・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携などを通じ、教育・保育の質の向上を推進していきます。

保育士等と幼稚園教諭の合同研修に対する支援

- 教育・保育に携わる職員を対象とした実技・保育理論等の研修実施
- 各園で実施する研修経費の補助

交流・連携

- 保・幼・子・小合同会議の実施
- カリキュラムや指導方法の改善、研究
- 交流保育、公開保育の実施

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 施設等利用給付認定

認可外保育施設等の子ども・子育て支援施設等を利用する方が、利用料の上限額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定と同様に、保育を必要とする事由によって施設等利用給付認定を受ける必要があります。

今後も、対象となる方が公平に施設等利用費の支給を受けられるよう、広く周知を行っていきます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認

子ども・子育て支援施設等のうち、認可外保育施設等を利用する場合の施設等利用費の支給にあたっては、施設又は事業を行う者からの申請に基づく区の確認を受けた施設等である必要があります。

今後新たに事業を開始する者に対しては、丁寧な周知を行うとともに、申請のない施設又は事業者には勧奨を行う等、要件を満たす保護者の経済的負担の軽減につながるよう、東京都と連携し、適切な確認を行っていきます。

(3) 施設等利用費の支給

施設等利用費の支給を受けるには、施設等利用認定を受けた保護者が区に請求をする必要があります。

区では、請求の際に必要な添付書類である領収証等を簡素化するとともに、複数の施設や事業を利用した場合でも請求窓口を一元化するなど、わかりやすい仕組みを作ることで、保護者の利便性を高めています。

このことは、施設等利用費の過誤払いの防止にもつながることから、公正かつ適正な給付事務を確保していきます。

(4) 指導監督の実施

特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して、指導監査を行っています。また、東京都が実施する立入調査及び巡回指導に立ち合い、保育の実施状況の把握を行っています。

今後も引き続き、東京都と連携し、保育の質の向上を図っていきます。



資料編

- 1 事業一覧
- 2 協議等活動記録
- 3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成
- 4 新宿区子ども・子育て会議の構成
- 5 子ども Web アンケートの結果概要
- 6 新宿区次世代育成協議会条例
- 7 新宿区子ども・子育て会議条例
- 8 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱
- 9 関連する法令

1 事業一覧

施策目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

施策1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

1-1-1 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

※表中の網掛けは、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。

※表中の担当課は、令和7年4月1日現在のものです。

番号	事業名	事業の概要	担当課
1	子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議するとともに、必要に応じて調査・勧告・意見発表等、必要な措置を行います。また、小・中学校に人権相談カードを配付し、相談事業を実施します。	総務課
2	人権教育の推進	人権尊重教育推進校を指定して、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通じて成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	教育指導課
3	子どもの施策への参画促進	[小・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通じて区政に対する参画意欲を高めていきます。 [施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の整備計画への参加等において、子どもの参画を促していきます。	子ども家庭課 子育て支援課 みどり公園課
4	キッズページの運営	区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。	区政情報課
5	こどもホームページの充実	新宿区立図書館ホームページの「こどもページ」で、行事のお知らせやおすすめの本の紹介をしています。これからも内容の見直しや工夫をして、「こどもページ」の充実を図ります。	中央図書館
6	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー・コーディネーターが核となり、ヤングケアラーに関する相談窓口の周知を行うとともに、必要に応じて、関係機関等と連携を図り、適切な支援を行っていきます。	子ども相談支援課

1-1-(2) 虐待から子どもを守るための取組

番号	事業名	事業の概要	担当課
7	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を運営しています。 また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に位置付け、保護や支援が特に必要な子どもやその保護者及び妊婦に適切な支援をするために、関係機関が必要な情報の交換や支援内容の協議を行うとともに、子どもに関わる機関に向けて「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を配付しています。 なお、令和6年度からは「虐待防止等部会」と「子育て包括支援部会」を一本化して「こども家庭センター予防的支援部会」を設置し、子育て世代の包括的支援体制を推進しています。	子ども相談支援課
8	子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所では、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども相談支援課
9	養育支援訪問等事業	養育の支援が特に必要であると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的なヘルパーを派遣し、養育に関する助言・指導等を行う「養育支援訪問事業」と掃除・洗濯等の家事・育児支援、保育園等の送迎を行う「子育て世帯訪問支援事業」を併せて実施することで、養育環境の改善や養育力の向上による子どもの健全な成長と、虐待防止を図ります。	子ども相談支援課
10	子育て短期支援事業（要支援家庭を対象とした子どもショートステイ）	保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において子どもの養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。	子ども相談支援課
11	親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）	子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけることを目的として、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	子ども相談支援課
12	小学校低学年のための学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう子どもに対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、子どもの自己肯定感を高めることを目指します。	子ども相談支援課
13	女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	生活福祉課
14	児童相談体制の整備	虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきます。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。	子ども相談支援課

1-1-(3) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組

番号	事業名	事業の概要	担当課
15	学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	教育指導課
16	いじめによる重大事態調査委員会及びいじめによる重大事態等に関する協議会の運営	いじめによる重大事態が発生した際に、第三者の専門家(法律・医療・学識経験)で構成する「いじめによる重大事態調査委員会」が事実関係の調査等を行います。平常時には「いじめによる重大事態等に関する協議会」の中で、区におけるいじめの現状や課題について情報共有を行い、重大事態発生時に迅速かつ適切に調査できる体制を作ります。	教育指導課
17	不登校児童・生徒への支援	不登校対策については、教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組について全区立学校に周知していきます。また、各種資料の配布や専門家を活用した研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。つくし教室では、学校と連携を図りながら支援を進めていきます。さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っています。不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働きかけを行うだけでなく、不登校の状況であっても、多様な教育機会を確保していくことが重要です。今後もつくし教室とともに、つくし教室への通室を希望していても、通室が難しい児童・生徒のための図書館等を活用した「けやきルーム」による支援に取り組みます。また、東京都の取組であるチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置や不登校対応巡回教員を配置することで支援を強化していきます。さらに、専門人材やフリースクール等の民間施設との連携に関する検討などを進め、多様な教育機会の確保ができるよう取り組んでいきます。	教育指導課
18	いじめ不登校の予防やよりよい学級集団づくりのためのアンケートの実施	いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。	教育指導課
19	スクールカウンセラーの配置	小学校及び中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小・中学校に週1～2回配置します。	教育支援課
20	教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。また、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」や1人1台タブレット端末からの相談(新宿区子ども相談フォーム)を受けます。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
21	つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、それぞれの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、自分の進路の実現や社会的な自立を支援します。	教育支援課
22	情報モラル教育の推進	学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報を正しく安全に利用できるよう、様々な教育活動を通じて情報モラル教育を推進します。また、家庭への働きかけの側面からも情報モラル教育の理解促進を図ります。	教育指導課

施策1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

1-2-（1） 質の高い学校教育の推進

番号	事業名	事業の概要	担当課
23	学校サポート体制の充実	学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	教育指導課
24	学校評価の充実	区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。	教育指導課
25	ICTを活用した教育の充実	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。さらに、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、ICT環境の運用を適切に進めるとともに、各学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動を支援します。	教育指導課
26	創意工夫ある教育活動の推進	各区立学校及び幼稚園が、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
27	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校として、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりを推進していきます。	教育支援課
28	スクールスタッフの活用	授業や課外活動等に協力できる地域人材等を学校が配置できるよう支援します。	教育支援課
29	キャリア教育の推進	児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に、各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。	教育支援課
30	スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	教育支援課
31	外国人英語教育指導員の配置	小学校における英語教育では、低学年から英語に関する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。このことから、外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	教育支援課
32	サイエンス・プログラムの推進	児童・生徒の理科に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。	教育支援課
33	院内学級の運営（特別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	教育支援課
34	ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、コミュニケーション能力の向上に向けて、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	教育指導課
35	英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
36	学校の法律相談体制の整備	学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の特長性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応できる環境を整備します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	教育指導課
37	部活動運営支援事業	「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。また、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。	教育支援課
38	放課後等学習支援	学習内容の習得が十分でない学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対する指導と、学習習慣が定着している児童・生徒に対する自学自習のための支援を行うため、学校が必要に応じて、スクールスタッフを配置できるよう支援します。	教育支援課

1-2-(2) 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
39	発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。また、切れ目のない支援を行えるよう、必要に応じて関係機関と連携します。子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。	子育て支援課
40	児童発達支援・放課後等デイサービス <子ども総合センター>	児童発達支援においては、就学前の心身に障害のある子どもや心身の発達に心配のある子どもの自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動等を通して、発達を支援します。放課後等デイサービスにおいては、小学校2年生までの子どもを対象に、一人ひとりの状態に合わせて発達を支援します。	子育て支援課
41	在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある子ども及び心身の発達に心配のある子どもが、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	子育て支援課
42	在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	教育支援課
43	児童福祉法に基づく児童発達支援	発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、医療的ケアにも対応している事業所ができてきています。	障害者福祉課
44	障害児等巡回保育相談<認可保育園・認定こども園等>	障害児及び個別配慮児を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害や発達に合わせて保育や対応への知識を深めることを目的として、臨床発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、認可保育園・認定こども園等を巡回します。	保育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
45	ことばの教室	ことばやきこえに課題のある区内在住の幼児及び小・中学生に対して、「言語聴覚士」の資格を持つ専門の指導員による個別指導を行います。	教育支援課
46	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給等）	[補装具等の支給]：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。 [障害者歯科診療]：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 [その他]：紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
47	在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	保健センター
48	巡回相談の実施	学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	教育支援課
49	特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒に対する教育的支援について特別支援教育推進員を適切に配置し、学級内の指導体制を充実します。 また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し、適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態を踏まえた指導・支援を行います。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、医療的ケアの必要な児童・生徒の受け入れについて適切に対応していきます。	教育支援課
50	まなびの教室（特別支援教室）	通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。	教育支援課
51	障害者理解教育の推進	全区立学校において、障害者スポーツ体験（ゴールボール、車椅子バスケットボール、ブラインドサッカー、ボッチャ、座位バレーボールの中から1種目）を実施し、体験と合わせて区が作成した教材を活用した事前・事後学習を行うことで、障害者理解教育を推進します。学習では、多様な障害を取り上げ、聴覚障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解を深めていきます。	教育指導課

施策1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

1-3-(1) 心とからだの栄養素 「遊び」

番号	事業名	事業の概要	担当課
52	児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援	子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。	子育て支援課
53	未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	子育て支援課
54	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	子育て支援課
55	みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	みどり公園課
56	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	みどり公園課
57	スポーツコミュニティの推進	スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験）等を実施します。	生涯学習スポーツ課

1-3-(2) 心とからだの栄養素「文化・芸術」

番号	事業名	事業の概要	担当課
58	文化体験プログラムの展開	気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等の連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	文化観光課
59	乳幼児文化体験事業	地域団体等と連携して、乳幼児の親子等を対象に、わらべうたあそび等の地域に根差した文化体験事業を実施し、子どもの生きる力と豊かな心を育みます。	文化観光課
60	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実	日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室(日本舞踊・落語・和妻・能楽[狂言])を実施するとともに、中学校では、区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
61	学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置し、図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス、読書活動を支援します。 また、全小学校の学校図書館を放課後に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。	教育支援課
62	子ども読書活動の推進	子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	中央図書館
63	絵本でふれあう子育て支援	乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健康診査（3～4か月児）の際に絵本を配布し、産婦歯科相談及び育児相談の際に読み聞かせを行います。また、3歳児健診の際にも絵本の引換券を配付するほか、図書館のおはなし会への案内を実施します。これらの取組を通じて、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。	中央図書館
64	図書館サポーター（読み聞かせ）の育成	子どもたちへの読み聞かせのため、図書館サポーターの育成、スキルアップを図ります。	中央図書館
65	新こども図書館の検討	新中央図書館等の建設に併せて、新こども図書館の整備について検討します。	中央図書館
66	病院配本サービスの推進	区内3病院に入院・通院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施します。	中央図書館

1-3-(3) 心とからだの栄養素「食」

番号	事業名	事業の概要	担当課
67	もぐもぐごっくん支援事業	口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。	保健センター
68	1歳児食事講習会	1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	保健センター
69	離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	保健センター
70	栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	保健センター
71	メニューコンクール	中学生を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。	健康づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
72	食育講演会	健全な食生活が実践できるよう、また、食に関する活動に役立ててもらうことを目的として講演会を行います。	健康づくり課
73	児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。	健康づくり課
74	食育講座	児童館等において親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。	健康づくり課 保健センター
75	認可保育園・認定こども園での食育の推進	献立表や給食だよりなど家庭への配付物や園児を対象とした手作りの教材を用いて行うお話やクイズ、調理実演等の食育指導を通じて食に関する情報提供や食事やマナーについての指導を行います。	保育課
76	学校（園）における食育の推進	各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	教育指導課
77	「食」を通じた健康づくりネットワーク	区の食育に関わる個人・団体から広くネットワーク参加団体を募集し、団体間での講座の開催、相互協力の実施等、各々の特徴を活かした食育の推進を図ります。	健康づくり課

施策1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて

番号	事業名	事業の概要	担当課
78	若者のつどい	20代から30代までの若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催します。若い人たちの交流の場を提供し、参加者の区の施策や事業への関心と理解を深めます。	男女共同参画課
79	若者対象講座	若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワメントのための講座を開催します。	男女共同参画課
80	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢・性別を問わず、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な全ての人に対し、総合的な就労支援を行います。	消費生活就労支援課
81	子ども・若者総合相談	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭課
82	消費者教育の推進	「消費者市民社会」を実現するための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。	消費生活就労支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
83	自殺総合対策	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）、ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業、地域におけるネットワークの強化や普及啓発、自殺対策を支える人材育成など、区を挙げて自殺対策を推進しています。第2期新宿区自殺対策計画（令和5年度～9年度）の策定を機に、若者・女性の自殺者数の増加など、喫緊の課題に対応するため、「自殺対応の専門家による職員向け支援」や「新宿区自殺総合対策会議」の部会にあたる「若者・女性支援検討部会の運営」等、若年層への支援の強化を図ります。	健康政策課
84	児童館、児童コーナーにおける居場所の充実	日常の遊びや行事等を通じて、乳幼児親子から小・中学生、高校生の居場所づくりを推進しています。子ども家庭支援センターの一部で、中高生の専用スペースを設ける等、家庭や学校以外の居場所として安心して過ごせるよう環境づくりを行っています。	子育て支援課
85	児童館、児童コーナーにおける相談対応	身近な相談場所として、乳幼児、小中学生・高校生の子どもや保護者からの相談に対応しています。	子育て支援課

施策1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

番号	事業名	事業の概要	担当課
86	多文化共生につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	多文化共生推進課
87	友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市（ドイツ・ベルリン市ミッテ区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の区民が、交互に行き来する交流事業を実施します。	多文化共生推進課
88	友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	友好都市（中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の児童・生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催します。	多文化共生推進課
89	英語キャンプ	児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通じて自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	教育支援課
90	創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、各校が特色ある教育活動を展開することで、児童・生徒が心身の調和的発達を遂げられるようにします。	教育指導課

施策目標2 健やかな子育てを応援します

施策2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組

番号	事業名	事業の概要	担当課
91	母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	保健センター
92	妊婦健康診査	妊娠中に委託医療機関等において健康診査を行うことで、妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	健康づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
93	妊婦歯科健康診査	妊娠中に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	健康づくり課
94	多胎妊娠に伴う妊婦健康診査助成	多胎妊娠に伴い妊婦健康診査受診票14回分を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した際の費用の一部を助成します。	健康づくり課
95	出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)	全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、支援が必要な妊婦を継続的に支援していくとともに、産後うつ予防や虐待予防を図ります。また、妊娠届出時に専門職と面接された方に、ゆりかご応援ギフトを支給します。	健康づくり課 保健センター
96	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と生後4か月までの子どもがいる母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	保健センター
97	妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	保健センター
98	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行います。	健康づくり課
99	助産施設への入所	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦の方を対象に、出産費用を公費で負担します。	児童育成担当課
100	初回産科受診費用助成事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、住民税非課税世帯・生活保護世帯に属する妊婦を対象に、初回産科受診に要した費用の一部を助成します。	健康づくり課
101	家事育児サポート事業（産前産後支援）	育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（ヘルパー又は産後ドゥーラ）を派遣することによって、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。	子育て支援課
102	利用者支援事業（こども家庭センター型）	母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。	子ども相談支援課 健康づくり課 保健センター
103	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が安心して子育てができるよう支援します。	健康づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
104	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）等の支援と組み合わせて、妊婦であることの認定後に妊婦支援給付金を支給します。また、すくすく赤ちゃん訪問等と組み合わせて、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、その人数に応じて妊婦支援給付金を支給します。	健康づくり課

施策2-2 子どもの健やかな成長のために

2-2-（1）乳幼児の健やかな発達支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
105	親と子の相談室	3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	東新宿保健センター
106	はじめまして赤ちゃん応援事業（子育て世代のストレスマネジメントの講話）	子育てでの不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業（妊婦とおおむね4か月児までの乳児がいる母親を対象とした事業）において、ストレス対処法についてミニ講話を行い、同内容のリーフレットを配布します。	保健センター
107	オリーブの会（MCG）MCG：Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループです。専門相談員や保健師によるグループ相談を通じて、悩みや問題の軽減を図ります。	東新宿保健センター
108	すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	健康づくり課 保健センター
109	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行います。	健康づくり課 保健センター
110	新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を継続的に支援します。	健康づくり課 保健センター
111	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	デンタルサポーターとして登録されたかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、学校、かかりつけ歯科医、子育て専門職、地域活動歯科衛生士等の育成及び連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。	健康づくり課
112	育児相談・育児グループ	乳幼児の心や身体健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。また、多胎児がいる保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。	保健センター

番号	事業名	事業の概要	担当課
113	すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、発達障害の早期発見や療育の相談を行います。	牛込保健センター
114	バースデーサポート事業	母子保健事業と関わる機会が少ない1歳6か月から2歳児を育てる家庭に対し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭状況の把握等を行い、相談支援の強化を図ることを目的に、1歳6か月児健診を受診後、子育てを応援するギフトを支給します。	健康づくり課
115	多胎児家庭への移動支援事業	多胎児がいる世帯を対象に、乳幼児健診や予防接種、交流会などのための移動に係る経費を補助します。	健康づくり課
116	家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	保健センター
117	子どもに関する医療情報の提供	家庭において子どもの急な傷病に対応できるよう、子どもによくある症状や病気への対処方法や、医療機関等について情報提供します。	健康づくり課
118	産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4か月児健診時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行っています。	保健センター
119	未熟児、発育・発達の支援を要する子どもへの対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発育・発達の支援を要する子どもの早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	保健センター
120	歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」「にこにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施しています。	保健センター
121	ぜん息予防アレルギーミニ講座	妊婦や就学前親子を対象とした講座を行います。	健康政策課
122	予防接種	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	保健予防課
123	小児夜間診療	夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	健康政策課
124	休日診療	日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	健康政策課

2-2-(2) 学童期から思春期までの健康づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
125	小・中学生への喫煙防止に関する普及啓発事業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図ります。	健康づくり課
126	出張健康教育	学校や施設へ出向いて、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・依存症予防・こころの健康などについて、学童期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	保健予防課 保健センター

番号	事業名	事業の概要	担当課
127	10代のこころの健康に関する普及啓発	思春期のこころの不調に周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐため、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、こころの健康に関する普及啓発の強化を図っています。	保健予防課 保健センター
128	健康相談	保健センターでは、思春期からのこころと身体の相談を「精神保健相談」などで受けています。	保健センター
129	小児生活習慣病予防健診	生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を勧奨します。	学校運営課
130	セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	教育指導課
131	スポーツへの関心と体力の向上	小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。 また、子どもの体力の現状を把握・分析し、効果的な体力づくりを推進するため、全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	教育指導課

施策目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

施策3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

3-1-1 子育て支援サービスの充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
132	認可保育園・認定こども園等における一時保育の実施	緊急の事情（出産、病気、裁判員として従事等）や育児疲れの解消、会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、認可保育園・認定こども園で生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。	保育課
133	区立認可保育園・認定こども園の管理運営	保護者の就労等を支えるとともに、就学前の子どもの成長と発達を見据え、多様な遊びや体験を推進しながら、教育・保育を行います。 また、延長保育、障害児保育及び医療的ケア児保育などにより、保護者のニーズに応えるとともに、子どもの発達を適切に支援していきます。	保育課
134	保育所への保育委託（私立認可保育園）	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもへの費用を支弁します。	保育指導課
135	認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・地域型保育事業）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	保育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
136	ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。	子育て支援課
137	ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。	子育て支援課
138	家事育児サポート事業 （ベビーシッター利用支援事業）	保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成します。（利用対象は0歳～満6歳に達する年度の末日までにある児童）	子育て支援課
139	母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	児童育成担当課
140	子育て短期支援事業(従来型子どもショートステイ)	病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が昼夜を通して子どもの養育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭等で子どもを預かります（利用対象は生後60日から18歳未満の子ども）。また、養育環境等により、その子どもが一時的に保護者と離れることを希望している場合、保護者の了承のうえ、区内の協力家庭等で子どもを預かります。	子ども相談支援課
141	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整っていない子ども（生後60日～18歳未満）を、協力家庭等で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	子ども相談支援課
142	障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なとき、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります（平日及び土曜、月3回まで）。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	子育て支援課
143	子育て訪問相談事業	豊富な経験に基づく相談員による訪問相談を行います。	子ども相談支援課
144	家庭訪問型子育てボランティア推進事業	未就学児(6歳以下)がいる家庭に、一定の研修を受けたホームビジター(ボランティア)が、週1回2時間程度、4～6回無償で訪問します。訪問先では「傾聴」(話を聞き)・「協働」(一緒に何かをする)等の活動を行うことにより、訪問した家庭(親)が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりを応援します。	子育て支援課
145	子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	保育指導課 子育て支援課 保健センター 教育支援課
146	地域子育て支援拠点事業	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立認可保育園、認定こども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	保育指導課 子育て支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
147	幼稚園子育て支援事業の実施	区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。 また、区内の私立幼稚園でも多くの園で未就園児預かり保育事業、子育て相談、園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。	学校運営課
148	子どもと家庭の総合相談	保護者の子育ての不安や悩み等に対する相談やアドバイスを行います。	子ども相談支援課
149	子育て相談体制の充実	相談担当職員の専門性を向上させる研修を通じて相談体制の充実を図ります。	子ども相談支援課
150	利用者支援事業（基本型）	子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろばや、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課
151	子育て支援情報の発信	スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠期から未就学児のいる方を主な対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ&マップ」機能も、アプリから利用することができます。 また、子育て支援に関する情報をまとめた冊子（新宿はっぴー子育てガイド）を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に配付します。	子ども家庭課

3-1-(2) 経済的な支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
152	児童手当	「18歳到達後最初の3月31日までの児童」を対象に手当を支給します。	児童育成担当課
153	児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害のある場合は20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。	児童育成担当課
154	特別児童扶養手当	「20歳未満で、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、愛の手帳1～3度程度、又は精神障害や複数の障害により、日常生活に著しく制限を受ける児童」を養育している人に支給します。	児童育成担当課

番号	事業名	事業の概要	担当課
155	児童育成手当（育成手当・障害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	児童育成担当課
156	子ども医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	児童育成担当課
157	誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表すために、誕生祝品（木工製品、絵本ガイドブック）を支給します。	児童育成担当課
158	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事業開始、住宅改修、修学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。	児童育成担当課
159	ひとり親家庭等医療費助成	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害のある場合は20歳未満）」を養育しているひとり親家庭の親と児童に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	児童育成担当課
160	認可保育園・認定こども園等の保護者の負担軽減	子育て世帯の負担軽減の観点から、3～5歳児クラスの全ての子どもの基本保育料を無償化しています。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。	保育課 保育指導課
161	認可保育園・認定こども園等の保護者の多子世帯負担軽減	多子世帯の負担軽減の観点から、0～2歳児クラスの第2子以降の全ての子どもの基本保育料を無償化しています。また、認証保育所については、第2子以降について多子世帯に係る助成を実施します。	保育課 保育指導課
162	区立幼稚園保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、区立幼稚園の入園料と保育料を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化しています。また、保育の必要性の認定が受けられない場合でも、世帯の所得状況に応じ減額を行い、さらなる保護者の負担軽減を図ります。	学校運営課
163	私立幼稚園保護者の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、私立幼稚園保護者の負担軽減を図ります。	学校運営課
164	島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英資金として支給します。	総務課
165	障害児通所支援の負担軽減	児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用者負担（定率負担）10%を3%に軽減します。	障害者福祉課
166	児童発達支援における食費の負担軽減	児童発達支援の利用時に提供される食事について1食あたり550円を限度に支給します。（ただし、課税世帯第1子の0歳児から2歳児を除く）。	障害者福祉課

番号	事業名	事業の概要	担当課
167	学童クラブの利用料の減免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額します。	子育て支援課
168	心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）。	障害者福祉課
169	心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
170	重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
171	障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
172	養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合に、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康づくり課
173	育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある子どもが生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康づくり課
174	大気汚染医療費の助成	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。4疾病：気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺がん（一定の要件有） ※新規認定は18歳未満の子どもが対象	健康政策課
175	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の子どもで対象慢性疾患の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	保健予防課 保健センター
176	難病医療費等助成	国や東京都が指定する難病の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	保健予防課 保健センター
177	認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成（認可保育園等の保育料との差額）を行っています。第2子以降の場合は助成額を上乗せします。	保育指導課
178	認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成（認可保育園等の保育料との差額）を行っています。第2子以降の場合は助成額を上乗せします。	保育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
179	区立スポーツ施設における子どもが在籍する団体の利用料金減額	区立スポーツ施設における子どもが在籍する団体に対する貸切利用料金を減額します。	生涯学習 スポーツ課
180	認可保育園・認定こども園〔保育園機能〕等の保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、認可保育園等に通っている3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費については、保護者からは徴収せず、公費負担とします。	保育課 保育指導課
181	認定こども園〔幼稚園機能〕の保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課 保育指導課
182	施設等利用給付 (その他認可外保育施設)	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた認証保育所及び認可外保育施設を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を支給します。	保育指導課
183	施設等利用給付 (一時保育事業等)	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた一時保育、ひろば型一時保育、私立認定こども園の預かり保育等を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を支給します。	保育指導課

3-1-(3) 子どもの貧困の解消に向けた取組

番号	事業名	事業の概要	担当課
184	次世代育成支援推進本部の運営 (子どもの貧困の解消に向けた対策)	全庁各部の連携の下、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を含めた本計画の事業の進捗管理等を行うとともに、「新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標」に基づく各施策の効果の把握や検証をしています。	子ども家庭課
185	生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に、生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援を業務委託により実施します。	生活福祉課 保護担当課
186	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	生活福祉課 保護担当課
187	生活困窮世帯の子どもへの学習支援	生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の子ども並びにこれらの保護者を対象に、学習・生活支援を実施します。また、早期から子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択など、本人の意向を踏まえた多様な進路選択ができるような環境を整えます。	生活福祉課 保護担当課
188	生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。	生活福祉課 保護担当課
189	外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学に必要な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。(所得制限あり)	多文化共生推進課
190	奨学資金の貸付	高等学校等に入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、入学の準備に要する資金の貸付を行います。	教育調整課

番号	事業名	事業の概要	担当課
191	就学援助	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	学校運営課
192	子育て支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。	子ども家庭課
193	生活保護制度 (小中学生への支援)	生活保護受給世帯の小中学生に対し、義務教育に伴って必要な教材代、学用品費、学校給食費、通学交通費等を教育扶助費として支給し、義務教育への就学を支援します。	生活福祉課 保護担当課
194	生活保護受給世帯の小中学生に対する健全育成費	生活保護受給世帯の小中学生に対し、学用品や被服の購入、夏季休暇中の校外活動、修学旅行の支度等の費用を支給することにより、就学を援助し、心身の健全な育成を図ります。	生活福祉課 保護担当課
195	受験生チャレンジ支援貸付事業	収入が一定基準以下の世帯（生活保護受給世帯を除く）に対し、中学3年生・高校3年生等の学習塾等の費用及び高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は、返済免除の申請ができます。	地域福祉課
196	生活保護制度 (高校生への支援)	生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助（高等学校等就学費）として、入学料、授業料、教材代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等への就学を支援します。 また、高校生等の就労収入・給付金等のうち、大学等の進学費用にかかる経費について、収入として認定しないことにより、大学等への進学を支援します。	生活福祉課 保護担当課
197	生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学・就学準備給付金	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	生活福祉課 保護担当課

施策3-2 就学前の教育・保育環境の充実

3-2-(1) 適正な保育定員の維持

番号	事業名	事業の概要	担当課
198	適正な保育定員の維持	出生数や人口動態など、地域の実情を注視しながら、認可保育園や認定こども園と、「地域型保育事業」として家庭的雰囲気での保育を行う「家庭的保育事業」、会社等の事業主が設置する「事業所内保育事業」、自宅で保育を行う「居宅訪問型保育事業」なども含め、適切に地域の保育需要に応えられるよう、保育定員の維持・管理に努めていきます。	保育課

3-2-(2) 保育サービスの充実と質の向上

番号	事業名	事業の概要	担当課
199	特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児保育等】	保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、年末保育、休日保育、病児・病後児保育等の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。	保育課 保育指導課
200	定期利用保育の実施	パートタイム勤務等の短時間就労が常態である方の子どもを、認可保育園や認定こども園で複数月継続して保育する制度です。区内在住の生後6 か月から小学校就学前までの子どもを対象としています。	保育課
201	各種研修の充実	保育に携わる職員に対し、テーマや職層に応じた知識や技術の習得、維持・向上を目的とした研修を実施し、保育士等の専門性を高め、保育の質の向上を図ります。また、子どもの人権に関する研修等を実施し、不適切保育を防止します。	保育指導課
202	保育士等育成支援事業	集合研修として、経験年数に応じた研修や、障害児保育・テーマ別の理論・実技研修を開催し、専門性の向上を図ります。 また、各施設の人材育成ニーズにきめ細かに対応した研修を、その施設において実施します。	保育指導課
203	保育士確保の支援	私立認可保育園等や認証保育所の保育士確保を支援するため、ハローワーク新宿と連携し、就職相談・面接会を実施します。 また、区内の私立認可保育園等や認証保育所に勤務する保育従事職員等について、事業者が宿舍借り上げを行う経費の一部や、保育士資格を取得するための経費の一部を補助します。	保育指導課
204	指導検査	保育施設の適正な運営及び保育の質の向上を目的とし、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。	保育指導課
205	保育園・子ども園におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	保育指導課

3-2-(3) 幼児教育環境の充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
206	就学前教育合同研修等の充実	区立及び私立の幼稚園・認可保育園・認定こども園の職員同士が、実践的な事例や情報の共有化を図るため、合同研修や公開保育を実施します。これにより、相互理解を深めるとともに、職員の意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。	保育指導課 教育指導課
207	私立幼稚園における預かり保育の実施	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。	学校運営課
208	認定こども園〔幼稚園機能〕における預かり保育の実施	認定こども園〔幼稚園機能〕において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。	保育課 保育指導課
209	区立幼稚園における3年保育の実施	区立幼稚園全園（休園中7園を除く）で3歳児保育を実施し、幼児教育と保育環境の充実を図ります。	学校運営課

番号	事業名	事業の概要	担当課
210	区立幼稚園における預かり保育の実施	教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を区立幼稚園4園（市谷・鶴巻・花園・西戸山）で実施します。	学校運営課
211	私立幼稚園に対する補助金の交付	教職員研修、預かり保育、園児の健康管理、安全安心、特別支援等の事業に対して補助金を交付し、私立幼稚園における特色ある幼児教育の充実を図ります。	学校運営課

施策3-3 放課後の子どもの居場所の充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
212	学童クラブの充実	保護者が就労している児童等に遊びと生活の場を提供します。 学童クラブの需要の増加に対しては、民間学童クラブの誘致を含め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を検討していきます。	子育て支援課
213	各種研修の充実	学童クラブの役割、食物アレルギーへの対応、障害児及び保護者への対応、食育等、職員のスキルアップにつながる研修を実施します。	子育て支援課
214	巡回指導（障害児） ＜学童クラブ＞	年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	子育て支援課
215	中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	子育て支援課
216	放課後子どもひろばの実施	学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を区立小学校と特別支援学校で実施しています。	子育て支援課
217	学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営	放課後児童対策パッケージに基づき、両事業の一体的な運営又は連携による事業実施を行います。	子育て支援課
218	放課後子どもひろば事業の実施＜新宿養護学校＞	平成26年度より新宿養護学校で放課後子どもひろば事業を実施しています。	子育て支援課
219	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。	障害者福祉課
220	障害児等タイムケア事業	小学生・中学生・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	障害者福祉課

施策3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

番号	事業名	事業の概要	担当課
221	認可保育園等における障害児等保育	認可保育園及び認定こども園で、発達や発育に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもの個々の発達状況や健康状態等に応じて、成長を支援できるよう配慮して障害児保育を行うとともに、保護者に対する支援を進めます。また、集団保育が可能で医療的ケアが必要な子どもの保育を行います。（区立認可保育園及び認定こども園のみ）	保育課 保育指導課
222	保育所等訪問支援事業	保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適応できるよう支援を行います。	子育て支援課
223	幼稚園における特別支援教育	幼稚園で、発達や発育に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもについて、安全確保のための介護員を配置するなど、必要な支援を行いながら、幼稚園での教育活動を実施します。 さらに、特別支援教育の質の向上を図るため、臨床心理士による巡回相談を行います。 また、医療的ケアが必要な幼児については、教育時間中においても医療的行為が実施できるよう看護師を配置します。	学校運営課
224	学童クラブにおける障害児保育	障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、学童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、適切な指導や必要な支援を行います。また、集団生活が可能で医療的ケアが必要な子どもについては、学童クラブ時間中に医療的ケアが実施できるよう看護師を配置します。	子育て支援課
225	補装具費の支給	障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。	障害者福祉課
226	日常生活用具の支給	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	障害者福祉課
227	住宅設備改善	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	障害者福祉課
228	中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害者福祉課
229	障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）	障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害者福祉課
230	ペアレントメンターの活用・養成	障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある子どもを育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。	子育て支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
231	障害児者のための短期入所（ショートステイ）	家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害者福祉課
232	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図っていきます。	障害者福祉課
233	在宅医療相談窓口	看護師、保健師が在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーションなど、医療に関する専門的な相談をお受けしています。	健康政策課
234	医療的ケア児専用通学車両の運行＜新宿養護学校＞	医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない新宿養護学校在籍児童生徒の学習機会を保障するために、専用通学車両を運行します。	教育支援課
235	区立スポーツ施設における障害者の利用料金免除	区立スポーツ施設における障害者の利用料金を免除します。	生涯学習スポーツ課
236	障害のある保護者への育児支援のための居宅介護や重度訪問介護	障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合は、居宅介護や重度訪問介護が利用できます。	障害者福祉課

施策3-5 ひとり親家庭への支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
237	母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	児童育成担当課
238	生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。 ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。 ひとり親家庭への支援に向けた情報提供として「新宿区ひとり親サポートガイド」を作成しています。	児童育成担当課
239	母子家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の親の就労を促進するため指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において終業している人に訓練促進費を支給します。	児童育成担当課
240	ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育修了前（子が中学生のみの場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の子どもを扶養しているひとり親家庭の親が、残業や休日出勤などで育児・家事の手伝いが必要なとき等に、家事援助者を雇う費用の一部を助成します。	児童育成担当課
241	ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	児童育成担当課

番号	事業名	事業の概要	担当課
242	養育費確保支援事業	子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料について、その費用の一部を助成します。	児童育成担当課
243	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、児童の養育が十分にできないなどの問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	児童育成担当課

施策3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業の概要	担当課
244	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	男女共同参画課
245	働く女性応援講座	働く女性を支援するため、講座を開催します。	男女共同参画課
246	小学校高学年及び中学生向け啓発誌の配付	小学校5年生及び中学校2年生を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用します。	男女共同参画課
247	女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等（DV）防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通じて相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図ります。	男女共同参画課
248	悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行います。	男女共同参画課
249	女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談等を実施します。また、健康測定機器による健康チェックや乳房モデルを用いた乳がん等のしこりの触知体験、健康に関する図書や雑誌による情報収集などができる女性の健康支援センターの運営等を行い、女性の健康に関する正しい知識の普及と健康づくりを支援します。	女性の健康支援センター (四谷保健センター内)
250	配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催し、広くDV防止の意識啓発を行います。	男女共同参画課
251	男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	男女共同参画課
252	父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	男女共同参画課

番号	事業名	事業の概要	担当課
253	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」、これから推進予定の企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定し公表します。また、区内の中小企業で、男性が育児休業等を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。さらに、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	男女共同参画課

施策3-7 外国につながるのある家庭、子どものために

番号	事業名	事業の概要	担当課
254	日本語学習への支援	区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。	多文化共生推進課
255	外国語版生活情報紙の発行	外国人向けの生活ガイドを作成配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	多文化共生推進課
256	保育園児等へのサポート	日本語によるコミュニケーションが困難な子どもを対象として、母国語でのサポートを行いながら、日本語の理解を促します。保護者に対しては、保護者会等に通訳者を派遣します。	保育指導課
257	新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどの案内を掲載した冊子を作成し、住民登録手続きの際などに配布します。	多文化共生推進課
258	外国語版生活情報ホームページの作成	外国人向けの生活情報ホームページを作成します。	多文化共生推進課
259	外国語版SNSの運営	区内で生活する外国人に対し、行政情報、生活情報、災害時の情報をSNSを通じて発信します。	多文化共生推進課
260	多文化共生のまちづくりの推進	外国人や日本人の地域住民・ボランティア・活動団体等でネットワークを構築する「新宿区多文化共生連絡会」の運営、外国人と日本人が共に区政に参画する「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営を通じ、多文化共生のまちづくりを推進します。	多文化共生推進課
261	日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センター又は学校にて、日本語初期指導を実施した後、希望者等には日本語による教科の学習指導を実施します。また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に学習指導を行い、進学を支援します。さらに、タブレット端末やデジタル教材を使用した学習に対応した指導を取り入れ、自学自習を支援します。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
262	日本語学級の運営	日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を付与し、指導方法や進路等に関する情報提供などにより、区内の他の学校の取組を支援しています。	教育支援課
263	多言語による就学案内と入学予定先アンケートの実施	区内居住の外国籍の子どものうち、翌年度小学校へ就学する年齢の子どもの保護者及び中学校へ就学する年齢の子どもの保護者に対し、多言語の就学に対する案内書を、8月中旬（新小1）・9月中旬（新中1）に郵送等で周知します。同様に、小学校へ就学する年齢の子どもの入学予定に関するアンケートも行い、就学の機会を逃すことのないよう、周知活動を行っていきます。	学校運営課

施策目標4 安心できる子育て環境をつくります

施策4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
264	スポーツ推進委員の活動	区民へのスポーツ実技指導、スポーツ活動に関する組織の育成、学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行います。	生涯学習スポーツ課
265	「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援します。	四谷特別出張所
266	家庭・地域の教育力向上支援（新宿子育てメッセ実行委員会の活動）	家庭と地域の教育力向上のため、新宿子育てメッセ実行委員会の活動を通じて、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境づくりを目指します。	子育て支援課
267	思春期の子育て支援事業	思春期の子育てを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催します。	子育て支援課
268	北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）	地域住民が主体となるNPO法人が、利用者とアイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。	子育て支援課
269	家庭・地域の教育力向上支援（新宿区青少年活動推進委員の活動）	青少年の体験活動などを通じて、家庭・地域の教育力向上を図るために活動しています。	子育て支援課
270	地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位として作られ、地域の実情に即した活動を展開しています。	子ども家庭課 特別出張所
271	社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更生・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、区では7月～8月を強調期間として、各団体が運動を展開しています。	子ども家庭課

番号	事業名	事業の概要	担当課
272	認可保育園・認定こども園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者が在園児や保護者とふれあう場を提供します。また、ベビーマッサージや食育講座など、子育ての不安感を解消するための講座も開催しています。	保育指導課
273	新宿区子ども未来基金を活用した事業	子どもの育ちを支援する活動団体に助成するほか、活動を新たに始める、あるいは安定して活動したい団体等へコンサルティングを受ける機会を提供しています。ほかに、部活動の全国大会等に出場する高校生への交通費・宿泊費助成や生活困窮世帯の高校3年生への検定試験料等の助成など、子どもの夢を育む活動や体験を支える取組を行っています。	子ども家庭課
274	児童館自主事業運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等との交流を図ります。	子育て支援課
275	落合三世代交流事業	西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	子育て支援課
276	児童と高齢者の交流	児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設けます。	子育て支援課
277	市街地再開発事業等における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業等においては、地域特性や、プロジェクトの特性等に配慮した上で、子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現します。	防災都市づくり課
278	家庭の教育力向上支援	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。PTAとの連携により多様なテーマで「家庭教育講座」を開催するほか、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施します。講座等に参加できない保護者には家庭教育について考える機会となるよう「家庭教育ワークシート」等を作成して配布します。また、「入学前プログラム」では、小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の子どもと保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。	教育支援課
279	協働推進基金助成金	区の出資金と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を活用し、NPO等の社会貢献活動を行う団体に対して助成します。	地域コミュニティ課

施策4-2 子どもの笑顔があらわれるまちづくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
280	子育て応援ショップの登録促進	子どもを連れた人へ配慮する取組を行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーを交付したり、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」で検索できるようにしています。 親子で外出しやすいまちづくりを通じて、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。	子ども家庭課
281	バリアフリーの基盤整備	区内全駅でのホームドアの整備や、バリアフリールート複数化や最短化等、駅利用者の安全性能及び利便性の一層の向上を図るよう、鉄道事業者と協議し、働きかけていきます。	都市計画課
282	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。 ユニバーサルデザインまちづくりニュースレターの作成等や適合証を活用し、普及啓発を実施します。	景観・まちづくり課
283	清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。	みどり公園課

施策4-3 もっと安全で安心なまちづくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
284	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。	危機管理課
285	安全教育の推進	安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で作成する学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。 さらに、関係部署と連携し、小・中学校において自転車教室や交通安全教室を開催します。	関係各課 教育調整課 教育指導課
286	みんなで進める交通安全	[交通安全教育]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けにスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 [交通安全総点検]：「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年5～6校の通学路の点検を計画的に実施していきます。	交通対策課

番号	事業名	事業の概要	担当課
287	緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及、啓発等について、警察や地域と協力して推進します。	子ども家庭課
288	新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校1年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付します。	学校運営課
289	子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、子どもの安全を見守るボランティア活動の支援として、防犯用品の配付等を行います。	教育支援課
290	小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努めます。私立等の小・中学生には希望者に貸与します。	学校運営課
291	通学路における防犯カメラの運用	区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、子どもたちのより一層の安全確保を図ります。	学校運営課
292	重点地区に対する防犯カメラ設置補助事業の勧奨	重点地区を対象に東京都と区から補助を受けられる防犯カメラの設置を積極的に勧奨します。	危機管理課

施策4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
293	環境学習情報センター	環境学習・環境教育を推進する拠点として、区内外の多様な主体と連携し、区民や事業者が環境活動や環境学習に取り組める機会を設けるとともに、情報の発信や活動の場を提供します。	環境対策課
294	環境学習・環境教育の推進	「環境学習ガイド」や「目指せ！ゼロカーボンシティ新宿」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進し、環境配慮意識の啓発と行動変容の促進を図ります。各小学校で環境について学んできたことをまとめ、オンライン等も活用して小学校相互で環境学習発表会を実施しています。	環境対策課 (環境学習発表会は教育支援課)
295	アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)	アユ等の水生生物が生息できる環境とするとともに、区民が水辺に親しむことができる水辺空間の創出を図ります。区内の子どもや地域の方々を対象に、生き物調査等、神田川ファンクラブの活動などを通じて、河川に対する問題意識の醸成を図るとともに、河川を愛する気持ちを育み、神田川の環境への理解を深めることができるような取組を進めます。	みどり公園課
296	リサイクル活動センターの管理運営	ごみ減量及び3R活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行います。環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・3R意識の醸成と啓発を図ります。	ごみ減量リサイクル課

番号	事業名	事業の概要	担当課
297	特定住宅の管理運営	20歳未満の子どもを扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	住宅課
298	区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	住宅課
299	高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅への入居等に際し保証会社を利用する場合に、保証料の一部を最長10年間助成します。また、区と協定を結んでいる保証会社をあっ旋します。加えて、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で情報共有と連携体制の強化を図り、高齢者等の住宅確保要配慮者に対するセーフティネット住宅の確保など、様々な支援に取り組んでいます。	住宅課
300	住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯の円滑な区内転居を支援するため、転居に係る費用の一部を一時金として助成します。	住宅課
301	民間賃貸住宅家賃助成（子育てファミリー世帯向）	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の子どもを扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	住宅課
302	ワンルームマンション条例の運用	一定規模以上のワンルームマンション等に家族向け住戸の設置を義務づけることなどを規定した「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」に基づき届出の審査を行います。	住宅課
303	多世代・次世代育成居住支援	<p>【多世代近居同居助成】 区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。</p> <p>【次世代育成転居助成】 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子どもの出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引っ越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。</p>	住宅課

2 協議等活動記録

		会議日程等	摘要・その他
令和5年	9月25日～ 10月15日	子ども・子育て支援に関する調査 (アンケート調査)	・調査概要については、P.8 参照
	6月24日	第1回次世代育成協議会部会	・策定方針及び骨子案協議
令和6年	6月28日	第1回次世代育成支援推進本部会議	・骨子案協議
	7月2日	第1回子ども・子育て会議	・骨子案への意見聴取
	7月16日	第1回次世代育成協議会	・骨子決定
	8月26日	第2回次世代育成協議会部会	・計画素案協議
	8月29日	第2回次世代育成支援推進本部会議	・計画素案協議
	9月3日	第2回子ども・子育て会議	・計画素案への意見聴取
	9月6日	第2回次世代育成協議会	・計画素案協議
	10月29日	政策経営会議	・計画素案決定
	11月18日 19日	区民向け説明会	・説明会概要については、P.9 参照
	11月15日～ 12月2日	子ども Web アンケート	・子ども Web アンケート概要については、P.10 参照
	11月15日～ 12月16日	パブリック・コメント	・パブリック・コメント概要については、P.9 参照
令和7年	1月22日	第3回次世代育成協議会部会	・計画案協議
	1月27日	第3回次世代育成支援推進本部会議	・計画案協議
	1月31日	第3回子ども・子育て会議	・計画案への意見聴取
	2月10日	第3回次世代育成協議会	・計画案協議
	3月3日	政策経営会議	・計画決定

3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成

(第十期：令和5年6月23日～令和7年6月22日) 敬称略

役職名	組織・団体等	氏名	部会	備考
会長	新宿区長	吉住 健一		
副会長	東京学芸大学名誉教授	福富 護	○	部会長
委員	日本大学特任教授	太田 由加里	○	
	大妻女子大学准教授	石井 章仁	○	
	区民（公募）	岩田 優子	○	
	区民（公募）	清野 順子	○	
	区民（公募）	伊藤 愛	○	
	商工会議所	太田 昌一郎		
	連合新宿地区協議会	池上 芽		
	民生委員・児童委員協議会	藤塚 米子	○	
	新宿区青少年団体連合会	中嶋 心み江		
	区立小学校 PTA 連合会	伊丹 啓雄	○	～令和6年5月28日
	区立小学校 PTA 連合会	本橋 弘康	○	令和6年5月29日～
	区立中学校 PTA 協議会	今井 康之	○	
	しんじゅく女性団体会議	堀 全		
	新宿区保護司会	宮田 和夫		
	四谷地区青少年育成委員会	藤咲 園子	○	
	筆筈地区青少年育成委員会	飯島 泰文		
	早稲田地区青少年育成委員会	細川 聡		
	若松地区青少年育成委員会	織畑 深雪		
	大久保地区青少年育成委員会	廣田 貢		
	戸塚地区青少年育成委員会	伊藤 容子		
	落合第一地区青少年育成委員会	矢崎 礼子		
	落合第二地区青少年育成委員会	辻村 扶美子		
	柏木地区青少年育成委員会	山浦 秀彰		
	角筈地区青少年育成委員会	廣川 陽子		
	区立幼稚園 PTA 連合会	佐藤 麻未	○	～令和6年5月28日
	区立幼稚園 PTA 連合会	佐々木 彬子	○	令和6年5月29日～
	新宿区学童保育連絡協議会	吉安 牧紀	○	
	新宿区障害者団体連絡協議会	根本 綾子	○	
	新宿区更生保護女性会	今井 茂子		
	教育長	針谷 弘志		
区立中学校校長会	伊藤 裕一			

役職名	組織・団体等	氏名	部会	備考
委員	区立小学校校長会	古賀 靖真		
	区立幼稚園園長会	井口 美由紀		～令和6年3月31日
	区立幼稚園園長会	樺沢 一彦		令和6年4月1日～
	新宿区私立幼稚園連合会	大矢 路子	○	
	区立保育園・子ども園園長会	田中 和枝		
	新宿地区私立保育園連合会	佐藤 恵亮	○	
	地域子育て支援センター	吉野 智子	○	
	新宿警察署長	永野 雅通		～令和6年5月28日
	新宿警察署長	國府田 剛		令和6年5月29日～
	四谷警察署長	三枝 司佳		～令和6年9月1日
	四谷警察署長	鈴木 智文		令和6年9月2日～
	牛込警察署長	岩田 利幸		～令和5年12月19日
	牛込警察署長	谷口 正行		令和5年12月20日 ～令和6年9月1日
	牛込警察署長	大森 隆之		令和6年9月2日～
	戸塚警察署長	上垣外 謙一		～令和6年5月28日
	戸塚警察署長	春田 昭浩		令和6年5月29日～
	新宿少年センター所長	秋元 一二美		～令和5年12月19日
	新宿少年センター所長	小長谷 信一		令和5年12月20日 ～令和6年9月1日
	新宿少年センター所長	松崎 充博		令和6年9月2日～
	新宿消防署長	山崎 裕一		～令和6年5月28日
新宿消防署長	加藤 英治		令和6年5月29日～	
東京都児童相談センター所長	田中 敦子			

4 新宿区子ども・子育て会議の構成

(第五期：令和5年6月22日～令和7年6月21日) 敬称略

役職名	組織・団体等	氏名
会長	白百合女子大学教授	高橋 貴志
副会長	共立女子大学教授	小原 敏郎
委員	玉川大学教授	宮崎 豊
	区民（公募）	大貫 奈美子
	区民（公募）	杉田 夏木
	区民（公募）	本多 優季子
	保育事業者	永田 良恵
	保育事業者	石田 亜由美
	私立幼稚園連合会	千葉 伸也
	学童保育事業者	湯川 徹
	区立保育園・子ども園	南 美貴
	民生委員・児童委員協議会	小林 良一
	新宿子育てメッセ実行委員会	岡本 由佳

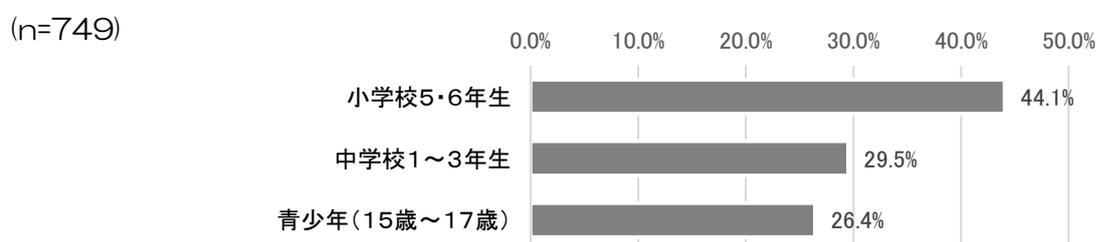
5 子ども Web アンケートの結果概要

■子ども Web アンケートの概要

対 象	区内在住・在学・在勤の小学校5・6年生、中学校1～3年生、青少年（15歳～17歳）
実施方式	インターネットサイトを通じたアンケート（対象であれば誰でも回答可）
実施期間	令和6年11月15日（金）から12月2日（月）まで
回 答 数	749人

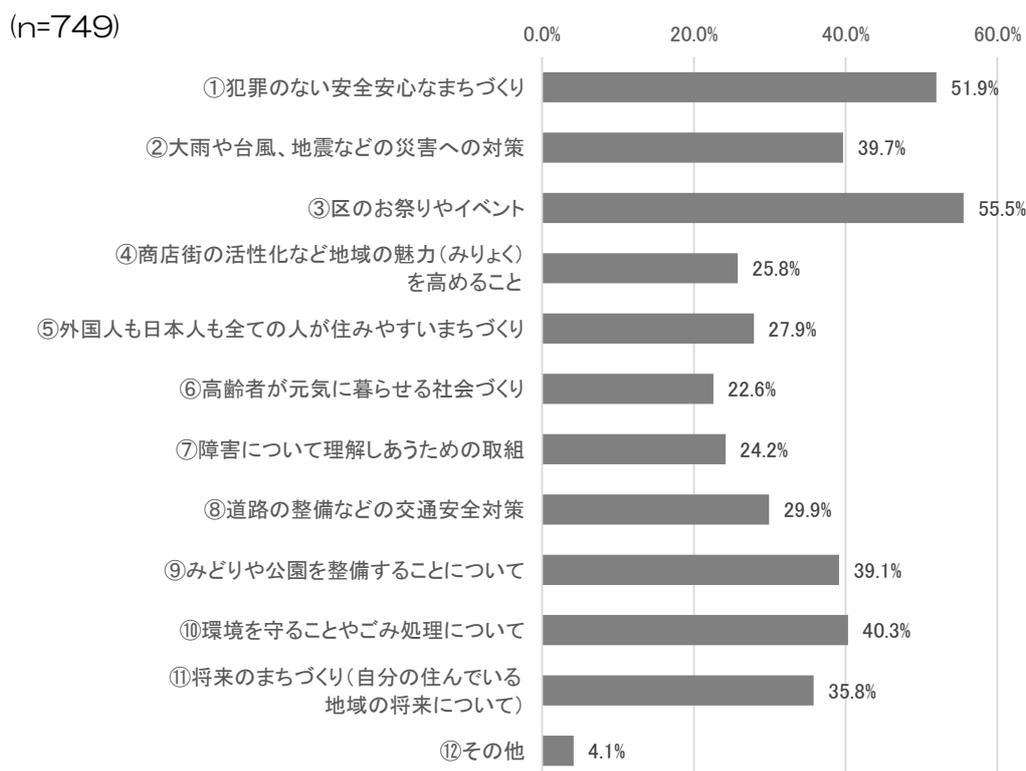
■子ども Web アンケートの結果

Q1 あなたの学年もしくは年齢を次から選んでください。年齢は令和6年4月1日現在で数えてください。



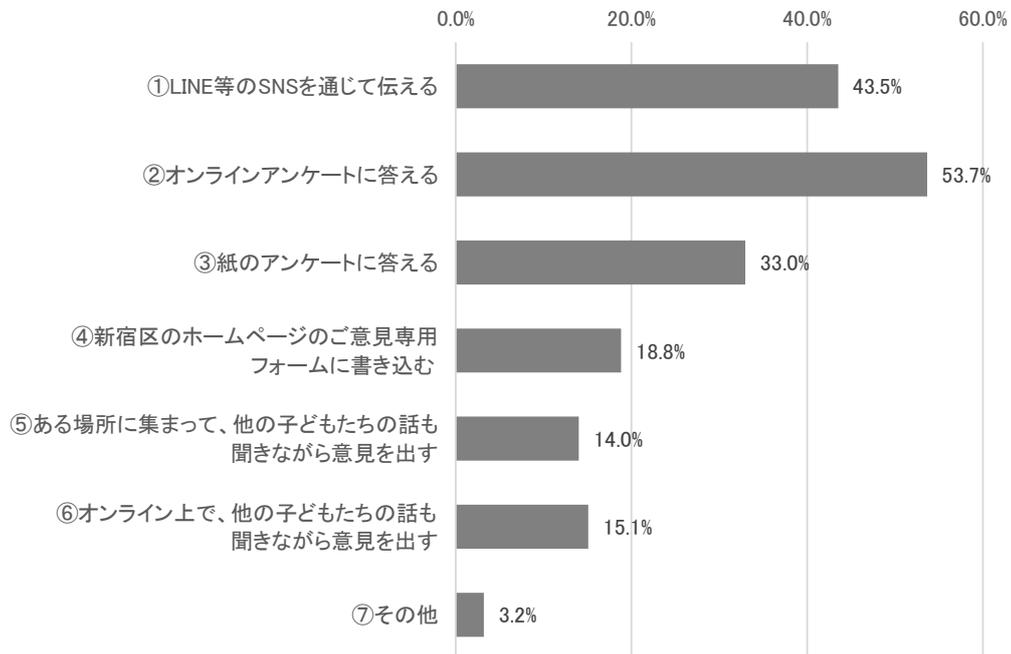
<子どもが区政に関して意見を言う機会>

Q2 「小・中学生フォーラム」では、次のようなテーマで子どもたちが区長と意見交換しました。あなたは、区が行っている仕事の中で、どのようなテーマに関心がありますか。（いくつでも✓をつけてください）



Q3 あなたは、どのような場面や方法であれば、区が行っている仕事に対して自分の意見を言いやすいですか。(いくつでも✓をつけてください)

(n=749)

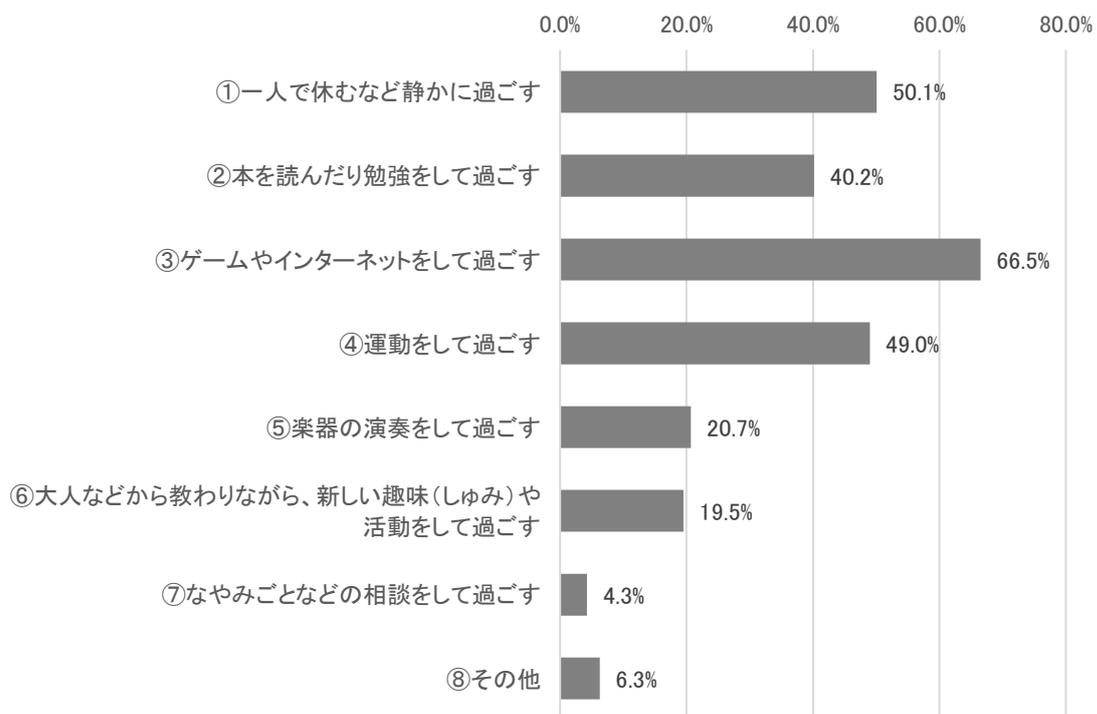


<放課後や休日の過ごし方について>

Q4 区では、区の施設や事業を活用して、以下のような活動ができるよう準備しています。

あなたは、放課後や休日に自宅以外で、どのように過ごしたいですか。(いくつでも✓をつけてください)

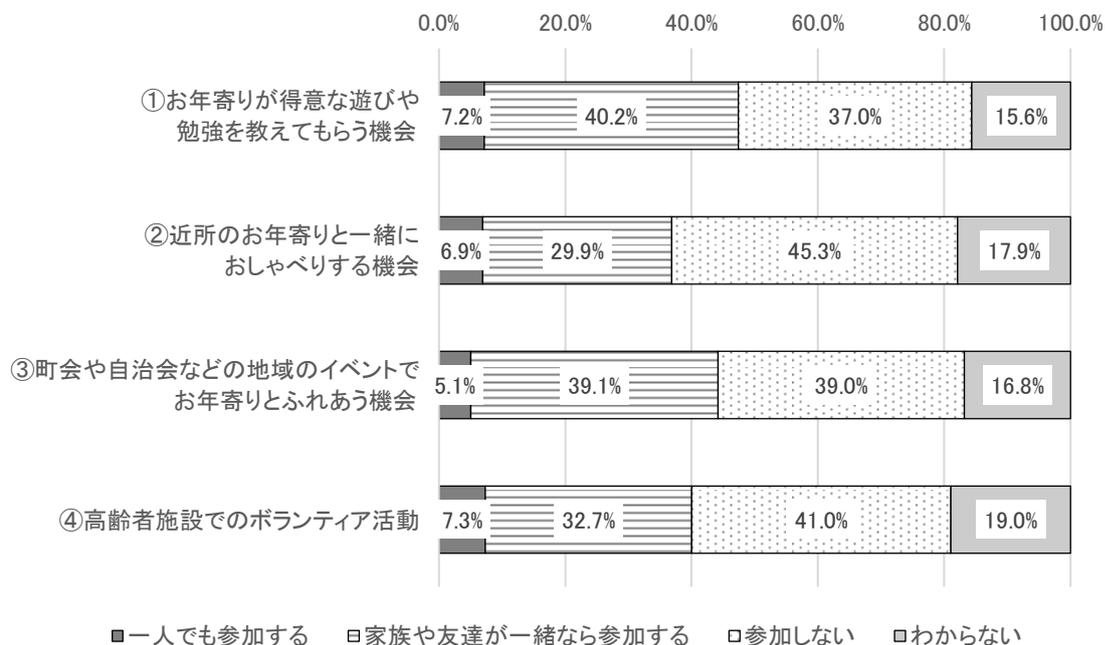
(n=749)



<高齢者との交流について>

Q5 あなたは、次のような機会がある場合、参加しますか。(それぞれ1つを選んでください)

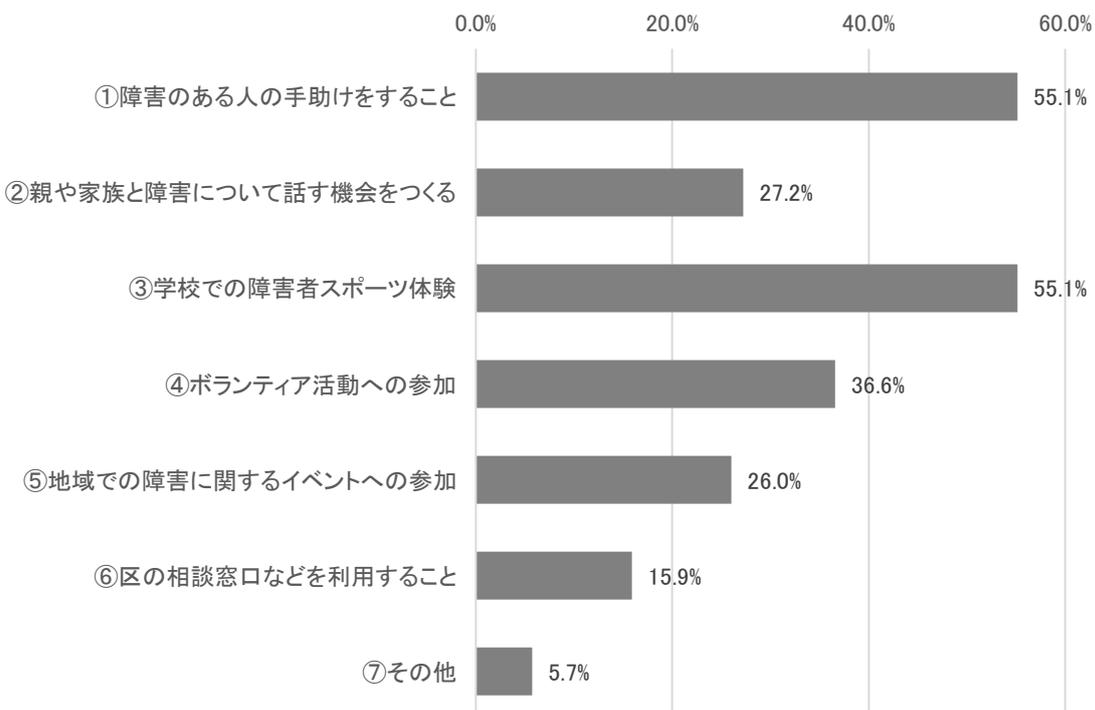
(n=749)



<障害者理解について>

Q6 障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指して、障害について理解するために、あなたはどのようなことや取組が必要だと思いませんか。(いくつでも✓をつけてください)

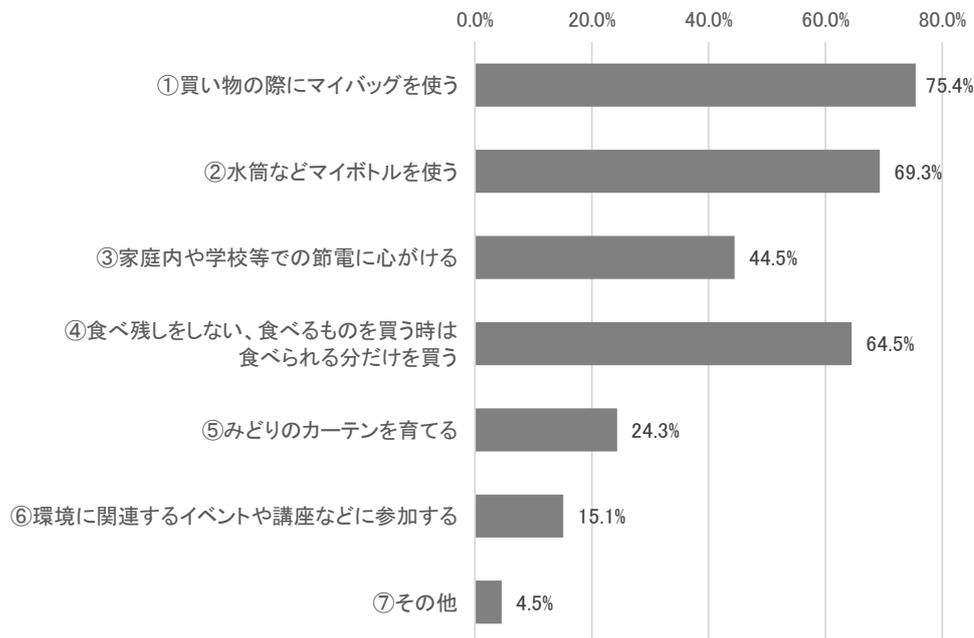
(n=749)



<環境保全への取組について>

Q7 環境を守るための次の行動のうち、あなたがやっていること、またはやってみたいことは次のうちどれですか。(いくつでも✓をつけてください)

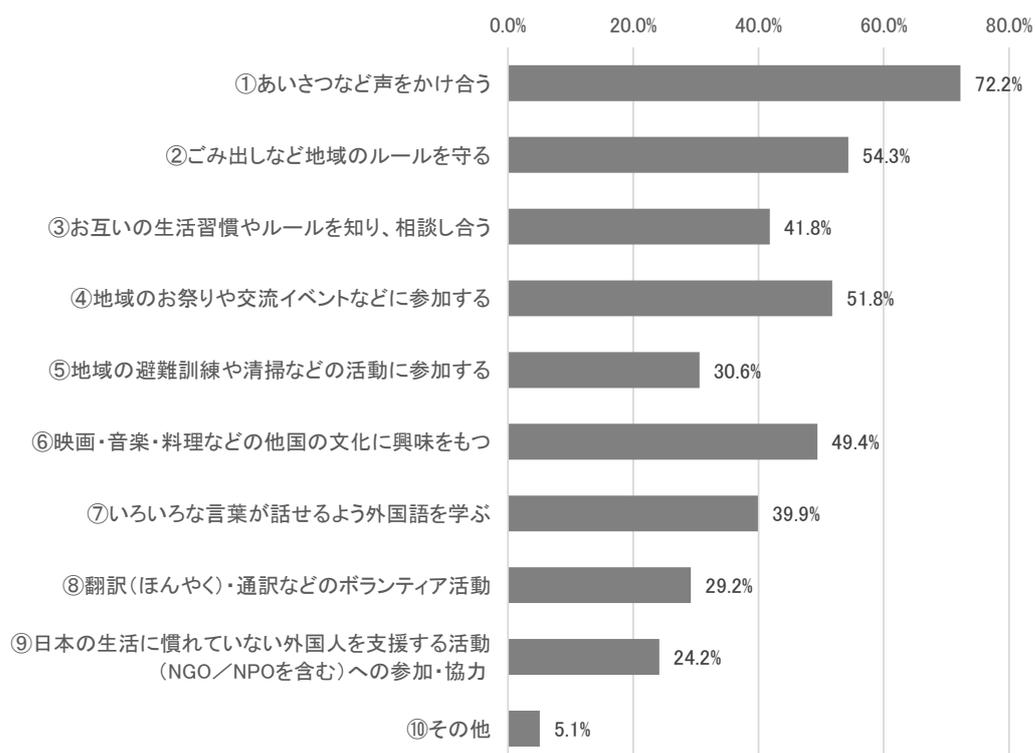
(n=749)



<多文化共生について>

Q8 「日本人も外国人も全ての人が暮らしやすいまち（多文化共生のまち）づくり」を進めるために、お互いが必要だと思うことは何ですか。(いくつでも✓をつけてください)

(n=749)



6 新宿区次世代育成協議会条例

平成17年3月24日

条例第18号

改正 平成19年6月21日条例第47号

平成27年3月23日条例第18号

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 前2項に規定する協議会の所掌事務には、新宿区子ども・子育て会議の所掌事務に該当するものを含まないものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員43人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 区民 3人
- (3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員(次号に掲げる者を除く。)) 1人
- (4) 労働組合の組合員 1人
- (5) 地域活動団体の構成員 20人
- (6) 教育、保健、福祉等の関係者 8人
- (7) 関係行政機関の職員 7人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年6月21日条例第47号)

1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年3月23日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)

7 新宿区子ども・子育て会議条例

平成27年3月23日

条例第18号

改正 令和5年3月20日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、新宿区における法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3人以内

(2) 法第6条第2項に規定する保護者 4人以内

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を行うもの(法人その他の団体にあっては、その構成員) 5人以内

(4) 地域活動団体の構成員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第1号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新宿区次世代育成協議会条例の一部改正)

4 新宿区次世代育成協議会条例(平成17年新宿区条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月20日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

8 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区次世代育成支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は区長の職にある者をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を総理する。

4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする

(1) 次世代育成支援にかかわる計画の策定に関すること

(2) 次世代育成支援にかかわる諸施策の協議及び推進に関すること

(3) 次世代育成支援にかかわる計画の推進の総合調整に関すること

(4) その他次世代育成支援にかかわる施策の推進に関し本部長が必要と認める事項

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

2 本部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

3 会議を開催することが困難な事情があり、区長がやむを得ないと認める場合は、書面により会議を開催し、検討を行うことができるものとする。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

3 幹事長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の会務を総理するものとする。

5 副幹事長は、子ども家庭部子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

8 幹事会は本部会議に付議する事案について調査及び検討する。

9 幹事会は幹事長が招集する。

(部会)

第6条 幹事会に部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、子ども家庭部子ども家庭課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附則
- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本部長	総合政策部長
	総務部長
	危機管理担当部長
	地域振興部長
	文化観光産業部長
	福祉部長
	社会福祉協議会担当部長
	子ども家庭部長
	子ども総合センター所長
	健康部長
	新宿区保健所長
	みどり土木部長
	環境清掃部長
	都市計画部長
	教育委員会事務局次長
中央図書館長	

別表第2（第5条関係）

幹事	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	危機管理担当部 危機管理課長
	地域振興部 地域コミュニティ課長
	文化観光産業部 文化観光課長
	福祉部 地域福祉課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康政策課長
	みどり土木部 土木管理課長
	環境清掃部 環境対策課長
	都市計画部 都市計画課長
	教育委員会事務局 教育調整課長

9 関連する法令

■こども基本法

令和四年法律第七十七号

こども基本法

- 目次 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条―第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともにこども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
 - 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定することの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和六年政令第二百九十号で令和六年九月二十五日から施行)

■子ども・子育て支援法（抄）

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 子ども・子育て支援給付
第一節 通則（第八条）
第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節 子どものための教育・保育給付
第一款 通則（第十一条—第十八条）
第二款 教育・保育給付認定等（第十九条—第二十六条）
第三款 施設等給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）
第四節 子育てのための施設等利用給付
第一款 通則（第三十条の二・第三十条の三）
第二款 施設等利用給付認定等（第三十条の四—第三十条の十）
第三款 施設等利用費の支給（第三十条の十一）
第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等
第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一款 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）
第二款 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）
第三款 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）
第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
第二節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二—第五十八条の十二）
第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）
第六章 費用等
第一節 費用の支弁等（第六十五条—第六十八条の二）
第二節 拠出金の徴収等（第六十九条—第七十一条）
第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等
第一款 通則（第七十一条の二）
第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務（第七十一条の三）
第三款 子ども・子育て支援納付金の額等（第七十一条の四—第七十一条の七）
第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法（第七十一条の八—第七十一条の十三）
第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等（第七十一条の十四—第七十一条の二十五）
第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等（第七十一条の二十六—第七十一条の二十八）
第七款 雑則（第七十一条の二十九・第七十一条の三十）
第七章 市町村等における合議制の機関（第七十二条）
第八章 雑則（第七十三条—第七十七条）
第九章 罰則（第七十七条の二—第八十二条）
附則
第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第六条から第六十条 省略

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保

- 護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第六十二条から第八十二条 省略

■次世代育成支援対策推進法（抄）

平成十五年法律第百二十号

次世代育成支援対策推進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第九条から第二十七条 省略

■母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

昭和三十九年法律第百二十九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第二章 基本方針等（第十一条・第十二条）
- 第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条—第三十一条の五）
- 第四章 父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条の六—第三十一条の十一）
- 第五章 寡婦に対する福祉の措置（第三十二条—第三十五条の二）
- 第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七条）
- 第七章 母子・父子福祉施設（第三十八条—第四十一条）
- 第八章 費用（第四十二条—第四十五条）
- 第九章 雑則（第四十六条・第四十七条）
- 第十章 罰則（第四十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

第三条の二から第十一条 省略

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条から第四十八条 省略

■ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（抄）

平成三十年法律第四百号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 成育医療等基本方針(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十六条)
- 第四章 雑則(第十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

2 この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

(基本理念)

第三条 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならない。

2 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならない。

3 成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならない。

4 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条～第十七条 省略

■子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及び子ども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、子ども基本法第二条第一項に規定する子どもをいう。

(基本理念)

第三条 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じ包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 この子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 子ども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この子どもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 この子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属する子どもの

高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
 - 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。
- 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)(令和7年度～令和11年度)

発行年月 令和7(2025)年3月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03(5273)4260

ファックス03(5273)3610

印刷物作成番号

2024-12-3001

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

新宿区子ども・子育て支援事業計画
(第三期)

新宿区